平成 26 年度外交・安全保障調査研究事業費補助金(調査研究事業)対象事業 「社会性評価基準の国際標準化に向けた戦略の研究」フェーズ II 報告書

社会的インパクト評価促進に向けた 現状調査と提言

2015年3月

一般財団法人 国際開発機構

はしがき

本報告書は、一般財団法人国際開発機構が、平成 26 年度外務省外交・安全保障調査研究 事業(調査研究事業)による支援を受けて実施した「社会性評価基準の国際標準化研究フェ ーズ II」について、その結果をとりまとめたものです。

近年、新たな開発資金として「社会的投資」(インパクト・インベストメント)が注目されています。それと同時に、投資効果としての社会的インパクトを評価・測定するための社会的インパクト評価(社会性評価)の標準化に向けた議論が進んでいます。

このような背景から、当財団は、平成 25 年度に社会的インパクト評価基準の国際的な標準化のプロセスに日本が積極的に関与していくための戦略を研究・提言するための調査研究を実施しました。この研究では、社会的インパクト評価基準に関する動向を調査した上で、他分野における国際標準化をめぐる競争過程を分析し、社会的インパクト評価基準の標準化において日本が取りうる戦略の検討を行いました。

本調査フェーズIIでは、その後の標準化の最新動向を踏まえた上で、フェーズIで検討した戦略の一つである社会的インパクト評価の普及に焦点をあて、英国と日本における社会的インパクト評価の現状を調査しました。また、既存の評価ガイドラインを参照しながら評価において必要不可欠な要素を検討し、その上で日本における社会的インパクト評価の促進に向けた方策を提言しました。

本調査研究の実施にあたっては、慶應義塾大学大学院 経営管理研究科の岡田正大教授と同大学院 政策・メディア研究科の伊藤健特任助教にアドバイザーをお願いし、調査開始から報告書作成に至るまで、専門的な立場からの助言を頂き、多大なご協力を賜りました。また、日本国内における社会的インパクト評価の実態を把握するため、NPO、社会的企業、社会的投資ファンド、信用金庫など計 23 の関係機関と、有識者へのインタビューを実施しました。また日本財団はじめ多くの関係者の皆様から多大なるご協力を頂きました。ここに心から謝意を表します。

最後に、本報告書に記載した見解は、本件調査研究チームによるものであり、日本政府は もとより当財団の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

2015年3月

一般財団法人 国際開発機構 社会的インパクト評価研究チーム

要約

1. 本調査研究の概要

本調査研究の目的は、社会的インパクト評価手法の国際的標準化に向けた G8 及びその協力機関をはじめとした世界の社会的インパクト評価の標準化に係る動きを情報収集・分析し、今後日本として積極的に標準化のプロセスに関与していくための基盤をどのように組み立てていくのが効果的かを研究することである。その基盤形成の戦略の一つとして、社会的インパクト評価の促進があると考えられる。本調査フェーズ II では、社会的インパクト評価の実施を促進するための仕組みづくりに関する諸外国の経験や日本の現状を調査し、日本における社会的インパクト評価促進のための環境整備の方策を考察した。以下は本調査研究結果の要約である。

2. 社会的インパクト評価の標準化に関する国際的な動向

国際的には社会的インパクト評価の標準化が二つの文脈において進んでいる。一つは資本市場における企業の社会性を企業価値として捉え、評価しようとする動きである。財務情報とともにESG(環境・社会・ガバナンス)関連情報などの非財務情報は企業価値の一部として評価され、企業の社会性の視点を取り込んだ評価基準や概念が、企業報告のガイドラインとして多くの企業に活用されている。もう一つは、投資によって社会的課題解決に資するインパクト創出を目指す、社会的投資に関する動きである。2013年のG8サミットでは社会的投資が主要テーマとして取り上げられ、社会的投資市場拡大に向け社会的インパクト評価の重要性が明言された。これら二つの動向を背景に、欧米を中心に社会的インパクト評価の標準化に関する動きが活発化している。今後二つの文脈の融合により社会的インパクト評価の標準化に関する合意形成が、世界規模で進んでいくことが予想される。

3. 英国における社会的インパクト評価の現状と促進に向けた施策

社会的インパクト評価先進国である英国では、社会的インパクト評価の多様なレベルでの標準化が進んでいる。社会的インパクト評価促進に向け、英国では官民連携により、いくつかの施策が講じられた。具体的には、成果志向の調達や投資による社会的インパクト評価の動機付けならびに義務化、評価能力強化支援を目的とした評価ツール・支援プラットフォームの整備、評価の質を確保するためのガイドライン策定、ベストプラクティスの共有といった取り組みであり、非営利組織による社会的インパクト評価の促進につながった。英国では評価実践の積み重ねとともに、民間主導による評価基準や手法の収斂に向けた取組みが並行して行われ、社会的インパクト評価の普及を促したと考えられる。

4. 日本における社会的インパクト評価の現状

日本における事業実施者(資金需要者)による社会的インパクト評価の現状は、多くの場合、アウトプットレベル(活動の結果レベル)の評価にとどまっている。評価は主に経営管理や事業改善等の内部目的で実施され、その方法も、事業の分野や組織のビジョンやミッション、評価の目的等によって様々である。また評価に関する知識、人材、資金の制約は事業実施者の課題となっている。非営利組織やソーシャル・ビジネス向け融資を行う金融機関の融資審査では、あくまで事業性の評価に重きが置かれ社会性に関する評価は重視されていない。社会的投資ファンドやベンチャー・フィランソロピー組織は、投融資・助成審査時、モニタリングにおいて、社会性に踏み込んだ評価を投融資・助成先と協働で実施している。資金提供者である助成団体も社会性に関する評価をである時であるが、支援分野は多岐にわたり、評価のための予算や体制が十分に整備されておらず、その評価は限定的である。なお、金融仲介機関については、行政や助成団体、中間支援組織とのパートナーシップを通じて、非営利組織に対し資金支援だけでなく経営支援を行う事例もあり、今後社会的インパクト評価のキャパシティ・ビルディングの担い手としての役割も期待される。

5. 社会的インパクト評価において必要不可欠な要素

事業関係者や投資家、市民等の間でのコミュニケーション・ツールとしての社会的インパクト評価の導入は、日本における社会的投資促進の観点からその意義は大きい。日本の現状から事業の結果責任に対する意識向上を図るため、評価主体は事業実施者が適切であると考えるが、一部事業実施者からは第三者の介入が評価の信頼性を高めるとの指摘もある。日本の現状にあった社会的インパクト評価のガイドライン策定には、共通言語の整備とともに最低限の比較可能性を確保し、評価範囲はアウトプットだけでなくアウトカム以上を含めること、負のインパクトも評価のスコープとすることが必須である。また、評価の実現可能性を高めるために、評価が事業そのものや評価主体の負担にならないよう、使用される手法や指標は、個々の事業や組織に適したものを選択するなど、測定の方法や精度は柔軟に検討されるべきである。

6. 日本における社会的インパクト評価促進に向けた提言

日本での社会的インパクト評価の促進には、まずは事業実施者に対し、社会的インパクト評価の 意義・効果についての理解をシンポジウムや勉強会等で促すことが重要である。主に事業実施者 によって行われている評価は、組織のビジョンやミッション、事業内容によって目的や方法、用語の 定義も様々であり、評価の促進、信頼性確保のためにも、日本の実情に合わせた原理原則レベル での社会的インパクト評価ガイドラインの策定が求められる。また、実務レベルで幅広い運用・普及 を図るには、日本の現状において多くのケースで評価主体となっている事業実施者の、専門的人 材や知識、資金へのアクセス拡大が重要である。社会的投資市場の拡大に向け、行政や助成団 体、金融仲介機関、中間支援組織等は、パートナーシップを組み、それぞれの強みを活かし多面 的に支援していくことが必要である。

目次

はしがき

要約

略語表

第1章	はじめに	1
1-1	調査研究の背景と目的	1
1-2	実施体制	2
1-3	実施期間	2
1-4	調査・研究方法	2
1-5	用語の定義	3
1-6	本報告書の構成	6
第2章	社会的インパクト評価の標準化に関する国際的な動向	7
2-1	資本市場における企業報告に関する動向	7
2-2	社会的投資市場における社会的インパクト評価基準標準化の動向	11
2-3	まとめ	14
第3章	英国における社会的インパクト評価の現状	15
3-1	社会的インパクト評価の現状	15
3-2	社会的インパクト評価促進に向けた施策	18
3-3	まとめ	20
第4章	日本における社会的インパクト評価の現状	21
4-1	調査の概要	21
4-2	資金需要者における社会的インパクト評価の現状	22
4-3	金融仲介機関における社会的インパクト評価の現状	24
4-4	資金提供者における社会的インパクト評価の現状	27
4-5	まとめ	29
第5章	社会的インパクト評価において必要不可欠な要素	32
5-1	既存のガイドラインの位置づけ	32
5-2	既存のガイドライン分析の対象	33
5-3	分析の視点	34
5-4	社会的インパクト評価ガイドラインの主要な要素	34
5-5	論点と考察	41
第6章	おわりに	49
6-1	日本における社会的インパクト評価促進に向けた提言	49
6-2	まとめ	51

別添工	: インダビュー光一覧	55
別添 2	: ケース・スタディ	56
2-1	評価によって課題解決力を高める ークロスフィールズー	56
2-2	外部評価で説明責任を果たしたチャンス・フォー・チルドレン	59
2-3	社会的インパクトの定量化を試みたマイクロソフト社	62
2-4	参加型評価の ARUN	64
2-5	VP の果たす役割 ーソーシャル・インベストメント・パートナーズー	67
2-6	資金支援+経営支援の西武信金	70
2-7	様々な評価手法を実践する日本財団	72
別添 3	: 7 つのガイドラインの分析結果概要	74
3-1	New Philanthropy Capital (NPC)の Four Pillar Approach	74
3-2	EU の社会的インパクト評価基準	76
3-3	G8 のインパクト評価ガイドライン	78
3-4	社会投資収益率(Social Return on Investment: SROI)のガイドライン	80
	GRI σ G4 Sustainability Reporting Guidelines	
3-6	国際統合報告(Integrated Reporting)フレームワーク	84
3-7	Impact Reporting and Investment Standards (IRIS)	86
別添 4	: 参考文献リスト	88

図表目次

図表	1-1:実施体制	2
図表	1-2:社会的企業(ソーシャル・ビジネス)の要件	4
図表	1-3:慈善型非営利組織、社会的企業、一般企業の関係	5
図表	2-1: G8 社会的投資タスクフォース 社会的インパクト評価作業部会による提言	13
図表	3-1:英国非営利セクターにおける評価の実施状況	15
図表	3-2:英国非営利セクターにおける評価への取組み動向	16
図表	3-3:社会的インパクト評価に取り組むにあたっての阻害要因	17
図表	3-4:データ収集の方法	18
図表	3-5:英国非営利セクターにおける社会的インパクト評価促進に向けた取組みの	構造
		18
図表	4-1:調査の概要	21
図表	5-1:「標準」の進化と各ステージのガイドラインの例	33
図表	5-2:社会的インパクトとその評価の様々な定義	37
図表	5-3:EU 社会的インパクト評価基準 — インパクトを管理する 5 つのプロセス	38
図表	5-4:G8 ガイドラインにおける社会的インパクト評価のステップ	39
図表	5-5:社会的インパクト評価の実施と社会的インパクトの拡大のイメージ	42
図表	5-6:評価の主体・公開/非公開と目的の関係	43

略語集

略語	正式名称	和訳
CERES	Coalition for Environmental	環境に責任を持つ経済のための連合
	Responsible Economics	
CF	Cross Fields	特定非営利活動法人クロスフィールズ
CFC	Chance for Children	公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
CIPFA	Chartered Institute of Public Finance	英国勅許公共財務会計協会
	and Accountancy	
СРВ	Community Power Bank	東京コミュニティパワーバンク
CRD	The Corporate Reporting Dialogue	企業報告ダイアログ
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DD	Due Diligence	デュー・デリジェンス
ESG	Environment, Society, Governance	環境・社会・ガバナンス
EU	European Union	欧州連合
FASB	Financial Accounting Standards Board	財務会計基準審議会
GECES	Group d'Experts de la Commision sur	EU 社会的インパクト評価手法開発のた
	I'Entrepreneuriat Social	めのサブグループ
GIIN	Global Impact Investing Network	_
GRI	Global Reporting Initiative	グローバル・レポーティング・イニシアチブ
G4	G4 Sustainability Reporting Guideline	G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイ
		ドライン
IASB	International Accounting Standards	国際会計基準審議会
	Board	
ICRF	Invest and Contract Readiness Fund	投資·契約受入準備基金
IOSCO	International Organization of	証券監督者国際機構
	Securities Commissions	
IFAC	International Federation of	国際会計士連盟
	Accountants	
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IFRS	International Financial Reporting	国際財務報告基準
	Standards	
IIRC	International Integrated Reporting	国際統合報告審議会
	Council	
IRIS	Impact Reporting and Investment	

	Standards	
ISO	International Organization for	国際標準化機構
	Standardization	
JVPF	Japan Venture Philanthropy Fund	日本ベンチャー・フィランソロピー基金
KPI	Key Performance Indicator	重要業績指標
NPC	New Philanthropy Capital	_
NPO	Non-Profit Organization	非営利団体
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-	経済協力開発機構
	operation and Development	
RCT	Randomized Controlled Trial	ランダム化比較実験
REDF	Roberts Enterprise Development Fund	ロバーツ財団
SASB	Sustainability Accounting Standards	持続可能な会計基準審議会
	Board	
SEC	Securities and Exchange Commission	米連邦証券取引委員会
SIB	Social Impact Bond	ソーシャル・インパクト・ボンド
SIP	Social Investment Partners	一般社団法人ソーシャル・インベストメン
		ト・パートナーズ
SRI	Socially Responsible Investment	社会的責任投資
SROI	Social Return on Investment	社会的投資収益率
TRASI	Tools and Resources for Assessing	社会的インパクト評価のためのツールと
	Social Impact	リソース(データベース)
VC	Venture Capital	ベンチャー・キャピタル
VP	Venture Philanthropy	ベンチャー・フィランソロピー

第1章 はじめに

1-1 調査研究の背景と目的

近年、新たな開発資金として「社会的投資」」が注目されると同時に、投資が生み出す社会的リターンの評価基準・フレームワークをめぐる議論が活発化している。平成 25 年度、当財団は、投資の社会的インパクト評価基準の国際的な標準化過程において、日本が積極的に関与していくための戦略を研究・提言するための調査研究を実施した。その研究では、①社会的インパクト評価基準に関する議論の集約、②他分野における国際標準化をめぐる競争過程の分析、③社会的インパクト評価基準に関する議論の標準化において日本が取りうる戦略の検討を行い、提言を行った。

同研究の最中(2013年6月)には、英国キャメロン首相の提唱により、同国内閣府の主導で、G8 メンバーによる社会的投資促進のためのタスクフォース(「G8 社会的インパクト投資タスクフォース (Social Impact Investment Taskforce)」)が発足し、4 つの作業部会が設置された。そのうち、社会的インパクト評価作業部会(Working Group of Experts on Impact Measurement)は、社会的インパクト評価の標準化に向け、既存の社会的投資の評価手法に統一性を持たせることを念頭に、2014年9月に「G8 インパクト評価ガイドライン」を策定した。このように社会的投資の評価手法の標準化は確実に動き出している。

社会的投資は、公的資金に限りがある中、主に民間から集める新たな開発資金として注目されている。しかし、現状では、日本の社会的投資の規模は欧米諸国に比べてかなり小さい。社会的投資資産残高は、世界的には全運用資産の22%を占めるのに対して、日本では0.2%であり、総額で見ても世界の社会的投資資産残高に占める日本のシェアは0.1%程度(2011年)と、存在感を示すことが困難な状況にある²。

本調査研究の目的は、上記のような社会的インパクト評価手法の国際的標準化に係る最新の動きを情報収集・分析するとともに、フェーズ I で検討した戦略の一つである社会的インパクト評価の普及に焦点をあて、世界が標準化に向かう中で、日本ではどのような取組みを進めていくことが社会的インパクト評価を普及・深化させ、それによって社会的投資を拡大できるかを研究することである。そのために、社会的インパクト評価の実施を促進するための仕組みづくりに関する諸外国の経験や日本の現状を調査し、日本における社会的インパクト評価促進のための環境整備の方策を考察した。

¹ 社会的投資とは、財務的リターンに加え、正の社会的インパクトを創出することを目的とし、企業や組織に直接なされる投融資、もしくはファンド等の金融仲介機関を介してなされる投融資を指す。社会的インパクト投資、インパクト・インベストメントとも呼ばれる。代表的な社会的投資ファンドとしては、Acumen(米国)や Bamboo Finance(スイス)がある。また、Charity Bank(英国)や Triodos Bank(オランダ)といった社会的投資専門の預金取扱機関もある。世界の社会的投資市場は、2013 年現在 360 億ドルの規模とされ(Cabinet Office, 2013)、2020 年までに4,000 億ドルから 1 兆ドルに達するとの予測もある(O'Donohoe, 2010)。

² 国際開発機構(2014)。2014 年 12 月現在の SRI 残高(投資信託および社会貢献型債権合計額)は 9,217 億円 (社会的責任投資フォーラムホームページ www.jsif.jp.net)。

1-2 実施体制

本調査研究は、下表の体制で実施した。

図表 1-1: 実施体制

担当	氏名	所属機関·部局·職
事業総括	藤田 伸子	(一財)国際開発機構 国際開発研究センター センター長
研究担当1	藤田 滋	同 人材開発事業部 主任
研究担当 2	野口 純子	同 国際開発研究センター 主任研究員
研究担当3	原田 郷子	同 国際開発研究センター 研究員
研究担当 4	池田 智穂	同 国際開発研究センター 主任
アドバイザー	岡田 正大	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授
アドバイザー	伊藤 健	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任助教

1-3 実施期間

本調査研究は2014年6月から2015年3月にかけて実施した。

1-4 調査・研究方法

本調査研究は、次の4つの要素で構成した。

(1) 社会的インパクト評価基準の標準化動向の調査

文献調査および関連団体へのインタビューにより、世界的な社会的インパクト評価の標準化の動きに関する情報収集を行った。

(2) 社会的インパクト評価促進に向けた取組みの検討

文献調査により英国における社会的インパクト評価の現状を調査し、社会的インパクト評価の促進に向けた英国の取組みについて整理を行った。

日本における社会的インパクト評価の現状については、資金需要者、資金仲介者、資金提供者など計 23 組織を対象にインタビュー調査を実施し、現状を分析した。

(3) 社会的インパクト評価枠組みの検討に向けた基礎調査

上記 (2)および本調査フェーズ 1 で社会的インパクト評価基準の標準化との共通点を明らかにした国際会計基準の標準化をふまえ、既存の社会的インパクト評価のガイドラインを 6 つの視点 (a.評価の目的、b.評価の主体、c.用語の定義、d.評価の方法、e.報告・開示項目、f.特徴・その他)から分析し、日本で社会的インパクト評価の標準を策定する際に重視すべき点を検討した。

(4) 調査研究成果の発信

以上の研究成果は以下のように発信した。

- ・ 2014年11月に開催されたG8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会第三回会合(於:日本財団)において、英国における社会的インパクト評価の促進に向けた取組みについての調査結果を発表した。
- ・ アジ研ワールド・トレンド誌(2015年2月号)上で、「多様化する開発資金源 革新的資金 調達メカニズムと社会的インパクト投資-」と題して研究成果の一部を発表した。
- ・ 2015 年 5 月 29 日~30 日に開催予定の「社会的インパクト投資シンポジウム」(於:東京証券取引所)において、本調査の研究成果を発信する。
- ・ 調査研究成果を本報告書としてとりまとめた。本報告書はFASIDホームページに掲載し、広く共有をはかる。

1-5 用語の定義

下記の用語については、一般に合意された定義があるわけではない(第5章5-4-3参照)が、本報告書では基本的に以下の定義で使用した。

(1) アウトプット(活動結果)

事業の活動を通じて生み出された財やサービス。

(2) アウトカム(効果)

事業の活動結果を原因として、受益者を含むステークホルダーに対して生み出された変化。事業の活動結果が直接もたらす初期アウトカムや、初期アウトカムの結果として、長期的に生み出される長期的アウトカムまでを含む。

(3) 社会的インパクト

アウトカムと同義。

(4) 社会性

組織や事業が社会的インパクトを創出していること、もしくは社会的インパクトの創出を組織・事業の目的としていること。

(5) 社会的インパクト評価

事業の結果として創出された社会的インパクトを定性的/定量的に識別・測定し、価値判断を加えること。

(6) 営利組織

組織の構成員の経済的利益を追求し、事業を通じて得た利益を構成員に分配する組織。法人格では、株式会社や合名会社、合資会社、合同会社等が該当する。

(7) 非営利組織

営利を目的とせず、事業を通じて利益を得たとしても組織の構成員に分配せず、組織の活動目的を達成するために事業に再投資する組織。法人格では、特定非営利活動法人や、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人等が該当する。

(8) 社会的企業(ソーシャル・ビジネス)

営利組織か非営利組織かを問わず、下記の3つの要件を満たす組織。事業性については、多くの文献で明確な基準はないが、本調査研究では、伊藤(2013)を参考に、「事業収入が組織の全収入の75%以上であること」を基準とする。

図表 1-2:社会的企業(ソーシャル・ビジネス)の要件

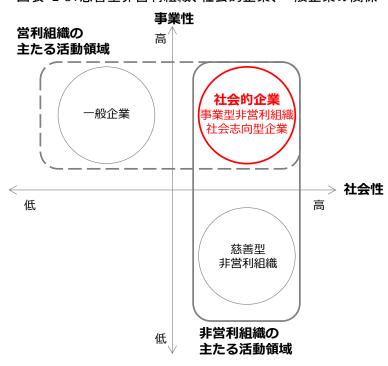
	四弦 12. は公司正来() ン(ル こ) (の) 公女()
社会性	現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。 社会性に関する具体的基準 ・ 社会的課題の分野として、福祉、教育、環境、まちづくり等の公共的分野。 具体的には、高齢者、児童、女性、外国人、障害者に係るサービス提供や、雇用の創出、環境保全や景観づくりに係る活動等。 ・ 主たる事業として、社会的課題の解決に向けた活動を展開していること。
事業性	「社会性」のミッションをわかりやすいビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。 事業性に関する具体的基準 ・財、サービスの提供を行い、その対価を受け取る事を通じて、継続的な活動のための財源確保を図る活動であること(ボランティアは該当しない)。
革新性	新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みの開発、あるいは、一般的な事業を活用して、社会的課題の解決に取り組むための仕組みの開発を行うこと。 革新性に関する具体的基準 ・ 法律等で活動内容が既に規定されている活動は該当しない(介護保険対象事業、医療法人による医療行為、私立幼稚園及び学校法人等による学校教育等)。

出所:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2010)

本調査研究では、非営利組織形態をとる社会的企業を「事業型非営利組織」、営利組織形態を

とる社会的企業を「社会志向型企業」と呼ぶ。さらに、事業型ではない非営利組織を「慈善型非営 利組織」、社会志向型企業ではない営利組織を「一般企業」と呼ぶこととする。

なお、慈善型非営利組織、社会的企業(事業型非営利組織、社会志向型企業)、一般企業の関係については、本調査研究では下図のように整理する。



図表 1-3:慈善型非営利組織、社会的企業、一般企業の関係

出所:谷本(2006)を参考に調査チーム作成

(9) 社会的投資

財務的リターンに加え、正の社会的インパクトを生み出すことを意図した投融資。主に上記の社会的企業が投融資の対象となる。

(10) 社会的投資市場

主に社会的企業である資金需要者と、投資家等の資金提供者、社会的投資ファンドや銀行等の金融仲介機関との間で、資金貸借や有価証券等の発行・引き受け、売買等が行われる場を指す。現時点では、資本市場における証券取引市場のような取引を一元的に集約する場があるわけではなく、主として相対取引によって行われている。

5

³ 谷本(2006)でも同様の整理を行っている。

1-6 本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおりである。

第 2 章「社会的インパクト評価の標準化に関する国際的な動向」では、資本市場における企業報告、そして社会的投資市場における社会的インパクト評価の、2 つの文脈における社会的インパクト評価の標準化に関連する動向を整理し、資本市場および社会的投資市場の双方で、社会的インパクトの可視化に向けた評価方法の標準化に向けた取組みが進展していることを明らかにする。

第3章「英国における社会的インパクト評価の現状」では、日本において社会的インパクト評価 を促進するために必要な取組みを検討する上での参考とするため、英国における社会的インパクト評価の現状と促進に向けた取組みを整理する。

第 4 章「日本における社会的インパクト評価の現状」では、日本における社会的インパクト評価の実施状況や評価を行う組織が直面している課題、阻害要因を明らかにするため、日本の社会的投資市場の主要アクターとなる資金需要者、資金提供者、金融仲介機関を対象に実施したインタビュー調査の結果を中心に、現状分析を行う。

第5章「社会的インパクト評価において必要不可欠な要素」では、第4章で明らかになった日本における社会的インパクト評価の現状を踏まえ、日本において社会的インパクト評価のガイドラインを作成する際に、標準・基準として何をおさえるべきか、またそれらについてはどのような論点があるのかを検討する。

最後に、第6章「おわりに」では、第3章での英国の事例の整理、第4章と第5章での日本における社会的インパクト評価の現状分析、およびガイドライン作成における論点の検討結果を踏まえ、日本における社会的インパクト評価促進に向けた提言をとりまとめる。

第2章 社会的インパクト評価の標準化に関する国際的な動向

社会的インパクト評価をめぐり、現在二つの異なる文脈において標準化に関する動きが認められる。一つは、企業の社会的責任の観点や、経済活動による持続可能な社会への寄与が重視される趨勢の下で、企業の社会性を企業価値として捉え直し、発信しようとする企業報告の文脈である。もう一つは、投資活動によって財務的リターンに加え、社会的課題解決に資する正のインパクト創出を目指す社会的投資の文脈である。

本章ではこれら二つの文脈における社会的インパクト評価基準の標準化に関する動向を概観し、 国際的な潮流を明らかにする。

2-1 資本市場における企業報告に関する動向

2-1-1 CSR からサステナビリティへ

人口増加や気候変動、資源の枯渇や自然災害など、企業の経済活動をとりまく環境には様々な課題が山積している。経済発展に伴い、産業やエネルギー利用で排出された廃棄物による環境への負荷は拡大し、企業の経済活動に起因する環境問題や地域社会への影響が顕在化するなかで、社会を構成する一市民としての企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)が以前にも増して重視されるようになった。グローバルな市場開拓に支えられる事業モデルの拡大は、経済活動に関わるステークホルダーを多様にし、企業の説明責任の対象は投資家や地域住民だけでなく、労働者や消費者、NGOなど様々な立場の個人や組織に広がっている。

しかし、環境や社会に配慮した経済活動は、それらステークホルダーに対する事業の透明性確保や説明責任を果たすことだけに留まるものではない。地球環境や地域社会を無視した事業活動は、事業そのものを阻害するリスクや脅威となる可能性がある。また、環境負荷を容認する事業活動がかえってコストの増大をきたす可能性もある。したがって、環境や社会的課題を意識した企業の経済活動は、リスクの低減や効率性の改善にもつながり企業の持続性を高めることを意味する。このように、企業による社会や環境に配慮した取組みは、経営方針や事業戦略にも影響を及ぼすものとして認識され、投資家にとっては財務情報と同様に、企業の価値を判断する上で重要な要素の一つとなった。企業に期待された従来型 CSR の議論は、良き一市民としての社会への貢献を目的にした慈善事業や寄付等が重視されていたのに対し、企業が事業を持続させながら環境や経済、社会課題の解決にどのような役割を果たし、企業理念として社会の課題解決をどのように捉えているかなどが、投資家やステークホルダーにも注視されるようになってきた。財務リターンだけでなく、企業の環境や社会へ配慮する取組みを一定の枠組みや共通の基準で測定・可視化し、財務情報とともに企業価値を測る一つの指針・指標として活用する動きが、現在欧米を中心に活発化している。

これまでの企業報告はアニュアルレポート(年次報告書)や CSR レポート等が一般的であったが、 持続可能性(サステナビリティ)を重視した経営や事業展開を行っているかを報告する、"サステナ ビリティ・レポート"の作成は、グローバル企業間で既に主流となり、環境との関係性や社会性を示す非財務情報は、投資家にとっても長期的な企業価値や株価の動向を判断する上で重要な情報源となっている。それに伴い、企業側にとっても自社の強みをアピールすべく、投資家を意識した戦略的なサステナビリティ・レポートの作成は必須の課題であり、また投資家にとっては、各企業のレポートを読み解くための基準やその比較可能性、簡潔性などが重要な意味を持つようになった。

資本市場における企業の非財務情報、社会的価値の可視化に対する需要は拡大し、国際的には、様々な企業の社会的インパクト評価、非財務情報の開示に向けた試みが行われている。

以下、多国籍企業をはじめ、グローバル市場で事業展開を行う多くの企業がサステナビリティ・レポートを作成する際の基準となっている、グローバル・レポーティング・イニシアチブ(Global Reporting Initiative: GRI)、持続可能な会計基準審議会(Sustainability Accounting Standards Board: SASB)ならびに国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council: IIRC)の取組みについて触れる。

2-1-2 企業価値評価における社会的インパクト評価に関する取組み

(1) GRI

GRI は 1997 年に米国の非営利団体「環境に責任を持つ経済のための連合」(Coalition for Environmental Responsible Economics: CERES)が、国連環境計画等の協力を得て開始したプロジェクトである。設立当初は環境保全のために企業が守るべき原則が策定され、その枠組みは主に投資家に向けられたものであった。その後、多様なステークホルダーに対応するものとして、環境だけでなく経済や社会に関する項目を構成分野に加えた GRI ガイドライン(2000 年初版)を作成し、企業報告における世界標準の確立に大きく寄与した。現在 7,405 の企業や組織で GRI が活用されている4。

GRI ガイドラインは持続可能な発展に向け、企業活動が経済面、環境面、社会面で与える影響を説明する際の基準となる、重要な課題や事象を網羅している。ただし、企業の形態や業種等によって、各項目の重要性は異なるという考えから、各企業がそれら網羅的な項目から自社にとっての課題や事象の重要性を特定・選択することとし、なぜそれらが重要であるのかの説明を求めている。2013年改訂の最新版ガイドライン第4版(以下、G4)では、改訂点として重要な課題や事象に対する影響をどのように管理していくのかを報告すること、企業活動のサプライチェーンにおける影響についても詳細に開示することを求めている。(別添 3-5 参照)

2015 年 1 月、GRI はこれからのサステナビリティ・レポートに関する国際的な議論を促進する目的で「レポーティング 2025」プロジェクトを立ち上げた6。「レポーティング 2025」は、様々な分野のリーダーとのインタビューを通じ、情報技術、社会やビジネス開発についての未来を分析し、今後 10

⁴ GRI Sustainability Disclosure Database: http://database.globalreporting.org/ (2015 年 3 月)

⁵ KPMG international: http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/g4-the-impact-on-reporting-v2.pdf

⁶ IIRC ホームページ:https://www.globalreporting.org/information/Pages/Reporting-2025.aspx

年間の企業報告にとっての中心課題を洗い出し、企業報告開示のあり方を探っている。

(2) SASB

2012 年に設立された米国の非営利民間団体である「持続可能な会計基準審議会」 (Sustainability Accounting Standards Board: SASB)は、企業の経済活動に関する持続可能性につ いての情報開示を目的に基準を設定している。米国で企業会計の基準をとりまとめる米国財務会 計基準審議会(Financial Accounting Standards Board:FASB)に対し、SASB は環境、社会、ガバ ナンスに関わるパフォーマンス等の非財務情報基準をとりまとめる機関として、FASB と共に企業情 報の透明性・妥当性を高めるという責務を果たすことを志向している。企業ごとに重要な項目の取 捨選択を行う GRI に対し、SASB では、同業種内での比較可能性の視点から基準を設定し、持続 可能な発展に向け企業が長期的な価値創造に及ぼす影響や事象について、簡潔で最小限の情 報でありながらも、投資家にとって合理的な非財務情報の作成、提供を試みている。SASB ではセ クター(業界)、そしてそのセクターに含まれるインダストリー(業種)を設け、各インダストリーレベル における、持続可能性と関係の深い項目を抽出し、企業自らが各項目の重要性を分析するプロセ スを通じて、投資家のニーズを検討し、企業報告を形成できるよう設計されている。現在までにへ ルスケア、金融、通信技術、非再生資源、サービスセクターにおける基準が公表されているが、運 輸、消費財、再生可能エネルギー、インフラセクターは今後随時作成、公表され 2016 年までに計 10 セクター、90 に及ぶインダストリー基準の確立を目指し作業が進められている。インダストリーご とに課題の重要性を検討する際には、①環境、②社会的資本、③人的資本、④ビジネスモデルと イノベーション、⑤リーダーシップとガバナンス、の 5 つの側面での持続可能性に関係する 43 の課 題から、その企業にとって重要な項目を選び、分析する。また、SASB が推進する開示基準の原則 7として、①投資家の意思決定に有用かつ適正なものであること、②異なる各インダストリーにとって 妥当であること、③長期的な価値創出に影響する要因やリスク低減に関わる要因の説明に努める こと、④情報開示の費用対効果の向上を掲げ関係性が正当化できる外部情報も活用すること、⑤ 全てのステークホルダーの視点を反映させること、等が挙げられている。

SASB は米国の会計制度に基づき、上場企業の非財務情報が米連邦証券取引委員会(SEC) が義務化する財務報告書類の中で開示されることを目指している。財務情報とともに持続可能性に関する非財務情報を積極的に開示しようとする動きは、米国資本市場において引き続き活発化することが予想される。

(3) IIRC

2010年に設立された「国際統合報告審議会」(International Integrated Reporting Council:IIRC)は、企業の財務情報と非財務情報を統合させた「統合報告書」の標準化を推進している。IIRC を構成するのは証券監督者国際機構(IOSCO)、国際会計基準審議会(IASB)、国際会計士連盟(IFAC)や企業、会計ファーム関係者等であり、これまで財務情報の管理や開示に携わっている機

⁷ SASB (2013)

関や組織が主体となっている。

従来の CSR 報告書やサステナビリティ・レポートでは企業のイメージ向上に資する慈善活動や 社会貢献活動の報告が中心であり、投資家もネガティブスクリーニングの発想から、環境や社会に 負の影響を与える企業には投資しないという観点から投資先のスクリーニング(選択)を行うことが 一般的であった。しかしその後、環境や社会に関連する課題は、むしろ企業が経済活動を通じて 取り組むべきであるという認識が広がり、積極的に環境や社会、ガバナンス(ESG)の課題に取り組 む企業を選択して投資する、いわゆるポジティブスクリーニング8の考え方が投資家に浸透した。こ のような変化のなかで、企業価値そのものの捉え方も変化し、企業価値判断における非財務情報 の重要性の高まりを受けて、「統合報告書」という概念が受容され、意義や有用性が広く理解される ようになった9(別添 3-6 参照)。 また、従来型の評価基準や枠組みが、負のインパクトを与えていな いことを説明するアプローチであったのに対し、統合報告では正のインパクトの積極的な開示を試 みている。統合報告は既存の CSR 報告書の延長線上にあるものではなく、財務的資本とともに企 業の持つ知的資本、人的資本、自然資本等非財務資本を活用し、環境や社会の課題にどう取り 組み、中・長期的に企業価値を創造し、リスクを低減するのかを示すため、幅広い非財務情報を財 務情報に統合させたものであり、企業や経営者の戦略情報を打ち出すツールとして多くの企業や 投資家、金融機関等から注目を集めている。

一方で、新しい概念である統合報告書の作成にはいくつかの課題が存在している。多様なステ ークホルダーを想定する統合報告書は、幅広い領域での情報開示を必要とするが、投資家にとっ てより重要な情報を、簡潔に提供することも求められている。また IIRC が目指す国際的な枠組み 作りにおいて、国際会計基準と同じように国際的に共有される原理原則や企業価値の比較可能性 を確保しなければ、企業、投資家双方にとって有用なものにはなり得ない。加えて、原則や構成要 素を明示した「国際統合報告フレームワーク」 (2013年) では、具体的な指標や基準が設定されて いるわけではなく、「統合報告書」の概念を取り入れた報告書作成は各企業に委ねられ、作業現場 では明確な「統合報告書」作りに戸惑いも生じている10。

他方、国際レベルでの統合報告書の適用は拡大している。2013年9月以降、英国財務評議会 (Financial Reporting Council)は、ガイダンスを発表し、上場企業に対し事業経営に関連する環境 や社会、雇用についての課題を戦略報告書(ストラテジック・レポート)に記述し提出するよう義務 付けた。また、南アフリカでは、2014 年に上場企業による統合報告書の発行が既に制度化されて いる。2014年6月、アムステルダムで開催された国際コーポレートガバナンスネットワークの年次総 会では、IIRCとともにGRI、SASB、ISO等も参加する企業報告ダイアログ(The Corporate Reporting Dialogue)の活動開始が発表された。同総会では、IIRC が提唱する異なる国際フレームワーク間 の整合性や一貫性の促進を図ることにより、投資家や企業側の負担を軽減し、効果的な企業報告 を目指すことが合意された。 同様に、公的セクターにおける統合報告適用の動きもある。 2014年 11

⁸ 国際開発機構(2014)

⁹ 荒井(2013)

¹⁰ EDGE Interantional: http://www.edge-intl.co.jp/library/integrated world.html

月に開催された世界銀行「公的セクター統合報告コンファレンス」では、公的セクターパイオニアネットワークが発表¹¹され、公的セクター事業におけるアウトカムの向上や、公的組織の透明性や信頼性を高めるため、統合報告書を活用するイニシアティブが開始された。同イニシアシブは英国勅許公共財務会計協会(Chartered Institute of Public Finance and Accountancy: CIPFA)との連携によって立ち上がり、CIPFA は公的セクターとして初めて統合報告書を作成する機関となった。

IIRC による各国政府や国際機関への働きかけにより、民間セクターだけでなく公的セクターにおいても非財務情報を開示することの重要性の認識がさらに加速すると予想される。これら統合報告をめぐる一連の動きは、官民連携のもと国際的な社会的インパクト評価についての共通認識の構築に、確実な前進を促すと考えられる。

2-2 社会的投資市場における社会的インパクト評価基準標準化の動向

これまでは、企業価値評価の文脈における社会的インパクト評価に関する動向について 言及したが、以下では、社会的投資市場における社会的インパクト評価の標準化の動向を概 観したい。

2-2-1 国レベル(英国)での標準化の動き

英国では、民間非営利セクターを中心に、社会的インパクト評価に関する様々なレベルでの標準化に向けた取組みが活発に行われている。例えば英国のシンクタンクである New Philanthropy Capital (NPC)は、非営利組織が社会的インパクト評価を実施する上での原理原則を定めたガイドライン Four Pillar Approach (別添 3-1 参照)を公表している。

さらに、原理原則レベルではなく、より具体的な指標レベルでの標準化の取組みも始まっている。 英国の 8 つのフィランソロピー関連非営利組織によって運営されている Inspiring Impact では、セクターごとの評価方法の共通化を目指す Shared Measurement という取組みを行っている。 Shared Measurement は、セクターやプログラムごとに、指標や測定ツールについてのベスト・プラクティスを集約する試みである。 2014 年には若年就労支援分野における Shared Measurement を取りまとめている。

また、SROI Network は、指標のオンライン・データベース化に取り組んでいる。Global Value Exchange と呼ばれるこの取組みのコンセプトは、Wikipedia を思わせる。ユーザーは Global Value Exchange の Web サイトにアクセスし、データベースの構築に参加することができる。また、このデータベースは誰でも閲覧することが可能で、セクターやキーワードを入力すれば、登録されている指標の中から自分の事業にあった指標を検索することができる(指標は自由に追加できるが、運営者による承認は必要)(別添 3-4 参照)。

このように、英国では原理原則レベルから、具体的な指標のレベルまで、異なるレベルにおいて 標準化の取組みが民間主導で進められている。

-

¹¹ IIRC ホームページ: http://www.theiirc.org/companies-and-investors/public-sector-pioneer-network/

2-2-2 地域レベル(EU)での標準化の動き

社会的インパクト評価に関する標準化の取組みは、国レベルにとどまらない。国をまたいだ地域レベルでも標準化の取組みが始まっている。EU(欧州連合)では、2012 年の EU 単一市場法において「社会的企業によって生み出される社会経済的便益を測定する方法を開発する」と規定し、その実現のため、「社会的インパクト評価手法開発のためのサブグループ」(Group d'Experts de la Commision sur l'Entrepreneuriat Social: GECES)を同年 10 月に設立した。GECES は 2014 年に「社会的インパクト評価基準」(別添 3-2 参照)を公表している。

GECES が開発した社会的インパクト評価基準は、一義的には「欧州社会起業ファンド」と「雇用と社会革新プログラム」のために策定されたものだが、後述する G8 社会的インパクト投資タスクフォースの社会的インパクト評価作業部会が公表したインパクト評価ガイドラインの作成において参照され、ベンチマークとなっている。

2-2-3 国際レベルでの標準化の動き

現在、社会的課題解決に貢献する社会的投資市場は、世界的な広がりを見せている。その背景の一つに、多様化、複雑化する環境問題や社会問題への解決策が早急に必要とされる一方で、公的財源や富の再分配による対応の限界がある。社会的投資は利用可能な資金を循環させ、投資活動を通じて様々な社会的課題へのインパクトを創出しようとする挑戦であり、国や地域を越えた、国際レベルでの社会的投資への期待が高まっている。そうした期待とともに社会的投資の価値を測定するための基準や枠組みの整備が喫緊の課題として認識され始めている。

社会的投資に関心を寄せる人々のグローバルな議論が醸成されていくなかで、2013 年 6 月に 開催された G8 サミット(主要 8 カ国首脳会議)では、議長国である英国キャメロン首相の呼びかけ により、社会的投資が主要テーマとして取り上げられた。それに伴い、G8 諸国の専門家によって構成される「G8 社会的インパクト投資タスクフォース」が発足し、テーマ別に 4 つの作業部会「2が立ち上がった。G8 社会的インパクト投資タスクフォースの会合は、2013 年から2014年に5 回開催され、その後2014年9月に「G8 社会的インパクト投資タスクフォースレポート」「3として諮問委員会、各テーマの作業部会によるレポートが公開され、これまでの協議事項を踏まえてテーマ別の提言が発表された。

テーマ別作業部会の一つである社会的インパクト評価作業部会の報告では、社会的インパクト評価の実践が、投資活動が生み出すリターンやリスクのみならず、インパクトという新たな投資活動の成果的側面を特徴づけ、社会的課題解決に向けたインパクト投資の可能性と領域を拡大したと述べている。同作業部会では、社会的投資市場の拡大には社会的インパクトの測定は必須である

12

^{12 1.}社会的インパクト評価作業部会、2.資金調達(アセット・アロケーション)作業部会、3.社会的企業の法人格(ミッション・アラインメント)作業部会、4.国際開発作業部会

¹³ G8 Social Impact Investment Taskforce (2014)

との考えを示し、社会的投資家だけでなく、社会的事業の担い手側にとっての社会的インパクト評価の重要性を踏まえ「G8 インパクト評価ガイドライン(G8 Measuring Impact Convention)」を作成した(別添 3-3 参照)。さらに同作業部会の報告では、企業の社会性を測る基準や枠組みとして利用されている、GRI や SASB 等についても触れ、社会的インパクト評価の進展に寄与したと、資本市場における企業の社会性評価や非財務情報開示に関する取組みを評価している。

また、同作業部会は、社会的インパクト評価の主体となる、異なる立場の組織や個人を①政府、②助成財団、③非営利団体、④社会的企業、⑤インパクト投資家に分類し、それぞれの立場で必要とされる社会的インパクト評価の視点を明示している。例えば、政府は財政上、社会的課題解決に要するコストへの関心は他の主体よりも高くなるであろう。またインパクト投資家は財務的なリターンと同様に事業のアウトカムに見合った支払いの割合や介入コストを重視することが見込まれる。一方、小規模な非営利団体にとって社会的インパクト評価作業のコストは大きな負担となり、助成団体は、複数の社会的企業が提案する類似の社会的インパクト創出を目指す事業の中から、適切にその社会的インパクトを把握し評価する知識や能力を持つことが期待される。

同作業部会は、有効な社会的インパクトの測定が全てのステークホルダーに価値を生み出し、 資金フローの流動性、市場の透明性や説明責任能力を向上させると述べている。そして、創出しよ うとするインパクト目標を明確にすることが、社会的企業やインパクト投資家の目指すアウトカム達 成の貢献につながると結論付けている。

これら議論を踏まえ、同作業部会は社会的インパクト評価に関する 5 つの提言を行った。(図表 2-1)

図表 2-1: G8 社会的投資タスクフォース 社会的インパクト評価作業部会による提言

1	GRI、SASB、GIIN (Global Impact Investing Network) 14等が推進する既存の評価ツール
1	や手法をとりまとめ、単一の社会的インパクト基準システムを構築する。
2	社会的課題に関するコストを政府が公表する。
3	財務パフォーマンス評価とともに社会的インパクト評価の標準化を図る。
4	社会的企業を助成する財団等の社会的インパクト評価能力を確立する。
5	政府による社会的企業への業務契約等のプロセスにおいて社会的インパクト評価を適用 する。

出所: G8 Social Impact Investment Taskforce (2014)

G8 社会的インパクト投資タスクフォースの活動を受け、G8 は経済協力開発機構(Organization

^{14 2009} 年設立の非営利組織。インパクト投資促進を目的に活動しており、Impact Reporting and Investment Standards(IRIS)を開発した。(別添 3-7 参照)

for Economic Cooperation and Development:OECD)に対し社会的投資市場についての報告書の取りまとめを依頼し、2015年1月「社会的インパクト投資ーエビデンスに基づいた構築」「5がOECDによって発行された。同報告書は、社会的インパクト評価に関する共通の定義や情報収集のプロセスのための必要なインフラ整備確立へのコミットメント、社会的アウトカムの測定手法や評価方針の確立の必要性について言及している。また、社会的投資の枠組みは資金調達の手段ではなく、あくまでも社会や受益者のニーズに基づくものでなければならないことを強調し、国際レベルでの社会的投資への関心や意識向上に努め、G7、オーストラリア、G20 メンバーやそれ以外の国々を含む多国間での議論や分析を提言している。

このように社会的インパクト評価基準の標準化に関連する動向は、「G8 インパクト評価ガイドライン」による評価基準の共有に加え、資本市場における GRI や GIIN 等との連携や統合に向けた議論の活発化により、大きなうねりとなりつつある。そのうねりは G20 メンバーであり、既に企業の統合報告書等の導入が進む南アフリカ、ブラジル、中国などの新興国にも波及し、国際レベルでの標準化に向けた動きは、面的にも拡大していくことが予想される。

2-3 まとめ

新たな企業価値創造にむけ、社会性を意識した企業報告の取組みや、特定の国や地域での社会的投資市場開拓の動きが活発化しているものの、国際的に統一された社会的インパクト評価基準に関するガイドライン作成や評価手法の構築には至っていない。他方、英国や EU 等、国レベル、特定の地域レベルにおける標準化に向けた取組みは、社会的投資のニーズや期待とともに広がりを見せている。また、資本市場における企業の社会性を評価する既存の評価基準や枠組みは、社会的投資市場での社会的インパクト評価確立に影響をあたえ、これら二つの文脈の交流により原理原則レベルでの合意形成に向けた動きが進んでいる。世界的に統一された社会的インパクト評価基準を確立するためには、さらなる議論や成功事例の共有による機運の醸成が必要であるが、企業による積極的な ESG 情報の開示や統合報告の活用・普及が進む現状は、資本市場における動向が社会的投資市場を大きく牽引する可能性も示唆している。

活発化する社会的インパクト評価基準の標準化に関連する各国の動向や世界的な流れを把握するとともに、来る国際的な社会的投資の拡大に備え、日本国内でも政府、非営利セクター、民間企業、投資家、内外専門家らを包含した一層の議論の深化が必要である。

第3章以降では、社会的投資市場の文脈における社会的インパクト評価に焦点を当て検討を 進める。正の社会的インパクトを評価・報告する取組みについては、現状では資本市場における企 業報告の文脈より、社会的投資市場の文脈での方が実践が蓄積され、また標準化に向けた検討も 進んでいるためである。

-

¹⁵ OECD (2015)

英国における社会的インパクト評価の現状 第3章

第 2 章で述べたように、国や地域レベルで社会的インパクト評価に係る原理原則レベルでの標 準化が現在進みつつある。また、グローバル・レベルでも、G8 社会的インパクト投資タスクフォース が発表したガイドラインのように、原理原則レベルでの収斂・標準化に向けた取組みが始まってい る。一方で、日本においてはまだ社会的インパクト評価は新しい分野であり、実践が積み重なって いる状況ではない。日本において社会的インパクト評価を促進し実践を積み重ねるためには何が 必要なのか、という点を考える前に、本章では、社会的インパクト評価への取組みで先行する英国 における現状や社会的インパクト評価促進の取組みを見てみたい。

3-1 社会的インパクト評価の現状

英国における社会的インパクト評価の現状については、NPC が 2012 年に公表した、慈善型非 営利組織および社会的企業(事業型非営利組織)を対象とした英国非営利セクターにおける社会 的インパクト評価の現状調査が参考になる「6。本調査によると、調査対象の約 75%が、事業につい て何らかの評価を実施していると回答している17。

100% 24.5% 事業の評価は実施していない 全て/ほとんど全ての事業について 50% 評価を実施している 75.5 半分程度の事業について 評価を実施している ごく一部の事業について 10.2 評価を実施している 0% n=1,000

図表 3-1:英国非営利セクターにおける評価の実施状況

Q8 組織の社会的インパクトの評価の現状はどのような状況ですか。

出所: Ogain et al.(2012)を基に調査チーム作成

¹⁶ NPC が実施したアンケート調査の概要は下記のとおり(Ogain et al., 2012)。

⁻ 調査の目的:英国における社会的インパクト評価の現状を調査・分析するため

調査手法:電話インタビュー

⁻ 調査時期:2012年3月~4月

⁻ 調査対象: Charity Commission、Office of the Scottish Charity Regulator、Northern Ireland Council for Voluntary Action データベースに登録されている非営利組織

⁻ 有効回答数:1,000

なお、有効回答数 1,000 のうち、主たる収入源が事業収入である組織は 370 組織である。

¹⁷ ただし、ここでの「評価」には、いわゆるアウトプットレベルの評価とアウトカム以降の評価の双方が含まれており、 厳密な意味での社会的インパクト評価がどの程度実施されているかは読み取れないことに注意が必要である。

次に、2012年までの過去5年における評価に関する取組みの動向を見ると、70%以上の組織が 社会的インパクト評価にそれまで以上に取り組むようになっていることがわかる(図表 3-2)。評価の 取組みを強化したと回答した組織のうち、50%以上が資金提供者の要求の変化をその理由に挙げ ている。英国において社会的インパクト評価が促進されている背景に、行政や助成団体といった、 資金提供者の要求の変化があることがわかる。

過去5年での評価への取組みの変化 評価の取組み強化の理由 Q10 質問9で「強化している」と回答した場合、 O9 事業の活動結果・効果の評価の取組みを、 ここ5年で強化していますか、もしくは減らしていますか。 その主な理由は何ですか。 100% 100% 変わらない -25.0% その他 32.7% 減らしている 事業の成果を 可視化するため 事業のサ ビス向上 のため 競争力を高めるため/ 7.1 50% 50% ベストプラクティスに 追いつくため 強化している -資金提供者の 51.8 要求の変化

図表 3-2:英国非営利セクターにおける評価への取組み動向

出所: Ogain et al.(2012)を基に調査チーム作成

n=738

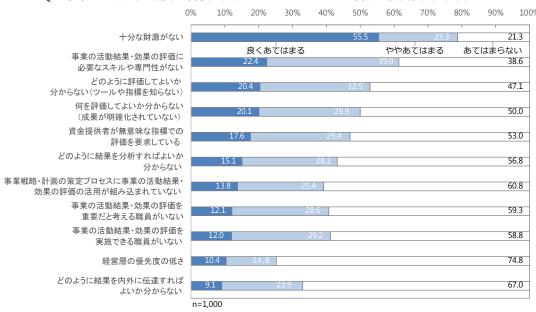
このように社会的インパクト評価の取組みが促進されている英国だが、評価を実施する上で、各組織はどういった課題や阻害要因に直面しているのかを見ると、図表 3-3 に示されるように、資金の不足に加えて、スキルや専門性がない、どのように測定してよいかが分からない、何を測定して良いか分からない、といった課題が上位に来ている。また、評価すべきアアウトカムが明確化されていなかったり、明確化されていても測定するための指標についての知識や、分析を行うためのスキルや専門性が不足していたりすることがわかる。

n=550

また、興味深いのは 50%近い組織が「資金提供者が無意味な指標での評価を要求している」を 阻害要因に挙げている点である。資金提供者の要件の変化により評価の実施が促されているが、 資金提供者側と事業者側で重要と考える価値基準がずれていることが、事業者側の負担につなが っている可能性がある。

図表 3-3:社会的インパクト評価に取り組むにあたっての阻害要因

Q23 事業の活動結果・効果の評価を実施する上で、どのような課題や阻害要因に直面していますか。



出所: Ogain et al.(2012)を基に調査チーム作成

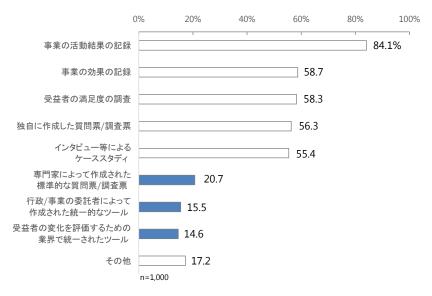
評価の実施方法を見てみると、共通の方法で評価が実施されているわけではない。例えばデータの収集方法については、図表 3-4 に示すとおり統一化された質問票やツールによる収集よりも、独自に作成した質問票や調査票による収集の方が多い。この背景には専門家によって作成された標準的な測定方法の未整備や、あったとしても詳細度が不足していて、個々の事業や組織が自ら個別の評価尺度を設定したほうが、効率・効果共に高いという実情が推察される。同時に、こういった独自の方法により評価を行うことが、評価方法の妥当性や評価結果の質、比較可能性を向上させる上で阻害要因となる懸念も指摘されている18。

_

¹⁸ Harlock (2013)

図表 3-4:データ収集の方法

Q12 事業の活動結果・効果を評価するために、どのように情報を収集していますか。(複数選択可)

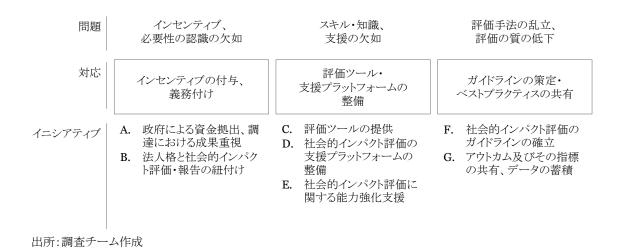


出所: Ogain et al.(2012)を基に調査チーム作成

3-2 社会的インパクト評価促進に向けた施策

上記のような状況にある英国においては、社会的インパクト評価を促進するため、どのような取組みがなされているのだろうか。本調査では、文献調査を通じて英国非営利セクターにおける慈善型非営利組織や社会的企業による社会的インパクト評価促進に向けた取組みを調査した。その結果、英国における社会的インパクト評価促進の取組みは、次のような構造に整理することができた。

図表 3-5:英国非営利セクターにおける社会的インパクト評価促進に向けた取組みの構造



3-2-1 インセンティブの付与、義務付け

英国では公共調達における成果重視の姿勢を通じて、資金需要者に対して社会的インパクト評価のインセンティブ付けがなされている。例えば、2013 年には公共サービス法(Public Services (Social Value) Act 2012)という法律が施行されている。公共サービス法は、公共調達の際に、経済性のみならず社会性についても考慮するように委託側に義務付ける法律である。この法律によって、経済的に効率性の高い大規模事業者だけでなく、小規模でも地域密着型で高い社会性を有する NPO 等の事業者が公共調達において受託する可能性が高まったと同時に、これらの NPO が社会的インパクト評価を行うインセンティブを与えている。

また、英国では、2010 年以降ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)と呼ばれる成果志向の新たな公共調達が本格的に導入されている。従来の公共調達では、事業者は一旦事業を受託すれば、成果に関わらず経費に一定の利益を上乗せした額の支払いが約束されていた。一方 SIB では、あくまで成果に応じて事後に委託者から受託者へ支払いがなされる点、および投資家が事前に運転資金を事業者に投資する点に特徴がある。SIB では、事業者が事前に合意された成果を上回る成果を出せば、事業者・投資家側に経費を上回る資金が償還され、事業者・投資家は一定の財務的リターンを得られる。しかし、もし成果が出せなければ、最悪の場合には一切の支払いがなされず事業者・投資家が共に損失を被るリスクがある。通常の民間委託の仕組みが事業者側に事業失敗のリスクを負わせることがなかったのに対して、SIB では事業者・投資家に財務的リターンのインセンティブを与えるとともに事業失敗のリスクを移転している。SIB では、成果が償還と紐付けられているため、契約時からどのように評価するかが明確に合意されている。

英国では、社会的事業者向けの法人格、コミュニティ利益会社(Community Interest Company) があるが、この法人格を活用する場合には、毎期、活動を通じてどのようにコミュニティに便益を生み出したのかについての報告(Community Interest Report)が求められる。ただし、報告内容についてはフォーマットがあるものの、具体的な社会的インパクトの評価方法が指定されているわけではない。

3-2-2 評価ツール・支援プラットフォームの整備

インセンティブを付与したり必要性を喚起するだけではなく、英国では具体的な評価の支援に関する取組みが様々行われている。例えば SROI Network が Social e-Valuator と呼ばれるオンラインの SROI 評価ツールを提供(オランダの Social E-valuator 社と共同開発)したり19、8 つの非営利セクターの団体が共同で運営するイニシアティブ Inspiring Impact が、Measuring UP!と呼ばれる NPOや社会的企業向けのオンライン自己評価ツールを提供したりしている²⁰。

また、Inspiring Impact は、Impact Hub と呼ばれる社会的インパクト評価を支援する、オンライン

^{19 2014}年に Social E-valuator 社の社名変更にともない評価ツールも Sinzer に改名。http://www.sinzer.org/

²⁰ 評価の計画、データの記録、報告までを行うことが可能。

http://inspiringimpact.org/measuringup/?utm_source=CES+Subscribers&utm_campaign=aa928f2d01-Measuring Up Lauch 20146 16 2014&utm medium=email&utm term=0 889429593c-aa928f2d01-213280741

の支援プラットフォームも運営している。Impact Hub は、社会的インパクト評価の方法に関するガイダンスや評価ツール、アウトカムやその尺度に関するデータベースで、キーワード検索やセクターでの絞り込み検索が可能となっている。

さらに、こういったツールの整備、支援プラットフォームの構築に加えて、投資・契約受入準備基金(Investment and Contract Readiness Fund: ICRF)と呼ばれる、非営利セクターの団体の能力強化のための基金もある。ICRFは、NPOや社会的企業の公共調達の受注能力向上のための基金で、規模は£10mである。将来性のある社会的企業に£50,000~£150,000を助成、2012/2013期では40組織に対して£3.8mを助成している。助成金は、事業計画、財務、ガバナンス、社会的インパクト評価といった分野における能力強化ためのサービス購入費用に充てられる。これらの能力強化サービスは、ICRFに登録されたコンサルティング会社等(認定 ICRF プロバイダー)が提供することになっている。

3-2-3 ガイドラインの策定・ベストプラクティスの共有

最後に、上記のような社会的インパクト評価促進の取組みに加えて、評価の実践にかかる収斂の取組みも民間主導で行われている。第2章でも述べたように、原理原則レベルでは、NPCによるFour Pillar Approach の公表や、より具体的な指標レベルでは、Inspiring Impact による Shared Measurement、SROI Network による Global Value Exchange といった取組みが行われている。詳細については、第2章を参照されたい。

3-3 まとめ

これまで見てきたように、英国では過去5年で評価を強化した組織が70%に上るなど、非営利セクターにおける評価の取組みが加速している。その背景として、資金提供者の要件の変化と回答した組織が50%以上あるように、行政などを中心にした成果重視のトレンドがあった。さらに、単に成果を重視するだけではなく、官民で社会的インパクト評価を促進するためのガイダンスやツールの整備、支援プラットフォームの構築などがなされている。また、そういった評価の実践の積み重ねと同時に、原理原則レベルやより具体的な指標のレベルに至るまで、評価手法の収斂に向けた取組みも民間主導で行われている。このように、英国では実践の促進と評価手法を収斂させるための取組みがバランス良く実施されていると言える。

第4章 日本における社会的インパクト評価の現状

これまで英国における社会的インパクト評価の現状、およびその背景にある行政及び民間の取組みについて見てきたが、以下では、日本における社会的インパクト評価の現状について見ていきたい。

4-1 調査の概要

日本における社会的インパクト評価の現状を深く理解するために、本調査ではインタビュー調査を実施した。調査の概要は図表 4-1 のとおりである。

図表 4-1:調査の概要

目的	日本における社会的インパクト評価の現状を明らかにすること
方法	インタビュー調査
時期	2014年11月~2015年3月
対象	 22組織 資金需要者:12 (慈善型非営利組織4、社会的企業6、一般企業2) 金融仲介機関:7 (預金取扱機関3、非預金取扱機関3、政策金融機関1) 資金提供者3 (助成団体2、その他1)
	• 1有識者

インタビュー調査は、社会的投資市場を構成する主要なアクターである、資金需要者、資金提供者、そして金融仲介機関に対して実施した。資金需要者は、事業実施者として自身が創出する社会的インパクトの評価を期待される主体であるため、本調査でも中心的な調査対象である。なお、社会的投資の潜在的な投融資対象は社会的企業であるが、本調査研究では、組織の種類による違いも分析するため、慈善型非営利組織、一般企業についてもインタビュー調査を実施した。このうち一般企業2社については、国内でのCSR事業を実施している組織、国外でBOPビジネスを実施している組織を対象とした。金融仲介機関および資金提供者についても、資金の出し手として社会的インパクトに関する何らかの評価を実施することが想定されたため、調査対象に含めた。インタビュー先一覧は、別添1を参照されたい。

以下では、資金需要者、金融仲介機関、資金提供者の順で調査結果を述べる。それぞれについて、(1)評価の実施状況・目的、(2)評価についての意識・評価を実施したことによる効果、(3)評価の実施方法、(4)評価を実施する上での課題・阻害要因と必要な対応策について、調査結果を

整理した。

4-2 資金需要者における社会的インパクト評価の現状

4-2-1 評価の実施状況・目的

インタビュー調査では、慈善型非営利組織では 4 組織中 4 組織、社会的企業では 6 組織中 3 組織、一般企業 2 組織中 2 組織が、過去にアウトカムまで評価を実施したことがあると回答した。このうち、四半期や年次というように経常的にアウトカムまで評価をしている組織は、慈善型非営利組織では 4 組織中 2 組織、社会的企業では 6 組織中 3 組織、一般企業では 2 組織中 1 組織となっている。

アウトカムまで評価を実施している組織に対し評価の目的を聞くと、慈善型非営利組織では、4 組織中3組織が事業改善といった内部の管理目的を目的として挙げた。外部への開示目的として は、寄付者や助成団体といった資金提供者へのアカウンタビリティ(説明責任)を目的として挙げた 組織も2組織あった。その他、プログラムの有効性の証明を挙げた組織も1組織あった。

社会的企業については、アウトカムまで評価を実施している3組織中すべての組織が事業改善といった内部の管理目的を挙げている。

一般企業については、2 組織中 2 組織とも、外部への開示目的を主たる目的として挙げた。国外で BOP ビジネスを実施している一般企業 A はプログラムの有効性の証明を目的として挙げた。 海外の NGO や国際機関と協働する際の説明材料を得るためにプログラムのアウトカムを評価する 必要があるという。なおこういった「プログラムの有効性を証明するため」の評価は必要に応じて実施されるため、継続的に実施されているわけではない。一般企業 A も「ビジネスとして一旦確立し事業が回り始めれば評価を実施する必要性はない」としている。

なお、資金調達を目的として挙げた組織は 1 組織にとどまった。この組織は海外を主な活動地域にしている NPO で、国際的なドナーから資金を調達するために自身のプログラムのアウトカムを定量的に示す必要があるという。

4-2-2 評価についての意識、評価を実施したことによる効果

次に、上記のような実施状況の背景にある評価に対する意識や、評価を実施したことによる効果をみてみたい。

英国の調査では、資金提供者の要求の変化を理由とした組織が 50%以上であったが、日本における評価への取組みの背景には、資金提供者の要求という外部的な要因よりも、自らの事業を改善するためという内部的な要因の方が強く作用していることがインタビュー調査からは示唆された。

慈善型非営利組織や社会的企業からは、評価の意義について、「組織のミッションを達成するために最も有効な課題解決方法を見つけることができる」(慈善型非営利組織B)、「事業の方向性がビジョンと整合しているかのモニタリングのツール」(社会的企業 C)や「組織が正しい道を進んでい

るかの指針となり、プログラムの質の向上や新規事業の立ち上げのインプットとなる」(社会的企業 D)、「経営戦略を描くためのインプット」(社会的企業 E)といった意見が聞かれた。アウトカムまで評価を実施している組織の多くが経営管理の手段として社会的インパクト評価を捉えている(別添2-1 参照)。また、慈善型非営利組織 F では、評価の項目を「社会性 KPI」(Key Performance Indicator: 重要業績指標)と呼ぶなど、社会的インパクト評価というよりは、日々の経営管理に組み込んだ形で評価を実施している。

インタビュー調査では、こういった経営管理上の効果以外には、「インパクトを数値化してデータが出ると意識が高まる、モチベーションが上がる」(慈善型非営利組織 F)や、「日々支援現場にいる人にとっては、インパクトを示すことで彼らのインセンティブになる」(一般企業 G)といった、内部的な効果も挙げられている(別添 2-3 参照)。

4-2-3 評価の実施方法

評価を実施する上ではまず事業が何を達成しようとしているのか、という点を明確化する必要があるが、アウトカムまでの評価を実施している 9 組織のうち、慈善型非営利組織 2 組織、社会的企業 1、一般企業(CSR 事業)1 組織の計 4 組織でロジック・モデルやそれに類する考え方に明示的に沿って、事業のアウトプットやアウトカムの因果関係を整理していた。こういった考え方に沿って事業の目標を整理することの効果として「(組織の目的とそれを達成するための手段について)もやもやしていたものが、ロジックを持って考えられるようになった」(慈善型非営利組織 F)といった声も聞かれた。

評価対象となる事業目標についての尺度の設定やデータ収集の方法については、組織が目指しているビジョンやアウトカムの独自性によって多様性があることが明らかになった。例えば、人材育成を実施している社会的企業 C では、育成したい人材像が明確にあり既存の尺度ではそういった人材が育成されたかを評価することができないため、独自の尺度を開発していた。また、教育事業を実施している一般企業 A でも「既存の指標では自社の強みを表現できない」として、独自の学力テストを開発し尺度としている。一方で、一般的な意味での学力の向上を目指す慈善型非営利組織 H では、独自のものを用いるより、むしろ一般に受け入れられやすい既存の学力テストを学力向上の尺度としていた。

次に評価のデザインについて、アウトカムの評価を実施している 9 組織では、ほとんどの場合事前事後比較が実施されていた。一方で、評価の目的によってより結果の信頼性が高い手法を採用している組織もあった。プログラムの有効性を客観的に証明しアピールしたい組織や外部への説明責任として評価を実施している組織では、より結果の信頼性が高い手法(ランダム化比較実験(RCT)、等)を選択している例がある。またこういった組織では、評価主体に関しても、より客観性の高い外部評価で実施している(別添 2-2 参照)。

またインタビューでは、評価結果の利用者によってどのような情報が求められているかは異なる との声があった。例えば法人の資金提供者の場合「数値による説明が求められる」(一般企業 G) の に対し、個人の資金提供者の場合は「数値の背景にあるストーリーが好まれる」(一般企業 G) という。

4-2-4 評価を実施する上での課題・阻害要因と必要な対応策

評価を実施する上での課題・阻害要因については、知識・スキルの不足、人材不足といった点が課題として多く挙げられたが、これらに加えて、評価対象となるアウトカムの特定の難しさ、そしてその測定の難しさが課題・阻害要因として挙げられた。例えば、障がい者の自立支援に取り組む社会的企業 I では、障がい者の就労支援において「一般企業への就労」をアウトカムとすることの問題点を次のように指摘している。

「一般企業への就労をアウトカムとする考え方の背景には、一般企業への就労が良いことという前提があるが、その前提が常に当てはまるわけではない。障がい者の中には、一般企業への就労を望まないものもいるし、就職できても異なる環境でストレスを受けてしまう障がい者もいる。つまり場合によっては一般企業への就労がネガティブな効果を持つこともあるが、そういった点は、一般企業への就労者数という定量的指標では考慮されなくなってしまう。」

同様の意見は、ホームレスの自立支援を行う社会的企業 J からもあった。就労数だけでは「雇用の質は考慮できない」という。ただし、これらの指摘は定量的な尺度による測定を否定するものではなく、定量的情報は定性的情報によって補完されるべきとの指摘であった。

アウトカムの特定や測定の難しさといった課題に対しては、単にガイドラインの提供や研修の実施だけではなく「一緒にアウトカムや評価の仕方を考えてくれるコーディネーターのような存在が必要」(社会的企業 I)との意見があった。また、慈善型非営利組織 B は、「研修を受けただけですぐに実践は難しい」とし、評価の専門家を理事に迎え入れ評価方法を開発していた。

このように外部から助言や支援を受けて評価を実施しているケースは、組織の種類に関係なくアウトカムまで評価している組織でよく見られた。社会的企業 D と慈善型非営利組織 H は特定非営利活動法人 ETIC.²¹の社会起業塾に参加し助言を受けており、また慈善型非営利組織 F は資金提供者から実践的な支援を受け資金提供者と一緒に評価の仕組みを作り上げている。しかしながら同時に、そういった外部人材に費用を支払う余裕がなく、行政や助成団体に対しては、外部人材に支払うコンサルティング・フィーの助成を期待する声もあった。

4-3 金融仲介機関における社会的インパクト評価の現状

金融仲介機関については、NPO やソーシャル・ビジネスに対して投融資等を行っている 7 つの 金融機関に対してインタビューを実施した。具体的には銀行や信用金庫といった預金取扱機関から3 組織、社会的投資ファンドやベンチャー・フィランソロピー組織(以下、VP 組織)、NPO バンクと いった非預金取扱機関から3 組織、そして1 つの政策金融機関にインタビューを実施した。

²¹ 特定非営利活動法人 ETIC.は、社会的企業へのインターンシッププログラム、先輩起業家やメンターによる起業 塾プログラム等を通じて社会的起業家の育成に取り組む団体。

4-3-1 評価の実施状況・目的

7組織のうち全ての組織において、投融資の審査においては何らかの「社会性」に関する審査を 実施していたが、預金取扱機関・政策金融機関と非預金取扱機関とで、審査の観点に違いが見ら れた。銀行や信用金庫といった預金取扱金融機関と政策金融機関では、社会性については 「NPO 法人格を有しているか」や「組織のミッションが社会的課題の解決を目指しているか」といっ た観点での審査にとどまり、主眼は「返済能力があるか」という事業性の審査に置かれている。社会 性は NPO 向けローン等の「融資商品への申し込み資格」の審査ではもちろん考慮するが、貸すか 貸さないかの「融資判断」はあくまで事業性に基づき行い、社会性は考慮しないとのことだった。

一方で、社会的投資ファンドや VP 組織、NPO バンクでは、デュー・デリジェンスや融資審査の 過程において、投融資先組織の事業内容まで深く確認したうえで投融資の判断を行っている。例 えば非預金取扱機関 A では、「雇用創出の可能性」や人々の健康や教育などの「社会的厚生への寄与」といった 17 に及ぶ項目についてデュー・デリジェンスを行っている。また、非預金取扱機関 B も、デュー・デリジェンスの段階でロジック・モデルに基づき支援先事業の社会的インパクトを整理した上で、最終的な支援の判断を行っている。

投融資決定後のモニタリングにおいても、組織によって評価の実施状況が異なっていた。預金 取扱金融機関および政策金融機関、並びに NPO バンクでは、投融資決定後のモニタリングは財 務面でのモニタリングのみであるのに対し、社会的投資ファンド及び VP 組織では、社会性の面に ついてのモニタリングも実施している。両組織とも四半期に一度、支援先と合意した KPI について 定量的なデータの収集・分析を行うとともに、経営者へのヒアリングを行うなどして定性的な面でも モニタリングを実施している。こういった情報は、これらの組織の資金の出し手にも報告されている。

4-3-2 評価についての意識・評価を実施したことによる効果

評価についての意識も、預金取扱機関・政策金融機関と非預金取扱機関とで違いが見られた。 上述のとおり、預金取扱機関・政策金融機関にとってはあくまで融資判断の基準は事業性にあり、 社会性は融資商品への申し込み資格との関連で考慮されているのみである。

一方で、社会的投資ファンドや VP 組織といった非預金取扱機関は、負託された限られた資金を、将来より大きい社会的インパクトを生み出す組織に振り分け、資金を出した後もモニタリングを通じて財務面・社会性面の双方で組織の価値向上(バリューアップ)を行っている。そういった組織にとって、社会的インパクト評価は、意思決定へのインプットを得る上で重要な役割を果たしている。NPO バンクも同様の使命を有しているが、現状では資金や人材が不足しており、組織として評価まで手が回らないのが現状である。

ただし、政策金融機関 C は、将来的に融資先が生み出した社会的インパクトを測定することで、 社会性の面での資金効率を明らかにしたいと考えているとのことだった。

4-3-3 評価の実施方法

投融資審査時の社会性の評価は、預金取扱機関・政策金融機関では、融資の申込書類を基に「NPO 法人格を有しているか」や「組織のミッションが社会的課題の解決を目指しているか」といった形式面での項目について行われる。一方で社会的投資ファンドや VP 組織といった非預金取扱機関では、前述の通り、事業内容にまで踏み込んだ項目について、書面だけではなく複数回の経営者ピアリングを通じて社会性の評価が行われている。

非預金取扱機関によるモニタリングでは、評価の主眼は、社会性の面での目標達成度に置かれる。インタビューを実施した組織では、支援の開始時に実現を目指すアウトカム、それを測定するための指標、データの収集方法、評価の時期などが事前に合意されていた。非預金取扱機関 A および、非預金取扱機関 B ともに、アウトカムの特定においてはロジック・モデルに基づき整理を行い、非預金取扱機関 A にいたっては契約に評価の実施方法を盛り込んでいる。モニタリングでは、これらの指標についての四半期ごとの定量的データを入手し、達成度や要因分析が行われている。分析手法については事前事後比較が主であり、それよりも厳密な手法は使われていない。

なお、非預金取扱機関 A および、非預金取扱機関 B ともに、評価にあたっては定量的データだけでなく、定性的データについても同程度に重要視していた。非預金取扱機関 A は「定性的な情報も含めて将来的なポテンシャルを判断することが重要」としている。

4-3-4 評価を実施する上での課題・阻害要因と必要な対応策

政策金融機関 C からは、社会性の面での資金効率を評価できたら有用だとの意見があったが、 それを実現する上で課題として挙げられたのが、融資先分野の多様性による一律の評価尺度適 用の難しさ、そして融資件数の多さによるコストの高さであった。

前者について、例えば政策金融機関 C の融資先は障がい者の自立支援からスポーツ振興など 多岐に亘る。そのため「これらの分野を横並びで評価することは現実的ではなく、分野やその他の 切り口で相当細かく分けないと難しい」(政策金融機関 C)という。また、後者について、同機関は新規貸付だけで年間 5,000 件あり、これら全てについて社会的インパクトに関するデータを定量的に 把握することは非常にコストがかかり、利便性が高いものでなければ難しいと話す。

一方で、新規案件数が一桁と少ない社会的投資ファンドも、データ収集の難しさを課題として挙げていた。同ファンドは、投融資先の負担を極力軽減すべく、投融資先と事前に合意した尺度での評価を行っている。それでも「投融資先の事業の状況によっては投融資先からのデータ提供が滞ることがある」(非預金取扱機関 A)という。

こういった状況に対して、事業者側ですでに評価の仕組みが整っていることは、投資家側にとっては望ましいと同ファンドは話す。その分の情報収集・分析のコストが減るからである。一方で、政策金融機関 C は、事業者側から提供される情報の信頼性について懸念を示した。

4-3-5 金融仲介機関の経営支援機能を通じた社会的インパクト評価実施の支援

4-3-4 までは「金融仲介機関による評価」の現状を述べてきたが、「資金需要者による評価」の促進という点で、金融仲介機関が重要な役割を果たしていることが明らかになった。それは、社会的投資ファンドや VP 組織による経営支援機能を通じた評価の支援である。インタビューを実施した社会的投資ファンドや VP 組織は、事業者側と協働し、ロジック・モデルによる事業目標実現に向けた道筋の整理や KPI 設定といった、社会性の面での戦略策定、マネジメント・システムの構築を支援していた(別添 2-4、2-5 のケース・スタディ参照)。4-2-4 でも述べたように、資金需要者が評価を実施する上で、外部人材による実践的な支援を必要としている中で、これらの経営支援機能は注目に値する。

また、預金取扱機関・政策金融機関も経営支援機能を果たしている。インタビューを実施した預金取扱機関・政策金融機関 4 組織すべてで、地方自治体や助成団体、中間支援組織といった異なるパートナーとのネットワークを構築し、資金支援だけではなくそれぞれの強みを活かした多面的な支援の提供に取り組んでいる(別添 2-6 のケース・スタディ参照)。現状では、社会的インパクト評価に絞ったような支援は提供されていないが、「事業者が直面する課題によっては社会的インパクト評価の支援もありえる」(預金取扱機関 D)ということだった。ただし、預金取扱機関 D の担当者は、社会的インパクト評価の支援ができる人材の不足を課題として指摘した。

4-4 資金提供者における社会的インパクト評価の現状

4-4-1 評価の実施状況・目的

インタビューを実施した 3 組織中 2 組織では、審査時に社会性の評価が行われていた。また、 事業期間中や完了時には報告書の提出を求め、事業目標達成に向けた進捗の確認が行われている。

資金提供者 A では、事業完了後 1 年以内に、選定したいくつかの事業について、内部および外部の評価者による事業評価を行っている。事業評価の結果は、事業実施団体にフィードバックされ事業改善を促すとともに、組織の経営層および担当部署へもフィードバックされ、助成の継続等に関する意思決定に活用される。

資金提供者 B については、同団体のミッションの一つである雇用創出の観点から、創出された 雇用数について推計し、内部向けに年次での報告を行っていた。

一方で、資金提供者 C では、特に社会性に関する評価は実施していなかった。これは資金提供者 C が、あくまで最終的に本業に役立つかどうかという観点から投融資先を決定しているためであって、社会性については案件を探す際の切り口に過ぎないためである。

4-4-2 評価についての意識・評価を実施したことによる効果

上記のとおり、インタビューを実施した組織では審査時の社会性の評価が中心であるが、審査

以外にも、「事業者とのコミュニケーション・ツール」(資金提供者 B)としての有用性を指摘する声もあった。資金提供者 A でも、SROI により実施した外部評価の効果について、「事業者側の評価に関する理解や、自らの事業についての理解、職員間での共通認識の醸成といった効果はあった」と話している。

4-4-3 評価の実施方法

社会性に関する何らかの評価を実施している資金提供者 A および資金提供者 B ともに、審査時には、活動の結果としてどういったインパクトが創出されるか、という点を事業内容に踏み込んで評価している。ただし、尺度は量的なものというよりは、事業者からの申請書や面接によるヒアリングを通じて得た質的な情報を基にした、「高い」や「低い」といった大まかな尺度での評価にとどまる。

評価の主体については、資金提供者 A では事業部と呼ばれる担当部署が、資金提供者 B では、団体内部での審査に加えて、外部有識者による審査も行っている。

審査時以外のモニタリング時や完了時には、事業目標の達成度について、事業者から所定のフォーマットで定量的ないし定性的な報告がなされる程度である。報告のレベルについても、アウトプットレベルでの達成度が主である。「アウトカムは、事業完了直後には効果は見えず、5~10 年かけても効果がわからないこともあるので、完了時に評価することは難しい」(資金提供者 A)という現実的な制約もある。

資金提供者 A では事業完了後原則 1 年以内に、選定した事業について内部の評価担当部署による内部評価、および外部評価人による外部評価を行うことになっている。これらの評価においては、アウトカムレベルでの達成度まで見ることになっており、評価者が申請書や報告書のレビュー、支援先へのヒアリングを通じてアウトカムを特定することになっているが、実際にはアウトカムの設定が難しい場合もあり、必ずしもアウトカムレベルでの評価ができているわけではないとのことだった。

なお、資金提供者 A および B ともに、定量的データのみに依存した評価については懸念が示された。「数字は経営にとって分かりやすいというメリットがあるものの、一人歩きしてしまうデメリットがある。助成先はそれぞれ活動分野も組織規模も異なる中で、背景情報などの定性的な情報なしに数字を出してしまうと、誤解につながる危険性がある」(資金提供者 A)といった指摘があった。また、資金提供者 B も「審査時の判断はウェットな部分(調査チーム注: 共感できるかどうかといった判断)もあり、単純に定量化して判断できるような性質ではない」としている。

4-4-4 評価を実施する上での課題・阻害要因と必要な対応策

資金提供者が直面する課題は、金融仲介機関と同様、助成分野が多岐に亘ることにより一律の評価が難しいこと、また、職員数・予算に対してモニタリングや事業評価にかかるコストが大きいことである。

前者については、例えば資金提供者 A は審査時にスコアリングし申請先を評価できるシステム

を過去に開発したが、現在は使用されていないということだった。事業評価についても統一的なフレームワークを開発し運用しているが、同時に外部評価も実施し分野に合わせた多様な評価手法を実践している。

資金提供者 B でも分野の多様性から横並びで比較できるような評価方法は採用していない。また、仮に横並びで比較できるような手法ができたとしても、そういった手法では審査しないという。あくまで「共感」という定量的な数値では表現されない定性的な観点を重視している。

後者については、資金提供者 A および B ともに、現在の人員・予算で助成先に対してより深い モニタリングを行うことは難しいということだった。資金提供者 A では、過去に行政から事業評価を 全案件に対して実施するよう指摘があったとのことだが、現状の予算・体制では全数評価はできな いという。

4-5 まとめ

これまで、資金需要者、金融仲介者、資金提供者それぞれについて、インタビュー調査の結果を基に、社会的インパクト評価の現状についてみてきた。次章に移る前に、改めて主なポイントを整理したい。

4-5-1 資金需要者

- ・ インタビューを実施した組織では、過去にアウトカムまでの評価を実施したことがある組織は 12 組織中 9 組織であったものの、四半期や年次というように、定期的に社会的インパクト評価を実施している組織は半数にとどまっている。
- ・ 事業の評価は、経営者の経営管理上の意思決定や職員との戦略の共有といった内部の管理目的に加え、資金提供者や支援者への説明責任、取引先や事業パートナーへのプログラムの有効性の証明・発信といった外部への開示目的など、多様な目的、利用者に対して実施されている。社会的課題の解決をミッションとするような慈善型非営利組織や社会的企業では、経営管理上の意思決定のために評価を実施している場合が多い。一方で、組織の運営資金を寄付や助成で賄っている慈善型非営利組織では、寄付者や助成団体といった資金提供者への説明責任も目的としている場合がある。
- ・ 評価の実施方法は、慈善型非営利組織、社会的企業、一般企業といった組織の種類というよりは、組織のビジョンやミッション、具体的な事業内容、評価の目的、想定する結果の利用者といった要因によって異なる。特に何をアウトカムとするか、それをどういった尺度で測定するか、といった点は多様性がある。
- ・ 定量的情報だけで社会的インパクトを適切に評価することは難しく、定性的な情報による補 完が必要とされている。
- ・ 評価を実施する上での課題・阻害要因としては、知識やスキル、人材、資金といった経営資源の不足が主であるものの、評価対象とする成果の特定の難しさ、またそれを測定するた

めの尺度の設定の仕方の難しさも指摘されている。これらの課題・阻害要因へは、ガイドラインや研修の提供といった支援に加えて、外部専門家や中間支援組織による支援が必要とされている。

4-5-2 金融仲介機関

- ・ 預金取扱機関および政策金融機関では、融資審査において社会性の評価を実施しているが、「NPO 法人格を有しているか」や「組織のミッションが社会的課題の解決を目指しているか」といった形式面での評価にとどまり、融資先の事業内容の社会性に関する評価までは実施していない。
- ・ 一方で、社会的投資ファンドや VP 組織は、審査時には投融資先・助成先の事業内容の社会性に踏み込んだ評価をし、またモニタリングを通じても事業活動の結果創出したアウトカムについての評価を行っている。
- ・ 金融仲介機関は、定量的情報だけではなく、そういった定量的情報の解釈を可能にするような定性的情報も同程度に必要としている。
- ・ また、資金仲介機能以外では、社会的投資ファンドおよび VP 組織は経営支援機能も果たしており、結果として評価のキャパシティ・ビルディングも担っている。預金取扱機関・政策金融機関でも、行政や助成財団、中間支援組織と連携することで、資金支援のみならず経営支援を提供している例がある。

4-5-3 資金提供者

- 助成団体では、審査時に事業内容の社会性にまで踏み込んだ評価が実施されている。
- 一方で、助成期間中や完了時にアウトカムレベルでの評価は実施されていない。
- ・ 事業完了後に助成プログラムのアウトカムの達成状況を含めた評価を実施し、組織の資源 配分の意思決定にフィードバックしている助成団体もあったが、選定されたいくつかのプロ グラムに限られている。
- ・ 金融仲介機関同様、評価においては定量的情報だけではなく、定量的情報の解釈を可能 にするような定性的情報も同程度に必要としている。
- ・ インタビューを実施した助成団体の支援分野は多岐に亘っており、一律の評価方法での評価が難しい。一方で、予算・職員は必ずしも十分でなく、詳細な評価を行うには限界がある。

このように、資金需要者ではアウトプットレベルでの評価は一定の組織において実施されているものの、金融仲介機関や資金提供者が必要とするようなアウトカムレベルでの評価は限定的である。また、金融仲介機関や資金提供者も、投融資・助成先の多様性や予算・職員の不十分さから、投融資先・助成先に対してアウトカムレベルで詳細な評価を網羅的に行うことが難しい状況である。つまり、日本の社会的投資市場では、社会的インパクトに関する情報がうまく生産されていない。

一方で、一部の組織で経営管理の手段としてアウトカムレベルでの社会的インパクト評価を実施 している事例も見受けられた。

ただし、こういった内部管理目的の評価は独自の方法で実施されていることが多く、また共通言語も確立されているわけではない。こうした社会的インパクト評価が資金の出し手にとっても利用可能なものとなるためには、確立された概念の定義のもと、一定の原理原則に則って評価が行われる必要があるだろう。この点について次章で詳細に検討する。

第5章 社会的インパクト評価において必要不可欠な要素

第 4 章で述べたように、社会的インパクト評価は、組織のミッションや事業の性格・規模、資金の 性質、誰が評価の情報を活用するのか等によって、それぞれ独自の方法をとることが自然である。

他方、今後、資金調達を容易にする社会的投資ファンドが設立され、多くの資金需要者が資金を求めて競争するような状況になった場合は、審査の段階で何らかの基準に沿った情報が求められるようになるだろう。

また、今回の調査でインタビューを行った組織の中には、どのような評価をしたらよいのか試行 錯誤しているところも多かった。詳細なレベルの標準化は不要かつ望ましくないとしても、基本的な ことについては何らかの約束ごとがある(すなわち、大事なことはどの評価でも必ずおさえるという ルールを確立する)ことが、各組織の評価活動の助けにもなり、互いに学び合うことを容易にし、社 会的投資市場に一体感を持たせ、社会的投資の規模拡大にもつながるのではないか。

本章ではこのような立場に立ち、日本における社会的インパクト評価の実施促進策の一環として標準的なガイドラインを作成するとしたらその内容として何を必須の構成要素とするのか、またそれらについてはどのような論点があるのかにつき、第 4 章までの調査結果を踏まえ、海外で策定された社会的インパクト評価のガイドライン等を参照して検討する。

5-1 既存のガイドラインの位置づけ

第 2 章で述べたように、海外ではすでに社会的インパクト評価の標準化に関する議論が進んでおり、そのためのガイドラインの作成が試みられている。これらは、内容もその適用範囲も様々であるため、まずこれらの位置付けを整理してみたい。

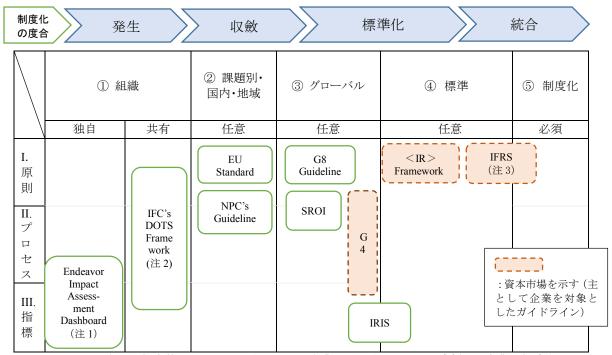
G8 社会的インパクト投資タスクフォースによれば、社会的インパクト評価は、図表 5-1 のように、個々の組織のためのガイドラインから最終的にフォーマルな制度へと進んでいく²²。初めは個々の組織が独自の方法を開発するところから始まり、良いものはやがて組織を超えて共有されるようになる(①)。次の段階になると、EU のような国を超えたガイドラインや、New Philanthropy Capital (NPC)の慈善団体・資金提供者に向けた評価手法のように、特定の目的で活用されるガイドラインが作成される(②)。社会的投資のグローバル化の中で、地域や分野を問わず使われるものが出現する(③)。さらに標準化された手法や透明性を持つことが重視されるようになり(④)、最終的には統合されて市場の正式な制度となっていく(⑤)。

これらのガイドラインのスコープとしても、原則をおさえたもの(図表 5-1 の I.)、評価手法などの具体的なプロセスをカバーしているもの(同 II.)、個々の指標レベルの標準化をはかるもの(同 III.)と様々である。

-

²² G8 Social Impact Investment Taskforce (2014)

図表 5-1:「標準」の進化と各ステージのガイドラインの例



注1: Endeavor は大きな社会的インパクトを生んでいる企業を世界中から選び、支援し、事業を加速させることを目指す組織で、自ら支援した企業の実績を一般企業と比較して計器盤のような画面で公開している。注2: 国際金融公社(IFC)の開発効果追跡システム。標準化された指標を使い、IFCの投資とアドバイザリーサービスの有効性を測る。

注3:IFRS は EU では強制適用、日本では任意。

出所: G8 Social Impact Investment Taskforce (2014) を参考に調査チーム作成

5-2 既存のガイドライン分析の対象

図表 5-1 に示したほかにも多くの標準・ガイドラインが存在するが、このような標準化のステージを追いながら、いくつかのガイドラインを見ていくことにする。上記②のうち国内レベルのものとしてNPC のガイドラインを、地域レベルのガイドラインとして EU の社会的インパクト評価基準を、③のグローバルなガイドラインとして G8 のインパクト評価ガイドライン、社会的投資収益率(SROI)、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)の G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン(以下、G4)を、④の標準のガイドラインとして国際統合報告評議会(IIRC)の国際統合報告(<IR>)フレームワーク、グローバル・インパクト投資ネットワーク(GIIN)が普及を図っている Impact Reporting and Investment Standards(IRIS)を選び、同時にこれらのレベル(原則、プロセス、指標)にも留意しながら、ガイドラインとしておさえるべき要点を検討した。G4 及び<IR>フレームワークは、資本市場における一般企業の報告を想定したガイドラインであるが、資本市場では先行して標準化が進んでいることから、参考にすることとした。

5-3 分析の視点

7つのガイドラインを整理する視点として、次の6つを用いた。

- a. 評価の目的
- b. 評価の主体
- c. 用語の定義
- d. 評価の方法
- e. 報告·開示項目
- f. 特徴・その他

これらの視点は、本調査のフェーズ I で社会的インパクト評価基準の標準化との共通点を明らかにした、国際会計基準の標準化の考え方をベースにしたものである²³。

5-4 社会的インパクト評価ガイドラインの主要な要素

各ガイドラインの分析結果は別添 3-1~3-7 を参照されたい。ここでは上記の項目 (a.~f.) ごとの分析結果を基に、第 4 章で分析した日本の社会的インパクト評価の実践、ニーズ、課題等を踏まえ、ガイドライン作成の際に検討すべきことを整理する。

5-4-1 評価の目的

個々の評価の目的(評価をどう活用するか)に応じて、評価のデザイン、評価に割けるリソースなどが決まってくる。第3章、4章で見たように、英国と日本では、評価の目的がやや異なっている。 英国では資金提供者など外部からの要請に応えるためという動機が強い。

外部からの成果志向の圧力は、資金の受け手に過度の負担を与えている可能性がある。 NPC のアンケート調査では、調査対象の 70%近くが「資金提供者によって求められる情報が異なる」と回答し、50%近くが「資金提供者が無意味な指標での報告を要求することが評価の阻害要因となっている」と回答している(第3章参照)。一方、日本では自分たちの組織や事業の改善のために評価を実施しているところが多い。

また第 2 章で述べたように、社会的インパクト評価の目的は、主体によっても異なる。大きく分けて、事業実施者(あるいは資金需要者)としての視点と、資金提供者あるいは仲介機関側からの審査的な視点の二つがある。

(1) 事業実施者にとっての社会的インパクト評価の目的

事業の実施者は、何のために社会的インパクトを測るのか。既存のガイドラインのレビューと、

²³ 国際会計基準は、国際会計基準審議会が単一の会計基準を目指して作成した。EU は 2005 年に域内の上場企業に強制適用し、他にも現在 100 カ国以上が採用する、世界で最も普及している会計基準である。会計基準を開発する際に参照すべき基本的な考え方(概念フレームワークと呼ばれる)をまとめており、これらは①報告の目的、②報告企業、③財務情報の質的特性、④財務諸表の構成要素、⑤財務諸表の構成要素の認識、⑥財務諸表の構成要素の測定、⑦表示である。(国際開発機構 2014)。

国内インタビューの結果から、社会的インパクト評価の目的として以下が挙げられる。

- ① 事業者内部で目標を明確化し、共有する。
- ② リスクを管理する。
- ③ 事業を改善し、組織のパフォーマンスを高める。
- ④ 自らの強みを発見し、事業を拡大する。
- ⑤ 目指した社会的インパクトの達成に関し、説明責任を果たす。
- ⑥ 組織と事業の成果に関し透明性を確保する。
- ⑦ 関係者が社会的投資の本質的な価値を共有し、更なる投資を呼び込む。

これらのうち、どれを目的として選ぶか、どこにどれだけ比重を置くかは、各組織によって違う。事業評価の一般的な目的は事業の改善(上記①~④)と、説明責任を果たすこと(⑤~⑥)であるが、前者のみであれば、各事業でそれぞれにレビューや見直しをして内部でフィードバックをすれば良いので標準化の必要性は低い。

しかし社会的投資の多くは外部からの資金や支援が入り様々なアクターが関わって社会の改善を目指しており、自ずと説明責任が求められる。また、比較的新しい形態である「社会的投資」が信任され、ステータスを高めていくためにも成果の明示が必要とされている。

また国内インタビュー結果からは、⑦「価値の共有」が社会的インパクト評価においてとくに重要な目的であることがわかった。評価が、ステークホルダー間のコミュニケーションのツールとしても使われ、連携や事業への関わりの強化、他の組織との情報交換に役立っている。

(2) 資金提供者にとっての社会的インパクト評価の目的

資金を提供する側は、上記のようにして得られた社会的インパクトに関する情報をもとに、投融 資や寄付の基準に適合するかどうかを審査したり、また事後に期待に見合うだけの成果が得られ たかどうかの報告を受けることになる。

5-4-2 評価主体

上述のように、評価主体によって評価の目的も異なるため、誰が評価を実施するかも重要な要素となる。

既存のガイドラインは、営利・非営利を問わず、資金の提供者側(投資家、ファンドマネジャー等)と需要者側(社会的企業など)の双方で活用することが想定されている。公的資金が投入された事業については行政側が評価主体になるし、投資家側が実施者側の提供する情報等を活用しさらに分析して投資判断とすることもあるが、実際の評価は、一義的には社会的企業などの事業実施者により、マネジメントの一環として組み込まれることが想定される。アカウンタビリティについても、事業実施者がまず事業の結果に対する責任を持つべきことから、評価主体は主として事業実施者自身となる。

5-4-3 用語の定義

社会的インパクト評価に関する定義は様々である²⁴。インプット、アウトプットまでは意味するところはほぼ同じであるが、アウトカム、社会的インパクト(social impact)及び、社会的インパクト評価 (social impact evaluation/measurement)の定義については統一されていない。

アウトカム・社会的インパクトについては、政府開発援助(ODA)の評価と同様に、アウトカムの結果をインパクトとするガイドラインがある(図表 5-2 の(1))。 G8 のガイドラインでは、アウトカムによってもたらされる社会や環境の変化をインパクトとしている。 ただ、アウトカムとインパクトは明確には区別できないことも多く、また連続した効果のこともある。

図表 5-2 の(2)のように、事業の活動を通じて生み出した財やサービス(アウトプット)によって受益者を含む社会に対して生み出された変化をアウトカムとしているものもある。社会的インパクトの範囲は、点線で囲った範囲(アウトプットの先の全て。様々な段階のアウトカムの総体)である。国際統合報告フレームワークでは、「組織の事業活動とアウトプットの結果としてもたらされる資本の正と負の内部的及び外部的影響」をアウトカムと定義し、インパクトという用語は使用していない。本報告書でも、比較的すぐに見られる変化の初期アウトカムと、最終的に期待される長期的アウトカムを合わせて社会的インパクトと呼んでいる25。

また、図表 5-2 の(3)に示すように、インパクトが他の要因を注意深く取り除いた部分(以下、ネットインパクト)のみを指す場合がある。インパクトは「幅広い、長期的な効果で組織やその活動に帰するとみなされること」²⁶とする考え方で、NPC、EU、G8、SROIのガイドラインはこれが明記されている²⁷。

「社会的インパクト評価」の用語としては、アウトカム以上を含むところまではほぼコンセンサスがあると思われるが、ネットインパクトにどこまで限定するかは、組織や事業の性質・規模等にもよる。いずれにしても、(社会的)インパクト、(社会的)インパクト評価の定義は現状では様々であり、定義を明確にした上での使用が必要である。

²⁴ 本稿におけるこれらの用語の定義は、第1章を参照。

²⁵ その間に「中間的アウトカム」が生じている場合もある。

²⁶ Kazimirski, A., and Pritchard, D. (2014)。ただし NPC では、インパクト評価というときはアウトプットとアウトカムの評価を含めている。

²⁷ 評価理論でインパクト評価という場合はこのネットインパクトの評価を指す場合が多いため、本稿では社会的インパクト評価と呼んで区別している。

インプット (1) 社会的 アウトプット アウトカム (リソース) インパクト 社会的インパクト (2) インプット アウトプット 初期 長期的 (リソース) アウトカム アウトカム 社会的インパ クトの範囲 当該事業で発生し インプット アウトプット たネットインパクト (3) (リソース) アウトカム

図表 5-2:社会的インパクトとその評価の様々な定義

出所:調査チーム作成

5-4-4 評価の方法

(1) 評価対象の範囲

何を測るかに関しては、どのガイドラインでも、アウトプットに加えて長期的アウトカムまでを含んだ社会的インパクトが対象となっている。IRIS は、指標のカタログという性質上、アウトプットの指標が主となっている。

中でも真っ先に測るものは、計画時に想定した社会的インパクトであり、次に計画時に想定しなかった、正負の社会的インパクトがある。正の社会的インパクトとしては、想定された受益者への直接的便益だけでなく、そのコミュニティ、社会への便益と、投資の規模によって様々な便益がありうる。前述のように NPC、EU、G8、SROIでは、インパクトの発現に貢献した可能性のある他の要因を排除したネットインパクトの測定が強調されている。

(2) 評価のデザイン

どのように測るかという評価のデザインについては、NPC、G8、EU、SROI ほか、多くの社会的インパクト評価ガイドラインでは、呼び方は様々だがロジック・モデルの考え方をベースにしている²⁸。 その上で、補完的に社会的インパクトの貨幣価値換算を試みる SROI や、また SIB のような大規模な投資の場合については、RCT のように他の要因を排除して厳密にネットインパクトを求める手法も活用される。

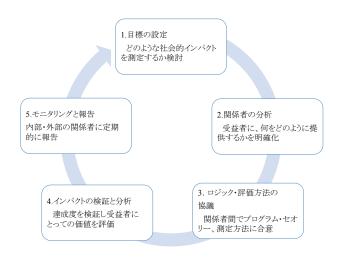
²⁸ NPC、EU は「プログラム・セオリー」、G8 は「インパクト・バリューチェーン」、SROI は「インパクトマップ」と呼んでいる。

評価の詳細なデザイン(評価の手法、指標の設定など)は各組織に委ねられており、投資規模等に応じて、各組織が独自の評価をデザインし、指標や測定方法を決めることになる。SROI は定量的データが主となるが、その他ではいずれも、定量・定性双方の情報の併用が推奨されている。

(3) 評価のプロセス

EU の社会的インパクト評価基準では、プロセスについて、目標の設定→関係者の分析→ロジック・評価方法の協議→インパクトの検討と分析→モニタリングと定期的な報告というステップを踏み、次のサイクルへ続くものとされている。

図表 5-3:EU 社会的インパクト評価基準 - インパクトを管理する5つのプロセス



出所: Group d'experts de la Commission sur l'entrepreneuriat social (2014) をもとに調査チーム作成

また G8 のガイドラインでは、図表 5-4 のように 7 つのステップでプロセスが説明されている。目標を設定し、事業のロジックや受益者を明らかにしたうえで、評価の組立て・成果を測る指標を決め、データを収集してそれらを検証し、関係者に報告する、という一般的な評価のプロセスと同様である。

 1. 目標の設定

 2. フレームワーク の策定と 指標の選定

 5. データの分析

 7. データに基 へく投資判断

図表 5-4:G8 ガイドラインにおける社会的インパクト評価のステップ

出所:G8(2014)をもとに調査チーム作成

(4) 求められる情報の質

評価結果として提供される情報に関し、7 つのガイドラインで求められているクオリティは次のようなものである。

- 重要な情報であること(Materiality)
- ・ 情報の信頼性を確保すること(Reliability)
- ・ 正確さ(Accuracy)
- · 適時性(Timeliness)
- 明確さ(Clarity)
- ・ 正と負の両面をカバーするバランス(Balance)
- 比較可能であること(Comparability)

これらは社会的インパクト評価以外の評価と変わることはなく、G4、国際統合報告フレームワーク、IFRS の「財務情報が持つべき質的特性」とも共通点が多い。ただし、最後の「比較可能であること」については、社会的インパクトの多くが質的情報として表されることから、留意が必要である(5-5-4 参照)。

5-4-5 報告 開示項目

どのガイドラインでも、関係者と評価結果を共有すること、あるいは結果の開示による、外部に対する組織や活動のアピールが想定されている。どのような方法で評価が行われても、外部に報告する場合の内容に基準があれば、関係者は判断に必要な一定の情報を得ることができる。

EU の社会的インパクト評価基準においては、プロセスと報告の標準化を原則としていることから、報告に含めるべきことをやや細かく規定している(別添 3-2 参照)。アウトカムやインパクトという結果だけでなく、どのようなプロセス(①目標の設定、②関係者分析、③ロジックや評価方法に関する協議、④インパクトの検証と分析、⑤モニタリングと報告)で評価結果が導き出されたか、結果の裏づ

けとなるデータ、第三者がアウトカムやインパクトに影響を与えた可能性についても記載が求められている。ネガティブなインパクトも記載することはもちろんである。

5-4-6 関係者との協働

EU や G8、SROI のガイドラインで強調されているのが、社会的インパクト評価におけるステーク ホルダーとの協働である。これは社会的投資に限ったことではないが、社会的投資においてはとり わけ重要な要素とされている。

国内インタビューからは、評価の結果だけでなくそのプロセスによって大きな学びが得られることがわかった。5-4-1 で述べたように、社会的インパクト評価をマネジメントに組込むことにより、目指すところが出資者・事業実施者・その他の関係者の間で明確に共有されるようになり、また評価の結果によって当事者が自らの強みを再認識できる効果がみられている。これによってさらにインパクトが拡大し、追加資金を呼び込んで事業が拡大する可能性もある。

コラム:蜂蜜の配当

別添 2-4 でも紹介する ARUN 合同会社は、カンボジアで有機農作物を流通させる企業(サハクレア・セダック)に出資しているが、セダックの事業の一つに天然蜂蜜の流通がある。蜂蜜の需要が高いカンボジアでは、森林の減少や蜂蜜の乱獲により、ミツバチの数の減少が懸念されている。セダックは、現地 NPO と協力し巣を全て採取する従来の方法ではなく、蜜が貯蔵されている部分だけを利用して持続的に採取できる方法で生産した蜂蜜だけを流通させ、環境保全に貢献しようとしている。

ある日、日本の投資家たちに天然蜂蜜の瓶が送られて来た。投資の成果を文字通り手に取った投資家たちは、カンボジアでのビジネスが成功し、輸出できるような高品質の蜂蜜の流通が可能になったことを知る。ARUNでは現地スタディツアーも実施しているが、そうたやすく現地に行くことができない投資家にとっては、これもアカウンタビリティを満たす一つの形といえる。投資家の側も、知らなかった世界に触れ、投資を通じて自分も変わったと感じる。配当金では得られない充足感がそこにはある。

(ARUN ヒアリングおよび http://www.arunllc.jp/portfolio/company/cedac (2015年3月12日アクセス))

5-5 論点と考察

ここまでの検討を受けて、日本において何らかの共通的な社会的インパクト評価のガイドライン を検討する際のいくつかの論点に関する、調査チームの考察を述べる。

5-5-1 社会的インパクト評価の目的に関して

そもそも何のために社会的インパクト評価を行なうのか。IFRSでは、報告の目的は、投資家の意思決定のためと明確に書かれている。社会的投資の場合も、資金提供者の意思決定に資することは当然あるが、少なくとも現在の日本における社会的インパクト評価では、それが第一の目的とはなっていない。これまでに述べたように、事業実施者が自らの事業や組織の向上のために行なっているケースが一般的である。

また社会的投資における評価の導入の意義として他の市場と若干異なる点は、社会的投資を今後ますます拡大していくための方策の一つとなる可能性があることだ。事業の社会的効果が明らかになることで、事業者も事業の拡大、更なる資金の投入を具体的に検討でき、投資家も投資判断がしやすくなる。

図表 5-5 のように、社会的インパクト評価をマネジメントに組み込むことによって、事業や組織の目標が明確になり、それを事業者内部で共有できる。評価はコミュニケーションのツールとなって事業者内部だけでなく、投資家や、同業他社、一般市民に事業の現状や成果が伝えられる。組織のマネジメントの改善に役立つと同時に、自らの強みを再発見して、事業の拡大の可能性も出てくる。社会的インパクトの明示により、事業や事業資金に関するアカウンタビリティだけでなく、組織へのアカウンタビリティも高まり、新規事業の立上げにもつながる。資金などのリソースが手当てされてこれらが実現すれば、受益者の拡大、社会的インパクトの拡大が見込まれる。休眠預金口座の資金による投資規模拡大の可能性などを視野に入れれば、評価の必要性がさらに高まる日は遠くないと考えられる。

目標の明確化・ マネジメントの改善 社会的インパクト 共有 の増大 事業の改善 強み 拡張可能性の認識 かの発見 社会的インパク ミッションの達成 ト評価の 実施 事業継続・拡大 (マネジメント への組込み) (インパクトの 新規事業の立ち上げ 拡大) 社会的インパクトの明示 価値の (受益者の拡大) 共有 アカウンタビリティの確保 投資 •新規資金 事業の 融資 ・追加資金 ・寄付 アカウンタビリティ (事業資金に関する) その他の資源 組織としての アカウンタビリティ

図表 5-5:社会的インパクト評価の実施と社会的インパクトの拡大のイメージ

出所:調査チーム作成

5-5-2 評価の主体に関して -第三者の介入が有効なケースー

5-4-2 で述べたように、事業実施者がまず事業の結果に対する責任を持つべきとすると、評価主体は主として社会的企業などの事業実施者自身となる。ファンドなど資金提供者側による二次的な評価も必要になってくるが、日本の現状ではまず、事業実施者自身による評価を促進することが必要である。

ただその際に第三者の介入が有効な場合もある。SIB を活用したような規模の大きな事業や、新たなデータの収集が必要な場合、資金提供者が物理的に遠くにいる場合などは、外部の評価専門家などの第三者を介することで評価の信頼性が高まることが国内インタビューから明らかになっている。また福祉分野などで、事業者側が成果を声高に発信するのがためらわれるような場合にも、第三者が評価を実施した方が適当なこともあると思われる。

そのような場合でも、EUのガイドラインで強調されているように、どのようなインパクトを目指し、それをどのように測るのかを、資金提供者と事業実施者の間で予め合意しておくことが必要である。そして、内部の関係者の参加を得ながらプロセスを進め、評価結果を活用すべき当事者が評価のオーナーシップを持つことが肝要である。また、G8のガイドラインにもあるように、投資家は投資先組織の現行のやり方に配慮することが求められる(別添3-3参照)。インタビューでは、研究者など外部者が独立的に学術的評価を行い、肝心の事業実施者が評価結果を自由に活用・公開できない事例も見られた。

当事者による内部評価と第三者評価、事業の改善と説明責任の確保の関係を図表 5-6 で示した。事業改善か、アカウンタビリティのどちらにより重点を置くかによって、第三者の関与の仕方を選ぶことが肝要である。

 ・事業の改善・内部での学び

 当事者評価 (余公開)

 第三者評価 (公開)

 第三者評価 (公開)

 ・アカウンタビリティ (アピール ・外部ステークホルダーとのコミュニケーション

図表 5-6:評価の主体・公開/非公開と目的の関係

出所:調査チーム作成

5-5-3 用語の定義に関して - 共通言語を整える必要性-

事業規模の大小に関わらず、ロジック・モデルの使用は共通言語になりうると思われる。ただし、 単純な一方方向のリニアの関係では表せない事柄もあり、循環する効果や、他の要因が種々絡まっているような複雑な環境にあるときは、活用に注意が必要である。

また、基本的な用語の定義の問題は 5-4-3 で述べたとおりである。社会的インパクト、社会的インパクト評価などの用語定義は、将来的には統一されることが望ましいが、それまでは、評価の計画 段階から各組織が用語の定義を明らかにした上で評価にとりかかり、報告の冒頭でも定義を明確に述べる必要がある。

5-5-4 評価の方法 一求められる評価の精度と現場の負担とのバランスー

(1) 評価対象の範囲

評価の方法は各組織に委ねられるとしても、最低限の比較可能性は持つべきであり、そのために統一した方が良いことの一つとして、社会的インパクト評価の範囲(スコープ)がある。社会的インパクトとして、アウトプットだけでなく、アウトカム以上(あるいはその見通し)を含めること、負のインパクトも評価のスコープに入れることは必須である。その上で、介入があってもなくてもいずれにしろ起こっていた変化(デッドウェイト)、元々あった便益を単に置き換えただけの変化で効果と呼べないもの(置き換え効果)、他の要因によって生じたかもしれない効果等を検討することが必要である。

(2) 評価のデザイン

社会的インパクトはどこまで厳密に明示しなければならないのか。またそのためにどれだけのコストをかければ良いのか²⁹。

出資者側から社会的インパクト評価に求める情報は、出資者と投資対象の(物理的)距離、出資の規模、資金の性質(個人か、組織か、政府か。意思決定をする主体は誰か)などによって異なってくる。また事業実施者側でも、事業の規模、評価に割けるリソースや人員、資金の性質等により、現実的に実施可能な評価には幅がある。

公的資金であれば、その使途と、投入した結果を国民に知らせることは必須である。民間資金の場合でも、投入した結果を明らかにするところまで期待する企業や団体から、使途が社会的であれば結果まで問わない個人投資家まで、期待はさまざまである。社会的インパクトが目に見えるものでなくても、投融資・寄付する企業・個人も多い。

どのような形で社会的インパクト評価を実施するにしても、そのためにかかる時間やコストが負担となり事業本体に負の影響を与えないように実施者の現場での負担や受益者への影響との折り合いを付けることが重要である。全額個人からの寄付による小規模なオペレーションの場合と、SIBのように、大規模な公的資金を投入する可能性があるものとではアプローチが異なって当然である。

したがって、具体的な手法や使用する指標は、個々の事業や組織に最も適したものを選ぶことが望ましい。単純な事前事後比較、厳密な With/Without 比較、ケース・ヒストリー等、測定の方法や精度もケースバイケースで考えることが重要である。

社会的インパクト評価は「助け」にもなり「重荷」にもなる³⁰。しかし、社会的インパクトが目に見えないと、中長期的にはインパクト投資の発展も難しいとも考えられる。重荷にならないよう、投資に見合った方法での評価が必要である。

-

^{29 2012} 年の英国のフィランソロピーに対する調査では、平均して全予算の 3%をモニタリングと評価に使っているという。Kazimirski, A., and Pritchard, D. (2014)。

 $^{^{30}}$ G8 (2014) $_{\circ}$

□ラム:「意志を持ったお金」の出し手・使い手交流ツアー



「お金に意志をもたせよう」をスローガンに、特定非営利金融法人東京コミュニティパワーバンク (CPB) が設立されたのは 2003 年である。以来、2015 年 2 月までに 68 の社会的企業に 3 億 763 万円の投融資を行ってきた。社会的使命が明確で、地域に貢献する NPO や組合の事業であれば、担保がなくても融資が受けられるようにすることが東京 CPB 設立の意図である。資金は個人や団体からの出資と寄付。会員制で、一口 5 万円を出資すると、出資金の 10 倍まで(最高 1,000 万円)の融資が受けられる、助け合い金融である。設立時からの出資者が多いが、最近ではインターネットでその存在を知り会員になる人も増えてきた。

融資先の活動は、生活困窮者自立支援ホームの開設、高齢者へのお弁当配送サービス、環境保全型 農業による津波被災地の再生事業など、福祉、まちづくり、環境保全が中心である。

CPB のユニークな取組みは、「志・金循環ツアー」。出資者が融資先を訪問し、自分のお金の生かされ 方を見に行くツアーである。2014年は、路上生活者支援のNPO 法人による単身困窮者の支援付き ホーム(東京都新宿区)を訪問した。一行は、ホームを見学。働き場もつくり、看取りまでする事業 者の話を聞き、「一人になっても、年老いても、障がいを持っても、決して見捨てない」という NPO のミッションの実現を自分の目で確かめる。

これも一つの評価の形と言える。出資者にとっては最も説得力のある評価かもしれない。

(東京コミュニティパワーバンク提供資料 及び同法人ヒアリング)

(3) 求められる情報の質① 一比較可能性一

G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドラインや国際統合報告フレームワークのように主として営利企業の社会性を測る目的で作成されているガイドラインでは、他組織との比較可能性は原則になっている。他方で社会的インパクトの情報は、財務情報と違い、最終的に貨幣価値に換算できないものも多い。

今回のインタビュー調査でも、資金提供者側・資金需要者側とも、現段階では、組織や事業を超えての比較には特段の意義を見出しておらず、むしろ比較の弊害への懸念のほうが強かった。また投資する側としては、複数の社会的投資の対象を比較して投資先を選ぶというよりは、そのセクターや特定の事業に共鳴し、意義を見出したからこそ投資するケースが多く、数字よりも自分が納得できる効果が上がっている(あるいは上げようと努力している)ことが重要である。

他方で、貨幣価値換算による比較ということではなくても、一定の基準を踏まえた上での社会的

インパクトの予測や報告は、今後必要になってくるケースもあると考えられる。例えば、休眠預金口座からの資金で大規模な社会的投資ファンドが出来、社会的事業に投資されるようになった場合には多くの申請書を横並びで審査することになる。この際に一定の基準や原則があれば、申請をする側にも受ける側も利点があると考えられる。

EU では、各事業の効果を適切に評価することと比較を可能にすることとはトレードオフの関係にあり、無理に比較することは事業の意義を失わせるとして、プロセスと報告の標準化により比較可能性を確保することとしているが、このアプローチは参考になると思われる。プロセス上おさえるべき原則と、報告に含めるべき内容・基準を決めておけば、あとは自由に評価をデザインしても一定の比較は可能になる。

(4) 求められる情報の質② -貨幣価値への換算について-

SROI は、社会的インパクトを貨幣価値で表す評価手法であり、最終結果が投資とリターンの比率という単一の数字で表されるため、事業間の比較を可能にすると誤解されることが多い³¹。しかし、SROI の公式ガイド(A Guide to Social Return On Investment)では、各組織の SROI 報告書はそれぞれ異なる環境・条件下で作成されているため、他組織と SROI の結果を比較することは有効ではないとされている。

SROI を実際に活用した団体でも、無理に貨幣価値に換算すると恣意性が入り込みやすいとして、活用に意義を見出せていないところも多かった。類似する2つの障がい者支援事業でSROIを算出した助成財団でも、所与の条件が異なるため2つの数字を比較することはできないと結論付けている。また、社会的インパクトの性質により、SROIが適する事業とそうでない事業がある(別添2-3マイクロソフト社のケース・スタディを参照)。もちろん、関係者の参加によって事業の方向性や効果に対して関係者の間でコンセンサスを生みながら指標を立てていくというような参加型の性格や、組織の強みを見出すことができることなど、SROIには他の利点もある。

また、SIB のように、大規模な投資や、巨額の公的資金が投入される場合は、不特定多数の納税者を納得させる数字(事業の実施により節約できる公的支出の額等)を示す必要があり、SROIの活用は有効であろう。

5-5-5 報告・開示について

5-4-5 で述べたように、報告は評価の結果だけでなく、それを導き出したプロセス、評価責任者、 準拠したガイドラインがあればそれも明記し、結果を提示した根拠についても開示すべきである。これらが不十分であれば、結果を提示しても意味がないばかりか、誤解を招くことにもなり、組織の信頼性が揺らぐ。そのようなことのないように、報告すべき事項を明示したガイドラインが必要である。

³¹ 例えばある事業にかかるコストの合計が 100 万円で、貨幣価値に換算した社会的インパクトが 150 万円相当であれば、SROI=150/100=1.5 と表現される。

5-5-6 関係者との協働について

公共事業や ODA の評価と社会的インパクト評価の大きな違いの一つに、出資者と事業者の距離がある。ODA の場合、外交政策の重要な手段として援助が行われる。税金として徴収されたお金の出資先を納税者が直接選ぶことはできない。他方社会的投資は、投資家が事業者(資金需要者)の意図に賛同して出資を決めている。あるいは、ファンドの場合でも、投資家はファンドの組成意図やファンドマネジャーの志に共鳴し、資金を預けている。投資家の求める情報は、公共事業のそれとは異なり、成果が大きくても小さくても、まだ出ていなくても、引き続き事業に共感できるかどうかを決める材料となるものである。社会的投資は、関係者の理解と共感があって初めて成立している。したがって、評価のオーナーシップを事業実施者が持ち、その他の関係者の参加を得て、評価の計画を立て、関係者で結果を共有することが重要である。

□ ラム: 「就労」は可視化しやすいインパクト?

社会的インパクトの定量的な評価は難しい。事業者の中には、実施している事業でインパクトを定量化するのは現実的に無理だが、就労支援のように成果をお金で表すことができる事業であれば成果は表し易いのではないかという声もあった。

確かに、就労支援が成功して就職できれば、平均的な生涯賃金を試算し、それに生活保護費などの行政コストの節約分を加え、就職できた人数を掛け合わせて、事業はこれだけの価値を生み出した、と数値化することができそうである。

しかし、実際にはそう単純ではない。

有限会社ビッグイシュー日本は、街頭での雑誌販売の仕事を提供してホームレスの路上脱出・就労支援を行っている。このホームレス自立支援雑誌「ビッグイシュー」は現在日本で140~150人の販売者によって3万部(2015年3月現在)を売り上げている。3万部と言えば、「中央公論」と並ぶ発行部数である(注)。

一冊 350 円の雑誌を売れば、180 円が販売者の利益と決まっている。売り上げをもとに自分の力で住まいと 仕事を得、路上生活を脱し、新たな仕事に就く形で「卒業」出来た人は、10 年間で 162 人にのぼる。この 162 人という数字は、一見非常に明確な成果であるが、事業実施者の方たちの話を聞いてみると、実際には問題は複 雑で、奥深い。事業実施者の方たちは次のように語る。

「卒業と言っても、何人が仕事に就いたかを単純に指標にすることには問題があると思います。不安定な雇用に 戻ってしまう人も多い。スカイツリーの建設などは完成すれば仕事がなくなるし、長期には続けられないような 過酷な仕事に就くこともある。結局またここに戻ってくる人もいます。」

「就労支援に関していえば、職に就くだけでなく続けられるように支援できているか、というのも重要な指標かもしれません。そもそもホームレスでなくても、若者でも、高齢者ならなおのこと、仕事に就くのが難しい人もいる。高齢のビッグイシュー販売者の中には、今のまま雑誌を売って、他の人とコミュニケーションを持って、社会ともつながって、自分で生活できていることが嬉しいしそれまでよりずっと自立できているという人たちもいます。」

「むしろ、これまで私たちがやってきたことの一番の成果は、暑い日も寒い日も街角に立って一生懸命雑誌を売っているホームレスの人をみんなが見かけたり、話しかけたりできるようになったことで、「ホームレス」に対する人々の認識を少しでも変えられたことではないかと思います。いったんホームレスになったら戻るのが難しい社会の構造の方がもしかすると問題なのでは、と気づいてもらうこと、そこが変わっていくこと、そういうことのすべてが私たちのゴールなのです」

仕事の提供→自立→就労という一見シンプルなモデルであるが、実際には就労にはとどまらない大きな社会的 効果を生んでいる。

注:一般社団法人日本雑誌協会調べ。http://www.j-magazine.or.jp/magadata/?module=list&action=list 2015年3月15日アクセス。 (有限会社ビッグイシュー日本、NPO 法人ビッグイシュー基金ヒアリング)



第6章 おわりに

6-1 日本における社会的インパクト評価促進に向けた提言

第4章で見たように、定期的にアウトカムレベルでの評価を実施している組織は、インタビューを実施した組織のうち半数であった。社会的投資の対象となるような社会的企業の多くも、事業のアウトプットレベルでの評価にとどまっていることが推測される。一方で、社会的投資は、正のアウトカムを創出するような事業に対して投融資を行う投資行動であり、社会的投資家にとっては、事業のアウトプットレベルの情報だけでなく、アウトカムレベルの情報こそ有用であると考えられる。現在、日本においても社会的投資に関する様々な情報に接することができるが、資金の出し手と受け手との間で共有されている情報量は必ずしも多いとは言えず、双方のコミュニケーション・ツールとしての社会的インパクトに関する評価は広く普及されるべきである。それでは、現在評価を実施していない、もしくは事業のアウトプットのみ評価している組織が、事業のアウトカムを評価するには、どういった取組みが必要なのだろうか。ここまでの章では英国の事例、日本の社会的インパクト評価の現状、社会的インパクト評価の枠組みについてそれぞれ検証を行った。日本の社会的投資の現状は、先行する英国に比べ未成熟ではあるが、非営利セクターによる社会性、公共性の高い事業実績への関心の高まりや理解とともに、社会的インパクト評価の必要性も認知され始めている。本章ではこれまでの検証結果を踏まえ、日本での主たる評価者である資金需要者(事業実施者)に対する支援の観点から、日本における社会的インパクト評価の促進に向けた提言をとりまとめる。

6-1-1 社会的インパクト評価の必要性や効果についての啓蒙活動・情報発信

日本の社会的投資はまだ萌芽期にあるが、既に非営利セクターを中心に様々な分野で社会性の高い事業が展開され、受益者の増加、市民の理解の深まりとともに今後大きく成長する可能性を秘めている。

一方、社会的インパクト評価の実施によって得られる効果は資金需要者、資金提供者を含め、 業界全体で十分に周知されていない実態がある。インタビューによると、社会的インパクト評価を実施している団体や組織は、評価結果を内部の管理目的で活用しているケースが多く、外部への開示を意識した評価は少なかった。またアウトカムレベル(インパクトレベル)の評価を実施している組織も少なく、社会的インパクト評価が事業内容の改善や生産性向上に貢献するという、その効果や便益が認識されていないことも要因であると考えられる。

現在議論が進む、休眠預金等を活用した社会的投資基金が実現した場合、大規模な社会的投資市場の創出も予想され、社会的インパクト評価に関わる組織や個人への情報発信、啓蒙活動は社会的インパクト評価促進の第一歩である。具体的には情報や事例を共有するシンポジウムや勉強会の開催、評価実績を持つ団体・組織による積極的な情報共有が期待される。また事業自体のPDCAサイクルにおいて、関係者間で事業実施によって達成したいゴールやインパクトの共有を目的に、社会的インパクト評価を導入するという方法も現実的である。またこれら情報発信や活動の

担い手として、既存の業界団体等(NPO・NGO 業界団体等)がその役割を果たすことが期待される。

6-1-2 日本の実情にあった社会的インパクト評価ガイドラインの策定と共有

国内でインタビューを実施した組織の多くは評価を実施していたが、組織によって活動分野やミッションも異なるため評価手法は様々であった。また評価の目的、評価結果の利用者も多様であり、評価対象やその尺度、社会的インパクト評価の程度(評価の対象となる成果レベル)といった点が異なることは当然である。しかし、例えば概念の定義が不十分であったり、最低限守るベきルールの共有がされていなければ、情報の信頼性が揺らぐこととなる。

第2章でも述べたように、国際的には原理原則レベルの標準化の取組みが進められている。日本においても、実践の蓄積とともに一定の評価結果の信頼性を担保するためには、原理原則レベルでの社会的インパクト評価に関するガイドラインの策定、共有が求められる。ガイドラインの策定作業には、民間非営利セクターや資金提供者、行政(現状から地方自治体レベルを想定)等、多様なステークホルダーがメンバーとして参加することが望ましい。またガイドラインは、英国等で活用されている既存の方法を参照しながらも、日本の現状や評価ニーズに合わせ、必要最低限含まれるべき評価範囲やプロセス、比較可能性を担保しつつ、指標は組織や事業によって柔軟に選択できるといった、簡易で融通の効く枠組みの設定に留意すべきである。

6-1-3 社会的インパクト評価促進に向けた包括的支援

日本では多くのケースにおいて事業の実施者である資金需要者(非営利組織、社会的企業等)が社会的インパクト評価の主体となっていた。しかし、実際に非営利組織の多くが、人材、資金、知識の面で評価作業に対する不安や負担を感じていることが確認された。日本の実情やニーズに即した社会的インパクト評価促進への多面的な支援の整備、強化は不可欠であり、実務レベルでの支援策として、以下に具体案を提示する。

(1) 社会的インパクト評価に関する専門ポータルサイトの立上げ

社会的インパクト評価に携わる実務者のスキル・知識不足は社会的インパクト評価を促進する上で大きな課題の一つとなっている。欧米では既に社会的インパクト評価に関する書籍や資料、ポータルサイトが多数流通し、外国語での情報源へのアクセスは比較的容易であるが、日本語での実践的な知識や事例の閲覧、情報収集は限定的である。この課題の対応策として日本語での社会的インパクト評価に関する専門ポータルサイト「インパクト評価応援サイト」(仮称)の立上げを提案したい。当該サイトでは、簡単なガイドラインのフリーダウンロードや国内外の豊富な評価事例を日本語で紹介し、評価に関する質問や相談をメールで受付けるなど、実務者の疑問や要望に直接応える窓口としての役割も果たす。また必要に応じ、評価の実務を支援する人材、高度な知識を持つ専門家や企業とのマッチングを行う場としても機能する。このようなサイトを通じ、知識や情報、人材の交流を促すことで社会的インパクト評価実績の積み上げが期待できる。なお、本サイトの運

営管理は G8 インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会を中心とし、民間主導の社会的投資市場の拡大を目的に、民間コンソーシアムで行われることが望ましい。

(2) 行政、金融仲介機関、中間支援組織のネットワークを通じた経営支援機能の強化

ソーシャル・インベストメント・パートナーズ(SIP)を運営者とする日本ベンチャー・フィランソロピー基金(JVPF)が助成先に対して資金支援に加えて評価の仕組みづくりも含めた経営支援を提供していることは事例で述べたとおりである。また、ARUN 合同会社も、投融資先とともに取り組む「参加型評価&モニタリング」を通じて、投融資先によるモニタリング・評価を支援している。西武信金とETIC.そして日本財団が組んだ『CHANGE』は、現在は社会的インパクト評価に特定した支援は実施していないものの、今後評価支援に対してもポテンシャルを有したスキームである。このように、金融仲介機関が果たす経営支援機能を通じ、社会的インパクト評価の必要性の拡大とともに、評価実施が促進されることは、広さ(事業数)はないが深さ(丁寧な個別案件支援)のある支援として現段階においては有効である。また、地方自治体による連携やネットワーク等を通じた包括的支援も社会的インパクト評価の促進に大きく寄与すると考えられる。

(3) 社会的インパクト評価促進のための社会的投資基盤整備基金の設立

インタビューでも明らかになったように、ガイドラインを読んだり研修を受けたりするだけではなかなか実践に結びつかない。実践を促すには、やはりハンズオン支援が有効である。英国の投資・契約受入準備基金(ICRF)では、NPO やソーシャル・ビジネス事業者が受ける外部からのコンサルティング・フィーを補填する基金が設立され効果を上げている。現在、日本では評価のサービスを提供する中間支援組織は多くないが、このような基金の存在により、NPO やソーシャル・ビジネス事業者の評価能力向上や評価をサービスとして提供する中間支援組織の育成につながることが期待される。

将来、日本においても休眠預金等による社会的投資基金が立ち上がった際には、投融資原資 としてだけでなく、社会的インパクト評価の基盤整備支援としてキャパシティ・ビルディングや組織 支援等、幅広い用途に活用できるようになることが望ましい。

6-2 まとめ

日本におけるソーシャル・ビジネスや社会的投資は未だ発展途上にあるが、社会性の高い事業を実施する一部の非営利組織や社会的企業では、既に自発的な事業評価を実施し、資金提供者だけでなく、自らのミッションや活動を伝える手段として活用されていた。そして、これら実際の評価実績や事例から、日本においても広く共用されるコミュニケーション・ツールとして、社会的インパクト評価の必要性が徐々に理解されつつある。現状から、まずは社会的インパクト評価の便益や効果についての理解を促すとともに、情報・事例共有、経営支援、人材・能力開発、資金提供等、社会的インパクト評価を促進する包括的な支援の強化も必要である。日本国内でも様々な分野において、社会性の高い事業が展開され、社会的投資が開花しようとする現在、共通言語の定義、原

理原則を示す社会的インパクト評価ガイドラインについての議論を深め、具体的なアクションが早期に着手されることが望ましい。

本調査が、今後の日本における社会的投資ならびに社会的インパクト評価促進の一助となることを願う。

□ ラム: 地域ぐるみでソーシャル・ビジネス

社会的インパクト評価を促進するためには、事業実施者、行政、金融仲介機関、中間支援組織の社会的投資に対する理解を深め、共に連携していくことが大切である。地域でのソーシャル・ビジネスのためのネットワークづくりに取り組んでいる例として、「やまなしコミュニティビジネス推進協議会」がある。同協議会は2005年に設立され、ソーシャル・ビジネスの事業者、支援者、ソーシャル・ビジネスに興味がある人たちの交流の場となることを目指しており、メンバーには、行政(県庁)、NPO、銀行、大学など様々な関係者が参加している。

同協議会ではソーシャル・ビジネスで起業を目指す人(将来的な事業実施者)向けにソーシャルビジネススクールの開校や研修プログラムの提供、ソーシャル・ビジネス支援・連携を考えている人や団体(資金提供者)には実際の現場視察と研修プログラムを提供するなどソーシャル・ビジネスの促進に取り組んでいる。また、具体的に県内のNPOの事例を紹介し、官民連携でソーシャル・ビジネスをつくりあげていくためのプロセスや基礎知識を分かりやすく解説した冊子の発行も行っている。

今後、社会的インパクト評価が促進されるにあたり、このような地域でのネットワークを持つ組織の果たす役割も大きいと言えるだろう。



(えがおつなげて提供資料及びヒアリング)

参考: http://socialchange.jp/(2015年3月26日アクセス))

別添目次

別添 1: インタビュー先一覧

別添 2: ケース・スタディ

- 1. 特定非営利活動法人 クロスフィールズ
- 2. 公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン
- 3. 日本マイクロソフト株式会社
- 4. ARUN 合同会社
- 5. 一般社団法人 ソーシャル・インベストメント・パートナーズ
- 6. 西武信用金庫
- 7. 公益財団法人 日本財団

別添 3: 7 つのガイドラインの分析結果概要

- 1. New Philanthropy Capital (NPC) Tour Pillar Approach
- 2. EU の社会的インパクト評価基準
- 3. G8 のインパクト評価ガイドライン
- 4. 社会投資収益率(Social Return on Investment: SROI)
- 5. GRI Φ G4 Sustainability Reporting Guidelines
- 6. 国際統合報告(Integrated Reporting)フレームワーク
- 7. Impact Reporting and Investment Standards (IRIS)

別添 4:参考文献リスト

別添 1: インタビュー先一覧

No.	所属区分		名称	インタビュー日時
1	資金需要者	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 えがおつなげて	2015年3月11日 (水)
2			特定非営利活動法人 ETIC.	2014年12月19日(金)
3			特定非営利活動法人 ぱれっと	2015年3月5日(木)
4			特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト	2014年12月5日(金)
5			特定非営利活動法人 クロスフィールズ	2014年12月11日 (木)
6			特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール	2014年12月17日(水)
7		公益社団法人	公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン	2015年2月12日(木)
8		株式会社•有限会社	農業生産法人 株式会社GRA	2014年11月22日(土)
9			株式会社 スワン	2015年3月12日(木)
10			株式会社 公文教育研究会	2014年12月17日(水)
11			日本マイクロソフト株式会社	2015年2月24日(火)
12			有限会社 ビック・イシュー日本	2015年3月6日(金)
13	金融仲介機関	銀行	株式会社 武蔵野銀行	2015年3月10日(火)
14		信用金庫	西武信用金庫	2014年12月9日(火)
15			多摩信用金庫	2014年12月8日(月)
16		ファンド	ー般社団法人 ソーシャル・インベストメント・ パートナーズ	2015年1月7日(水)
17		NPOバンク	東京コミュニティパワーバンク	2015年2月6日(金)
18		VP組織	ARUN合同会社	2015年2月4日(水)
19		政策金融機関	株式会社 日本政策金融公庫	2014年12月16日(火)
20	資金提供者	助成団体	公益財団法人 日本財団	2015年2月10日(火)
21			公益財団法人 三菱商事復興支援財団	2014年12月4日(木)
22		企業	株式会社 ベネッセホールディングス ベネッセソーシャルインベストメントファシリティ	2014年12月17日(水)
23	3 その他		国際統合報告評議会 リレーションシップ・マネージャー 小澤ひろこ氏	2014年7月15日(火)
24	4 有識者		明治大学経営学部准教授 小関隆志氏	2015年2月3日(火)

2-1 評価によって課題解決力を高める ークロスフィールズー

特定非営利活動法人 クロスフィールズ



設立	2011年
主な活動分野	リーダー育成
活動地域	日本、アジア
主な資金源	事業収入
正味財産/純資産	2,400万円
昨年度の収入額	7,900万円
職員数	11名

特定非営利活動法人クロスフィールズ(以下、CF)32は、近年最も注目されている NPO の 1 つである。設立から 5 年に満たないが、第 3 回日経ソーシャルイニシアチブ新人賞、Japan Venture Awards 2015(中小企業基盤整備機構)など、数々の賞を受賞してきている。ここでは、社会的インパクト評価を通じて組織の課題解決力を高めているケースとして CF を取り上げる。

CF は、「企業・行政・NPO がパートナーとなり、次々と社会の課題を解決している世界」をビジョンに、「社会の未来と組織の未来を切り拓くリーダーを創ること」をミッションとして 2011 年に設立された。CF の中心的な事業は、人材育成プログラム「留職」である。「留職」とは、企業で働く人材を新興国の NPO 等へ一定期間派遣し、本業で培ったスキルを活かして現地の人々とともに社会課題の解決に挑むというプログラムだ。新興国での「留職」を通じて、セクターや国境、価値観といったあらゆる枠を超えて社会課題に挑む原体験を提供することで、既成概念にとらわれずあるべき未来を描き、多様なアクターを巻き込んでその実現に取り組むことのできる人材の育成を目指している。

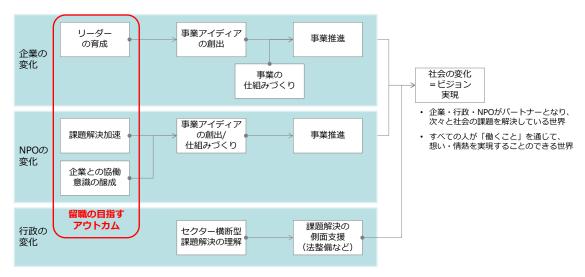
CF が展開するような人材育成事業の社会的インパクトの評価は一般的には難しい。期待するアウトカムを測定可能な形で定義し、実際にデータ収集し測定することが難しいからだ。人材育成事業を行う多くの組織では、研修の実施回数や参加者数、アンケート調査を通じた顧客満足度の把握といったアウトプットレベルでの評価が一般的だろう。

しかし CF では、事業のアウトカムを測定可能な形で定義し、経営管理の一環としてその達成度をモニタリングすることで、自らの課題解決力の強化につなげることを目指している。CF の評価は、ビジョン実現に向けて「誰に対してどういった変化を起こしていくか」という戦略を描くところから始まっている。CF ではまず、企業、NPO、行政といったステークホルダーごとに、ビジョン実現に必要な「変化のステップ」を、因果関係に基づきロジック・ツリーとして整理している(図表 A2-1 参照)。その上で、この「変化のステップ」の中で、ビジョンを実現するために特に重要な「変化」について KPI

_

³² http://crossfields.jp/

(Key Performance Indicator: 重要業績指標)を設定し、その達成度を測定しモニタリングしているのだ。



図表 A2-1:ビジョン実現に向けた「変化のステップ」

出所: CF 提供資料を基に調査チーム作成

KPI と呼んでいなくても、事業の活動について指標・目標値を設定し管理している組織は少なくないだろう。CFでも留職プロジェクト数・留職者数といった、事業の活動に関するアウトプットレベルで指標・目標値を設定しモニタリングしている。しかし CF はさらに踏み込んで、事業の活動を原因として引き起こした変化、すなわちアウトカムについても KPI を設定しモニタリングしている。

「留職」事業について見てみよう。「変化のステップ」の中で「留職」が目指すアウトカムのひとつは「リーダーの育成」である。いくら多くの留職プロジェクトを実施し留職者数を増やしても、社会の課題解決を担うリーダーが育成されなければ「変化のステップ」は始まらない。「リーダーが育成されたかどうか」は CF にとってビジョンを実現する上で重要な KPI だ。

では「リーダーが育成されたかどうか」はどのようにモニタリングしているのだろうか。CF では、「リーダー」の条件を 7 つの力(ゴールを描く力、対話する力、巻き込む力、挑戦する力、やりきる力、現地の社会課題を理解する力、社会の未来と組織の未来を切り拓く力)に落とし込み、それぞれについて具体的な行動基準を設定し、7 段階のレベルで測定できるアセスメントシートを開発している。このアセスメントシートを用いて、各留職プロジェクトを担当する CF のプロジェクト・マネージャーが、派遣先 NPO などへのインタビューをもとに留職開始直後と終了時にそれぞれアセスメントを行う。この結果を定期的に団体としてモニタリングすることで、活動の効果測定を行っている。プロジェクト数・留職者数だけではなく、こうしたアセスメントの結果をモニタリングすることの意義を、代表理事の小沼氏は次のように語る。

「KPI としてアセスメントの結果をモニタリングしてはじめて、プログラムの質を管理できるようにな

別添 2: ケース・スタディ

ります。民間企業の留職プログラムへのニーズは高いため、多くのプロジェクトを実施し、多くの派遣者を出すことによって売上を伸ばすことは可能でしょう。しかし、アセスメントの結果をもとに「自分たちが目指すべきリーダー育成はできているのか」をモニタリングしない限り、「社会の未来と組織の未来を切り拓くリーダーを創る」というミッションを果たせているのか、ビジョンの実現に近づいているのかが分からない。売上が上がっても、プログラムの質が低下してしまったら、私たちにとって留職の意味はないんです。」

CFでは、アセスメントの結果以外にも、留職後に派遣者の所属企業で推進された新規事業数も KPI として管理している。「変化のステップ」上で、リーダー育成のさらに先の変化まで KPI とすることで、ビジョンを実現するために足りないものが見えてくると小沼氏は話す。実際に CFでは、「留職」 事業だけでなく、社会的な課題の解決につながる新規事業の創出・推進も支援する、ワークショップ事業やコンサルティング事業も立ち上げた。

このように、CFでは、ビジョン実現に向けた「変化」の連鎖のロジックを明確化した上で、その「変化」を測定可能なレベルにまで徹底的に突き詰めることで、アウトカムの評価を可能にしている。その上で KPI を設定しモニタリングすることで、プログラムの質の改善や新規事業の立ち上げといった、組織の課題解決力の強化にまでつなげているのである。

CF が注目される理由は、「留職」という斬新なサービスだけにあるわけでなく、ビジョンやミッションを徹底的に突き詰めた上でマネジメント・システムにまで落とし込んでいる、そのマネジメント力だろう。

2-2 外部評価で説明責任を果たしたチャンス・フォー・チルドレン

公共社団法Ⅰ	設立	2011年
公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン	主な活動分野	教育
テクス・フォー・テルトレン	活動地域	東北、関西
Chance for Children	主な資金源	寄付、補助金、等
	正味財産/純資産	600万円
	昨年度の収入額	11,300万円
	職員数	7名 (専従)

公表を前提として第三者による外部評価を実施することは、多くの事業者にとって覚悟のいることだろう。なぜなら仮にネガティブな結果が出た場合でも、それを公表する必要があるからだ。公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン(以下、CFC)33はその覚悟を持って外部評価を実施した団体である。以下では、社会的インパクト評価を通じて支援者への説明責任を果たすとともに、事業の改善に取り組んだケースとして CFC を取り上げる。

CFC は、子どもの貧困、教育格差の問題を解決することを目指し、2011年に設立された。

子どもの貧困の最大の問題点は「貧困の世代間連鎖」が起こることだと言われている。親の経済的貧困により子どもの学校外教育の機会が奪われ、そのことが子どもの学力格差につながり、そして経済的格差の再生産につながっていくという負の連鎖だ。CFC はこの連鎖を断ち切ることをミッションに、経済的な理由で学校外教育を受けられない子どもたちに対して、学校外教育に使用できるバウチャーを提供する、「学校外教育バウチャー事業」を展開している。また、バウチャーを利用する子どもたちに対して、大学生のボランティアが毎月電話や面談を行い、進路や学習の相談に応じる取り組みも行っている(=ブラザー・シスター制度)。

CFC は本事業について、2012 年度に第三者による外部評価を実施している。事業の効果について客観的な評価を行うことで、支援者に対する説明責任を果たすとともに、事業の改善を図るためである。この外部評価は、教育の経済学を専門とする慶應義塾大学経済学部の赤林教授を中心とした、外部評価チームが評価を担当した。評価は、ランダム化比較実験と呼ばれる統計的手法も部分的に用いられ、客観性・厳密性をもった評価を目指して実施された(詳細は図表 A2-2 参照)。

_

³³ https://cfc.or.jp/

図表 A2-2:評価の概要

●目的

日本で初めての試みである学校外教育パウチャー事業 の効果測定を行い、その成果について第三者から客観 的な評価を受けることにより、支援者に対する説明責 任を果たすとともに事業の改善を図る。

●調査対象者

2011年度のCFCパウチャー応募者の中学生・高校生 計808人(中学生229人,高校生579人)

●外部評価チーム

赤林 英夫様(慶應義塾大学経済学部教授 教育の経済学専攻) 田中隆一様(政策研究大学院大学准教授) 中室 牧子様(慶應義塾大学総合政策学部准教授) 荒木 宏子様(慶應義塾大学経済学部助教)

●協力

株式会社ウィザス様 藤井書房様

●調査の内容

【第1回調查】

①保護者アンケート:主たる生計者、世帯の収入、保護者の年齢、学歴、職業、子どもの将来に 対する考え方、子どもの学校外教育へのアクセス等 ②子どもアンケート:家庭での学習時間、普段の読書量、将来の進学希望、自尊心等 ③子ども学力テスト(国語・数学

中学生:学年ごとの模試の過去間(藤井書房様ご提供) 高校生:高卒認定試験向けテスト(株式会社ウィザス様ご提供) ※回収率:75.1%(607/808人)

【第2回調查】

①高校3年生アンケート:進路(就職する場合は、就職先)、学校外教育へのアクセス、自尊心等 ②中学3年生アンケート: 進路、就職先、学校外教育へのアクセス、自尊心、QOL等 ③中3・高3以外の子どもアンケート:学校外教育へのアクセス、自尊心、QOL等 ④高3以外の子ども学力テスト(国語・数学):第1回と同様 ※回収率:46.7%(352/754人)

【第3回調查】

①子どもアンケート:学校外教育へのアクセス、自尊心、QOL ②子ども学力テスト(国語・数学):第1・2回と同様 ※回収率:52.5%(396/754人)

出所:チャンス・フォー・チルドレン アニュアル・レポート 2012 より抜粋

外部評価の結果は、「ブラザー・シスター制度(大学生ボランティアによる面談)が、子どもの自尊 心を高めるのに一定の効果をもつ」といったポジティブな評価だけでなく、「バウチャーの配布が学 力を向上させるという一貫した強い証拠は見られない」「バウチャーの配布は子どもが感じる自尊心 や生活の質に負の影響を与えた可能性がある」といった CFC としては不本意な指摘もなされた³4。 CFC 代表理事の今井氏はこの結果に戸惑いもあったそうだが、隠すことなくそのまま公表した。主 要な寄付者に直接説明するとともに、2012 年度の年次報告書に掲載したのである。今井氏は次の ように語る。

「外部評価の結果を見て、最初は(どうしよう…)と思いましたが、それらを真摯に受け止めて、 包み隠さず支援者に対して公表しました。私たちには、支援の結果を説明する責任があるから です。しかし、外部評価の結果によって離れた支援者は1人もいませんでした。」

CFC が当初想定していた評価結果が出なかったにも関わらず、資金提供者が CFC へのを支援 を継続したのはなぜだろうか。その理由を今井氏は、「評価結果を受けてどう事業を改善してゆくの かを示したから」と分析する。外部評価の結果は、バウチャーを提供することによる学力向上の効 果は決して一律ではなく、利用者である子どもの年齢や、子どもの意欲、その他様々な条件によっ て異なるため、状況に応じた個別的な支援が必要であることを示唆していた。また、バウチャー利

³⁴ 前者については、学校外教育バウチャーの効果を否定するものではなく、理想的な状態で効果計測ができなか ったためという側面が強いという。後者については、塾に通っていなかった子どもが、保護者にすすめられて不 本意に塾に通うようになったケースや、塾に通いだしたことによって、学力不足を実感するようになったケースが、 理由として考えられるという。

別添 2: ケース・スタディ

用者を大学生ボランティアが支援する制度であるブラザー・シスター制度が、バウチャー事業を実施するうえで重要な役割を果たしていることも分かったという。これらの発見を受け今井氏らは、事業の見直しに着手する。専門家と協議しながら、利用者の選考基準の見直しを行うとともに、利用者の状況に応じて支援をきめ細かく変えるようにしたのである。例えば、利用者の置かれている状況を、親の意欲と子どもの意欲の2軸からなるマトリックスに整理し、親の意欲は高いが子どもの意欲は低い領域(図表 A2-3 B 領域)の子どもに対して、ブラザー・シスター制度を通じてより重点的な支援をするようにしている。

子どものみ意欲が低い領域(B領域) 親の意欲(高) 親子ともに意欲が高い領域(A領域) B領域の子どもたちは、親の意欲は高いので、パウ A領域の子どもたちは、親の意欲も子どもの意欲 B領域の子どもたちをA領域へ チャーの利用申請は行われますが、子ども自身の も高く、バウチャーを有効に活用する子どもたち 移行するための施策に注力します 意欲が低いため、学校外教育サービスの効果が上 です。この領域の子どもはバウチャーの利用率も がりにくかったり、パウチャーの利用率が低いと 高く、学校外教育サービスの効果も高いといえま いう問題があります。したがって、子どもの意欲を す。この領域の子どもを増やすことがパウチャー 高めAの領域に移行することが目標になります。 の効果を高める上で重要な目標となります。 子どもの意欲(高) 子どもの意欲(低) 親子ともに意欲の低い領域(D領域) 子どものみ意欲が高い領域(C領域) 子どもも親も意欲が低いDの領域の子どもたち 子ども自身は学ぶ意欲があるにも関わらず親の は、そもそもバウチャーの利用申請を行いません。 意欲が低いために学びの機会を得られない子ど したがってCFCがこの領域の子どもたちにアプ もたちです。この領域の子どもたちは子ども自身 C領域の子どもに直接、 ローチすることは極めて困難です。そのため、CFC の意欲が高いため、パウチャーを利用すればその では、B領域とC領域の支援を優先し、そのノウハ 調査に注力します 効果は高くなると考えられます。そのためCFCは ウを活かして将来的にD領域への有効な施策につ この領域の子どもたちに直接、情報を届け、支援 親の意欲(低) いて検討を行っていきたいと考えています。 につなげたいと考えています。

図表 A2-3: 貧困家庭の親と子の意欲のマトリックス

出所:チャンス・フォー・チルドレン アニュアル・レポート 2013 より抜粋

CFC のケースが示すように、外部評価によって予期しない結果が出ることを恐れる必要はない。 重要なのは、そういった結果が出たときに、どう事業を改善し、支援者に対して説明していくかであ る。CFC では、今後も事業の評価を継続していくという。今井氏は、次のように語る。

「学校外教育バウチャー事業は日本で初めてのチャレンジ。だから、僕たちには失うものはありません。子どもたちにとって本当に価値のあるサービスを提供したいんです。そのためには、自らの事業に対して強い想い・信念を持つとともに、「健全な懐疑心」を持つことが重要だと思っています。」

2-3 社会的インパクトの定量化を試みたマイクロソフト社

日本マイクロソフト株式会社



設立	1986年
主な活動分野	IT
活動地域	国内、国外
主な資金源	株主からの出資
正味財産/資本金	49,950万円
昨年度の収入額	非公開
職員数	2,182名

第 2 章でも述べたように、国際統合報告評議会が公表した統合報告フレームワークでは、正の 社会的インパクトについても長期の企業価値向上に関連するのであれば報告対象とすべきとして いる。ただし、具体的にどのように測定するかについての記載はない。多くの企業では、GRI や SASB といった団体が開発した従来のサステナビリティ・レポーティング・ガイドラインに沿って報告 しているのが現状だろう。ここでは、正の社会的インパクトを定量的に測定・評価している数少ない 営利企業のケースとして、日本マイクロソフト株式会社(以下、日本マイクロソフト)35を取り上げる。

日本マイクロソフトは多くの CSR 事業を実施しているが、そのうち 2 つの若者就労支援事業、「若者 UP プロジェクト」と「東北 UP プロジェクト」(共に事務局は、認定 NPO 法人育て上げネット)について SROI による第三者評価を実施している。

若者 UP プロジェクトは、若者を支援する NPO 団体とパートナーシップを組み、これらの団体の 従来の支援に、マイクロソフトの強みを活かした IT スキル講習を加えることによって、仕事選択の幅 を広げることを目指して実施されているプログラムである。 東北 UP プロジェクトは、2011 年の東日 本大震災を受け、若者 UP プロジェクトモデルを被災三県で展開したものである。

日本マイクロソフトが SROI による第三者評価を実施した背景には、マイクロソフトグループにおけるグローバル評価の仕組みがある。一人当たりへ支援額に対するアウトプットが高いインドや中国といった新興国に比べて、日本は不利な立場に陥りやすい。つまり、インドや中国といった物価が安い国では事業費を安く抑えられるため、仮に同じ予算が割り当てられたとしても多くの研修を実施できる。そのため、研修実施数や参加者数といった指標で比べると、日本よりも圧倒的に高い数字になる。そこで、事業のアウトプットではなくアウトカムで説明するため、SROI による評価を導入したのである。

実施した評価の詳細については報告書が公表されているためそちらに譲るとして36、ここでは、

³⁵ http://www.microsoft.com/ja-jp/citizenship/default.aspx

^{36 2013} 年度若者 UP プロジェクト第三者評価報告書: http://koshaken.pmssi.co.jp/upfile/MSYR4.pdf 2012 年度東北 UP プロジェクト第三者評価報告書: http://www.biz-design.co.jp/blog/wp-content/uploads/2013/03/e69db1e58c97up_e7acace4b889e88085e8a995e4bea1e5a0b1e5918ae69bb8130312efbc8 8web upe794a8efbc89.pdf

別添 2: ケース・スタディ

SROI により評価を実施した効果や課題について触れたい。社内のステークホルダーに対するコミュニケーション・ツールとして始めた SROI による評価だが、コミュニケーション・ツールとしての効果以外に 2 つの効果があったという。ひとつが、事業の中でよりインパクトが大きいポイントが明確になったことである。若者就労支援事業を担当する、日本マイクロソフト 渉外・社会貢献課長の龍治氏は次のように語る。

「最終的な『何倍』という SROI の数値や、個々のアウトカムについての金額の絶対額は、あまり重視していません。それよりも、洗い出されたアウトカムの中でどこがインパクトが大きいかを見ます。事業の中で貢献度の高いポイントが分かり、続けるべき事業が明確になります。」

もうひとつの効果として龍治氏が挙げるのが、「支援の可視化につながった」という点である。講習実施数・受講者数といったアウトプットレベルの数値では、事業の意義がわかり難い。一方 SROI 評価では、ヒアリングを通じて様々なステークホルダーにとってのアウトカムを洗い出し、それぞれについて測定し可視化していく。このプロセスを通じて自分たちの事業の意義を再確認できたという。「"日々の現場の支援での積み重ねが、これだけ大きな社会的インパクト(貨幣価値)に繋がっている事は嬉しい"という NPO の皆様の言葉が一番嬉しかった」と龍治氏は話す。

一方で、龍治氏は SROI の課題も指摘する。ひとつは、SROI がなじむ分野となじまない分野があるということだ。龍治氏は、教育分野の社会貢献事業にも SROI が適用できないか検討したそうだが、実際の評価には至らなかった。

「就労支援は、無業から有業という、アウトカムである変化が分かりやすい。また給与収入が生まれることから貨幣価値化もしやすい。一方で教育では、アウトカムが現れるまで長い時間が必要で、拙速に SROI 数値を算出しようとすると、本質を大切にできなくなる可能性がある。」

また、アウトカムを貨幣価値化する際の代理指標について、社会的合意がまだ不十分だと龍治氏は指摘する。例えば、東北 UP プロジェクトの SROI 評価で、講習参加者の「孤独感の緩和」というアウトカムをカウンセリング費用で貨幣価値化した点については、社内で疑問の声があったという。「"欧米ではそうなっている"という説明も行いましたが、共通認識は丁寧に合意形成していく必要があると思いました」と龍治氏は語る。

しかし、こういった課題があっても、龍治氏は社会的インパクト評価の手法として SROI を薦める。 また、SROI による評価については批判的な意見があれば「他にもっと良い手法があれば教えて下さい」と前向きに他の意見にも耳を傾ける。社会的インパクト評価の実践が始まったばかりの現時点では、誰もが納得するような課題のない評価手法は存在しない。今求められているのは、龍治氏のように、効果と課題の双方をしっかりと理解した上で、社会的インパクト評価の実践を積み重ねて共有していくことだろう。

2-4 参加型評価の ARUN

ARUN合同会社

ARUN

途上国と私たちをつなぐ社会的投資

設立	2009年
主な活動分野	投融資
活動地域	カンボジア、インド
主な資金源	出資(個人•法人)
正味財産/資本金	7,600万円
昨年度の収入額	1,700万円
職員数	2名(専従)

社会的投資においても通常の投資と同じく、定期的なモニタリング・評価は重要である。特に、単に資金を出すだけではなく、一定のハンズオン支援³⁷を行い投融資先の財務・社会性両面での企業価値向上を目指す場合はなおさらである。しかし、この投資家側によるモニタリング・評価が、投融資先にとってかなりの負担となっているという。投融資先の起業家は、自社のビジョンやミッション、そして事業内容を踏まえて社会的インパクトも評価することを望むが、投資を行う側は、自らの投資案件の社会的インパクトを一定の指標で測定し横並びに比較できることを望む。ここに、投融資先と投資家の間で求める評価の方法にズレが生じ、投融資先にとって負担となっているケースが増えているという。ここでは、投融資先と協働した参加型の評価によりこのズレの解消に取り組んでいるケースとして、日本における社会的投資ファンドの先駆けである ARUN 合同会社(以下、ARUN) 38を取り上げる。

ARUN は、2009 年設立の社会的投資ファンドで、個人や法人からの出資を受け、途上国の社会的企業に対して投融資を行っている。2014 年 12 月 31 日時点で 100 名を超える出資者から出資を受け、カンボジアの社会的企業 5 社、インドの社会的企業 1 社の計 6 社へ投融資している。

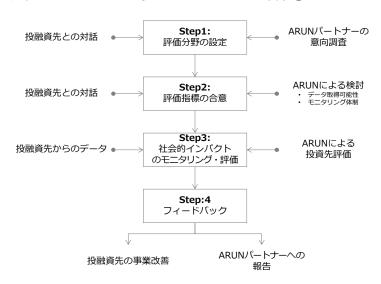
ARUN が実践しているモニタリング・評価のポイントは、投資家側が知りたい情報を一方的に求めるのではなく、投融資先との対話を通じて評価の枠組みを合意し協働してモニタリング・評価に取り組む点である。ARUN のこの「参加型モニタリング&評価」は、図表 A2-4 のようなプロセスで実施されている。ステップ 1「評価分野の設定」では、ARUN の出資者であるパートナーの意向も踏まえながら、投融資先との対話を通じて、事業によるアウトプット、アウトカム、インパクトの評価分野を設定する39。ステップ 2「評価指標の合意」では、データの取得可能性やモニタリング体制といった

³⁷ 投融資先に対して、ガバナンスへの参加などを通じて経営に深く関与し、支援を行うことを指す。

³⁸ http://www.arunllc.jp/

³⁹ ARUNでは、ロジック・モデルに沿って事業の成果を整理しており、モニタリング・評価では、どのような結果をだしているのか(アウトプット)、いかに成果をあげているか(アウトカム)、最終的にどのような影響をもたらしているか(インパクト)を総合的に評価している。また、アウトカムやインパクトについては、その範囲は投資先の顧客という狭い範囲ではなく、融資先の企業の直接の顧客に加え、従業員や仕入先等、バリューチェーン全体の中でのステークホルダーを幅広く範囲としている。

制約も踏まえた上で、評価対象となるアウトカムを測定する指標を投融資先と合意する。これらのステップで特に気をつけているのは、投融資先のビジョンやミッション、事業内容を踏まえた上で評価指標を設定することである。これにより、投融資先の経営管理にとっても役立つ指標となり、評価に必要なデータ整備にも繋げていくことができるという。ステップ 3「社会的インパクトのモニタリング・評価」は四半期に一度実施される。評価の結果は、ステップ 4「フィードバック」で ARUN の出資者であるパートナーに対しても報告されるととに、投融資先にもフィードバックされ、事業改善へのインプットとされている。



図表 A2-4: ARUN の「参加型モニタリング&評価」のステップ

出所: ARUN 提供資料を基に調査チーム作成

このように、投資家による押し付けになりがちなモニタリング・評価を、ARUN は対話を通じた参加型で行うことで投融資先にとっても意味のあるものにし、負担軽減に取り組んでいるが、「参加型モニタリング&評価」を実施するメリットはこれだけではない。出資者への説明責任を果たす上でも重要な役割を果たしているという。「参加型モニタリング&評価」を通じて得られる社会的インパクトに関する情報は、多くが案件固有の情報であり、必ずしも横並びにして比較することはできない。しかし、こういった投融資先の事業に即した案件固有の情報の方が、むしろ ARUN の出資者からは求められているというのだ。ARUN 代表の功能氏は次のように語る。

「財務的リターンの数字は、誰にとってもその意味するところは同じでしょう。それはお金には色がないからです。しかし、社会的インパクトは異なります。例えば雇用数のような指標は、比較可能という意味でメリットはありますが、想いや重視する社会的課題が異なる出資者にとっては十分な情報ではありません。出資者がより知りたいのは、例えば誰に雇用が生まれたのか、といった具体的なインパクトに関する情報なのです。」

別添 2: ケース・スタディ

情報の比較可能性は社会的インパクト評価の方法を議論する際に常に論点になる。比較可能性を含めて、どういった情報が社会的インパクト評価に求められているかを検討するにあたっては、 投資家やその先にいる出資者といった、情報の利用者を踏まえて検討すべきだろう。

2-5 VP の果たす役割 -ソーシャル・インベストメント・パートナーズー

	設立	2012年
一般社団法人 ソーシャル・インベストメント・	主な活動分野	VP
パートナーズ	活動地域	日本国内
	主な資金源	寄付を財源とするVP 基金の運営
SOCIAL	正味財産/資本金	非公開
INVESTMENT PARTNERS	昨年度の収入額	非公開
	職員数	非公開

資本市場ではベンチャー・キャピタル(以下、VC)と呼ばれる投資ファンドが、ベンチャー企業の 育成に重要な役割を果たしている。VC は、資金を提供すると同時に経営支援も行い投資先企業 の企業価値向上を図る点に特徴がある。近年、VC の手法を社会的事業に適用した、ベンチャー・ フィランソロピー(以下、VP)が注目されている。 VP とは、中長期間の資金助成を行うとともに、事業 戦略やマーケティング、経営管理、財務等のビジネスの手法により社会的事業に対してハンズオン の経営支援を行い、助成先の持続的な発展を目指す助成スタイルである。こうした VP による経営 支援が、事業者による社会的インパクト評価の促進に貢献しているケースとして、日本初の本格的 な VP 組織である、一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ(以下、SIP)40を取り上 げる。

SIP は、プライベート・エクイティやコーポレート・ファイナンスで 20 年以上の経験を有するメンバ ーによって 2012 年に設立された。現在、日本財団と共同で、日本ベンチャー・フィランソロピー基 金(以下、JVPF)の運営を担っている。JVPF の一つの特徴は、ベインアンドカンパニー(戦略コン サルティング)、クリフォードチャンス法律事務所、VOX グローバルジャパン(アドボカシー・コミュニ ケーションコンサルティング)といった専門組織が、組織としてプロボノ提供をコミットしている点であ る。こうした専門組織が業務時間として費やす時間は年間300-400時間に及び、投資先のデュー・ デリジェンス(以下、DD)及び支援において高い専門知識・スキルが動員されている。

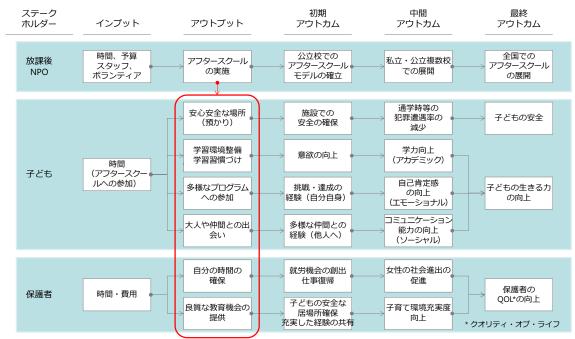
このような専門知識・スキルをもとに VC と同様の支援を提供する VP だが、VC と大きく異なる点 は、パフォーマンスの考え方である。VC にとってのパフォーマンスはあくまで財務的リターンだが、 VP にとってパフォーマンスは社会的インパクトの創出である。 VC の DD では収益性の分析が、投 資後は財務面での企業価値向上が中心となる一方、VP では、DD では社会性の分析が、助成後 は社会性の面での企業価値向上が中心となる41。

⁴⁰ http://sipartners.org/

⁴¹ このため VP にとっては、助成先の社会的インパクトが測定でき、管理可能であることが重要である。「測定可能 な社会的インパクト」を、SIPが助成先選定の基準にしているのも、このためである。

JVPF の DD でも、財務面での分析に加えて、社会性の分析が事業精査の重要な項目である。 第1号案件の放課後 NPO アフタースクールでは DD に費やされた期間は4カ月に及んだが、社 会性の分析には多くの時間が費やされたという。

社会性の分析でまず重要なのが、「誰に対して、どのような社会的インパクトを、どういったロジックで創出してゆくのか」、を整理することである。そのために、助成先候補の事業を分析しステークホルダーを洗い出した上で、ステークホルダーごとに事業のアウトカムと目指す最終的なインパクトをロジック・モデルに整理していく。図表 A2-5 に、第 1 号案件の放課後 NPO アフタースクールでのロジック・モデルの整理を例示する。



図表 A2-5: 放課後 NPO アフタースクールのロジック・モデル

注:上記のステークホルダーは一例であり、他にもアフタースクールの市民先生、学校などもステークホルダーである

出所:SIP 提供資料を基に調査チーム作成

こうして整理されたロジック・モデルをベースに、社会的インパクトの創出に向けた事業戦略、財務・社会性両面での KPI、具体的な事業計画が、助成先候補と協働で練られてゆく。

こうした精査を行う「仕込み」期間を経て助成が決定した際には、助成先には事業計画達成のコミットメントが求められ、SIP も理事として助成先のガバナンスにも関与する。財務・社会性両面の KPI については四半期ごとに理事会で進捗が報告され、モニタリングされる。ガバナンスに深く関与しパフォーマンスを管理する点は、VC と同様である。例えば第 1 号案件の放課後 NPO アフタースクールでは、プログラムの導入校数といった収入に関連する財務 KPI 以外に、子どもの学力向上や自己肯定感の向上といったアウトカムが社会性 KPI とされ、アンケート調査を通じて変化がモニタリングされている。放課後 NPO アフタースクールは、支援開始時の中期計画をほぼ一年前

別添 2: ケース・スタディ

倒しで達成しつつある。SIP は助成先に深く関与し、財務・社会性の両面で、戦略・計画策定から 実行まで支援しているのだ。

こうした一連のプロセスの中で社会的インパクト評価は、パフォーマンス管理の欠かせないツールであり、助成先である事業者のマネジメント・サイクルに組み込まれている。つまり、VP による経営支援を通じて、事業者の社会的インパクト評価が促進されているのである。こうした機能は、社会的インパクトの創出をミッションとする VP だからこそ果たせる機能だろう。事業者における社会的インパクト評価を促進する上で、VP が果たす深さのある支援は大きな可能性を秘めている。

2-6 資金支援+経営支援の西武信金

設立 1969年 西武信用金庫 主な活動分野 融資、等 活動地域 東京•埼玉•神奈川 預金、 主な資金源 会員による出資金 正味財産/資本金 87億円 昨年度の収入額 86億円 職員数 1,107名

社会的投資ファンドやベンチャー・フィランソロピーが、資金支援に加えて経営支援の機能を果たしていることは既に述べた。一方で、地方銀行や信用金庫といった地域密着型の金融機関も、行政や助成団体、中間支援組織といった異なるパートナーとネットワークを組み、経営支援を含めた総合的な支援を提供し始めている。ここではその具体例として、西武信用金庫(以下、西武信金)42を取り上げる。

信用金庫(以下、信金)は、同じ金融機関であっても株式会社形態の銀行とは大きく性質が異なる。信金の 1 つの特徴は、会員制の相互扶助的な金融機関(協同組織金融機関)である点だ。銀行は貸出先に法的な制約はないが、信金の貸出先は信用金庫法によって会員に限定されている。信金から融資を受けるためには出資をして会員になる必要がある。もう 1 つの特徴は、会員の資格に地域的な制約がある点である。信用金庫法は、定款に「地区」を定めることを義務付けている。会員になれるのはこの定款に定めた地区内に住所/居所を有する、もしくは勤務する個人、および事業所がある法人に限られている。株式会社である銀行には、こういった地域的な制約はない。信金は「地域による、地域のための」金融機関なのである。

地域のための金融機関としての使命をどの程度果たしているかを見る指標に、預貸率がある。 預貸率とは、預金残高に占める貸出金残高の割合を指す。預貸率が高いということは地域のお金 を地域に循環させていることになる。2014年3月31日時点で、全国267信金の預貸率の平均は 50.3%、最も低い信金では10%を下回っている。

こういった状況の中、71.5%という高い預貸率(2014年3月31日時点)を誇っている信金が西武信金である。71.5%という預貸率は全国267信金中2位、融資残高が1兆円以上の信金の中では1位の数字である。

西武信金が高い預貸率を維持できている理由の 1 つは、そのビジネスモデルにある。西武信金は 1999 年以来、取引先の課題解決に向けたコンサルティング・サービスにより重点をおいた提案・

_

⁴² http://www.seibushinkin.jp/

相談型訪問活動を強化してきた。地域の中小企業が経営に行き詰まり資金需要がなくなれば、貸出先が減り余剰資金は国債等の金融商品で運用するしかない。地域のお金が地域に循環しなくなる。逆に、地域の中小企業が成長し資金需要が増えれば、貸し出しを増やすことができる。そして企業やそこで働く従業員の収入が増え、それがまた預金となり貸し出され、さらに地域の中小企業の成長を後押しする。取引先の課題を解決しその成長を支えることで、「地域による、地域のための」金融機関としての使命を果たしているのだ。

西武信金のビジネスモデルのもう 1 つの特徴が、専門家集団との広範なネットワークである。 様々な事業を営む取引先へ専門的な経営支援を提供することは、西武信金だけでは難しい。そこ で西武信金は、様々なパートナーと提携することで専門性の高い経営支援を提供している。提携 しているパートナーは現在 1,000 を超え、西武信金は「お客さま支援センター」として、ネットワーク のハブを担っている。

このパートナーとのネットワークを基盤にした課題解決型営業モデルをソーシャル・ビジネスにも適用したのが、西武ソーシャル・ビジネス応援融資『CHANGE』である⁴³。『CHANGE』では、西武信金、中間支援組織である特定非営利活動法人 ETIC.、そして助成団体である公益財団法人日本財団の3者がパートナーシップを組み、資金支援のみならず経営支援まで提供している。

事業評価委員会による事業の審査、そして西武信金による融資審査に通った事業者は、固定金利年 0.1%(500 万円以内)の融資が受けられる他、事業モデルの確立・戦略立案、経営資源確保などに向けた経営支援が受けられる。具体的には、先輩経営者との定期的な経営戦略会議、ETIC.が実施している長期実践型インターンシップの導入支援、西武信金と ETIC.のネットワークを活用した専門家とのマッチング、といったメニューが準備されている。融資実行後に西武信金とETIC.の担当者が、融資先に対して直面している課題をヒアリングし、課題に合わせて具体的な支援をアレンジし、日本財団が事業費の一部を助成する。現在社会的インパクト評価といった特定のテーマを対象とした支援メニューはないが、融資先の課題によっては専門家とのマッチングといった支援は可能だという。

『CHANGE』のような、行政や助成団体、金融機関、中間支援組織のネットワークを通じた総合的な支援モデルは他にも広がり始めている。一方で、こういった支援モデルの拡張性については課題もある。『CHANGE』を企画した西武信金の小淵氏は、支援する側の人材不足を課題として指摘する。小淵氏自身ETIC.に出向していたことがあり、『CHANGE』はソーシャル、そしてビジネス双方を知る人材によって世に出された商品であるが、小淵氏のようにソーシャルとビジネスの双方に知見を有する人材はまだまだ不足しているという。『CHANGE』のモデルがスケールアップしていくためには、ソーシャルとビジネス双方に知見を有する人材を供給するような人的基盤の構築が必要だろう。

-

⁴³ 西武信金は、この他にも 2003 年から NPO 向けの『西武コミュニティローン』という融資商品を提供するとともに、 2005 年には支店の空きスペースを活用して、地域活性化に取り組む NPO や企業向けに賃貸するなど、ソーシャル・ビジネス事業者の支援を行っている。

2-7 様々な評価手法を実践する日本財団

公益財団法人 日本財団



設立	1962年
主な活動分野	助成
活動地域	国内•海外
主な資金源	ボートレース収益金
正味財産/資本金	2,930億円
昨年度の収入額	467億円
職員数	87名

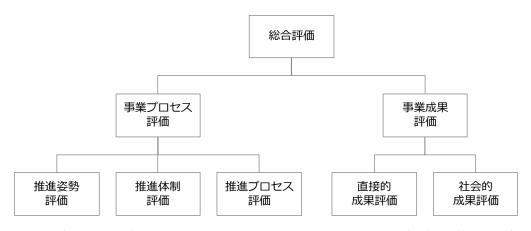
公益財団法人日本財団⁴⁴は資産規模約 2,980 億円(2014 年 3 月 31 日時点)、年間助成額約 220 億円(2013 年度)を誇る、日本で最大規模の助成財団である。助成分野は、社会福祉から教育、文化、海や船にかかわる分野、海外における人道活動や人材育成と多岐に亘り、日本のソーシャル・セクターを助成を通じて支えている。一方で日本財団は、社会的インパクト評価についても、多様な手法による評価の実践と共有を通じて、日本における社会的インパクト評価の知見の蓄積に貢献する可能性を有している。

日本財団では、実施した助成事業について「助成金が、期待される成果を挙げているか、そしてその成果がいかに国民生活の向上に貢献したか」を評価するため、事業の事後評価(以下、事業評価)に取り組んでいる。1994年に外部評価の仕組みを導入して以降、2004年には監査グループに内部で事業評価を行う部署を設置し、外部評価と内部評価の2本立てで事業評価を行っている。現在は、原則事業完了後1年以内の事業を対象に、年10~15件程度45の事業評価を実施している。

次ページの図表に示したとおり、内部評価は主に「事業プロセス評価」と「事業成果評価」から構成されている。事業プロセス評価では、事業が安定的・効果的に実施されているかというプロセスに加えて、事業の推進姿勢や推進体制も評価対象となっている。一方で、より重点が置かれているのが、事業成果評価である。事業成果評価では、事業の成果を「直接的成果」と「社会的成果」に分け、それぞれ評価している。直接的成果では、例えば利用者数といったようなアウトプットレベルでの目標について定量的に達成度を評価している。また、定性的にも、受益者のニーズを満たしていたかといった点についても評価が行われる。社会的成果における評価では、いわゆるアウトカムレベルでの目標の達成度を評価するとともに、「社会の実態とその変化の方向に対応しているか」といった社会ニーズへの対応度についても評価することとなっている。なお、こういった項目についてもぞれ評価し点数化した上で、各評価項目に割り当てられたウェイトを考慮し、1,000点満点で点数化されている。

⁴⁴ http://www.nippon-foundation.or.jp/

^{45 2013} 年度の支援件数の実績は 2,614 件。



図表 A2-6: 日本財団における事業評価のフレームワーク

出所:日本財団 Web サイト(http://www.nippon-foundation.or.jp/about/disclosure/evaluation/)を基に調査チーム作成

こういった内部評価に加えて、日本財団では外部評価者による外部評価を実施している。2013 年度は、学校法人社会事業大学、グロービス経営大学院、株式会社国際開発センターと特定非営利活動法人 SROI ネットワークジャパンなど、多様な外部評価者によって評価が実施されている。このうち、株式会社国際開発センターと特定非営利活動法人 SROI ネットワークジャパンは、社会福祉法人オリーブの樹と社会福祉法人はるにおける障がい者の自立支援事業に対して SROI を用いた評価を実施した。本評価の結果は、2013 年 12 月の評価学会でも公表され、国内における数少ない SROI の評価事例として、知見が共有されている。

当時の監査グループ長である池内氏は「料理は素材に合わせて様々な料理法があるように、評価においても案件にあった評価手法が選択されてしかるべきだ」と語る。日本における社会的インパクト評価の実践がまだまだ不十分である中、日本有数の助成財団としてソーシャル・セクターを支える日本財団へは、こうした多様な評価手法の実践と共有を通じた、社会的インパクト評価に関する公共知創出への貢献を期待したい。

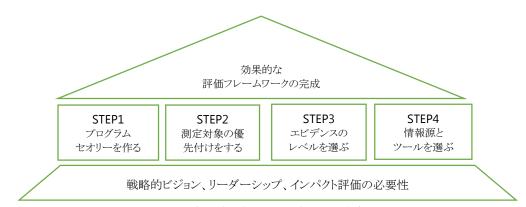
3-1 New Philanthropy Capital (NPC) of Four Pillar Approach

(1) New Philanthropy Capital (NPC)とは

NPC は 2002 年に英国で設立された慈善団体のためのシンクタンクである。資金を最大限に活かすため、慈善団体の活動を様々な側面から支援し、事業実施者と資金提供者の橋渡しを目指している。 慈善団体が社会的インパクトを評価することは、組織の事業効果向上のみならず資金提供者の意思決定にも役立つとして、インパクト評価の方法を解説したガイドラインを作成した。

(2) NPC のインパクト評価の概要

NPC のインパクト評価は、下図のように 4 つの柱 (ステップ) から成る。



図表 A3-1: NPC の"Four Pillars Approach"

出所: Kazimirski, A., and Pritchard, D. (2014)を参照して調査チーム作成

STEP1: プログラムセオリーを作る。

STEP2: 測定対象の優先付け。プログラムセオリーの中で最も重要なアウトカム(複数可)を選ぶ。 インパクトは多方面に拡散する可能性もあるが、全てを把握しようとしなくてよい。他方、 収集が容易なデータで安易に満足しないようにする。ネガティブな結果も把握できるよう にすることで、事業の改善をはかる。

STEP3: 組織のニーズ、リソース、能力と、報告先のニーズ等を勘案し、どこまで厳密なエビデンスを抽出すべきかを決める。出資者は通常ある程度の厳密さを求めるし、社会実験を使った with/without のデータまで求める場合もある。他方、単純な統計資料の活用や、ケース・スタディの方が適切な場合もある。

STEP4: 情報源とその収集ツールを選ぶ。既存のデータが使える場合もあるし、新たな収集が必要な場合もある。測りたい変化が測れるような、目的に合ったデータを選択する。

組織の内部でプログラムセオリーと評価枠組みを共有することが重要とされる。なぜなら、データを収集し、それを分析して事業の改善を行うのは内部のスタッフだからである。

図表 A3-2: NPC の社会的インパクト評価

開発者	New Philanthropy Capital
名称	Four Pillar Approach
対象	慈善団体や資金提供者の組織、個々のサービスやプログラム
a. 評価の目的	・ 社会的インパクトを明らかにして事業を改善する。・ 社会的インパクトを、資金提供者を含む外部に示す。
b. 評価主体	慈善団体、資金提供者。
c. 用語の定義 ⁴⁶	 ・アウトプット:組織やプロジェクトの活動から生じる製品やサービス、施設・設備。 ・アウトカム:組織やプロジェクトによる変化、便益、学び、その他の効果。 ・インパクト:組織やプロジェクトの活動・アウトプット・アウトカムから生じる、通常は幅広い、長期的な効果であり、組織やその活動に帰すると見なされること。 ・インパクト評価:組織がどのような変化を起こしたかを示す活動(この場合のインパクト評価にはアウトプットとアウトカムの評価を含む)。
d. 評価の方法	1)評価の範囲: ・ 測りたいアウトカム(ただしリソースの制約もあるため、基本的なものに絞る。すべてを測ろうとしなくて良い)。 ・ ネガティブなアウトカム。 ・ 資金提供者が求めるデータでなく、事業実施主体である組織にとって最も重要なものを特定する。 2)評価のデザイン: ・ 評価の枠組みは各組織で独自に作る。 3)求められる情報の質: ・ データもその性質も、組織のニーズ、リソース、能力と、報告先のニーズ等を勘案して選ぶ。既存のデータがある場合はそれを活用して評価にかける負担を軽減する。他方で、質の低いデータの収集はリソースを無駄にするだけとして、測りたいものを直接的に表現できるデータの採用を推奨する。 ・ 質的、量的双方のデータを収集する(「ストーリーのない数字は意味がない」「数字の裏付けのないストーリーは意味がない」 ⁴⁷)。
e. 報告·開示項目	N.A
f. 特徴・その他	・評価結果を活用して事業の実践を改善するため、「役に立つ評価」、「使えるデータ」に徹する。

出所: Kazimirski, A., and Pritchard, D. (2014)を参照して調査チーム作成

⁴⁶ Kazimirski, A., and Pritchard, D. (2014)

⁴⁷ Kazimirski, A., and Pritchard, D. (2014)

3-2 EU の社会的インパクト評価基準

(1) 策定の経緯

第 2 章で述べたように、欧州委員会は、EU 単一市場法(2012)において「社会的企業によって 生み出される社会経済的便益を測定する方法を開発する」と規定し、その実現のため「社会的イン パクト評価手法開発のためのサブグループ」(GECES)を 2012 年に設置した。GECES が開発した 社会的インパクト評価基準は、一義的には、「欧州社会起業ファンド」と「雇用と社会革新プログラム」 のために策定されている。

「欧州社会起業ファンド」に関しては、社会的投資のファンドマネジャーが特定の企業に投資する際の判断、また資金提供後、どのようにモニタリングの結果を投資家に報告するか、そして投資家と一般の人々に対する説明責任をどのように果たすかに関して方法論が必要とされていた。また、「雇用と社会革新プログラム」では、2014年~2020年にかけて「測定可能な社会的インパクト」を示すことができる社会的企業に対し、8,600万ユーロの贈与、投資、信用保証が供与されることになっている。社会的インパクト評価基準は、これら二つのプログラムにとどまらず、報告の統一性、社会的企業のパフォーマンス管理とその向上、投資家はじめ様々なパートナーが情報に基づきさらに関与を深めることができるよう開発された。

(2) 開発にあたっての基本的考え方

GECES は、トップダウンあるいは紋切り型の厳密な指標等は、社会的インパクトの計測にはふさわしくないと考えた。その理由は以下のとおりである。

- ・ 社会的インパクトは多様であり、それらを特定の指標で客観的かつ公正に把握することは 現実的に不可能。お仕着せの評価はそれに合わせて結果を最大化しようとするリスクを生 む。
- ・ 定量的な指標では質的側面を把握し難く、定量的な指標を重視することで重要な質的側面を表現し得ない可能性がある。
- ・ 厳密な評価やそれにかかる時間とコストは事業の規模やそれに伴うリスクに見合ったもので なければならない。
- ・ 比較を可能にすることと、それぞれの事業の効果を適切に表すことはトレードオフの関係に ある。無理に比較可能性を高めることは、事業の意義を失わせる。
- インパクト評価や、社会的企業の進歩は著しく、何年も同じ手法を使うことは困難である。

一つの方法に絞ることは賢明ではないとして、評価のプロセスおよび報告に関する標準にのみ 焦点が当てられている。比較可能性については、同じプロセスを踏むこと及び統一性のある報告を することにより比較できるという考え方を取っている。プロセスと報告についてはこれらの基準の使 用を必須とし、これと別の方法で評価・報告する社会的企業は、その方法が EU の基準よりどのよう に優れているかを説明しなければならない。

図表 A3-3: EU 社会的インパクト評価基準

開発者	EU インパクト評価専門家グループ
名称	Standards for Social Impact Measurement
対象	「欧州社会起業ファンド」(EuSEFs)および「雇用と社会革新プログラム」(EaSI)の対象
	となる事業など。
a.	・「欧州社会起業ファンド」:社会的企業が資金援助の条件を満たすかどうかの判断、
評価の目的	資金提供後のモニタリングと投資家への報告。
	・「雇用と社会革新プログラム」:欧州委員会と各国のファンドマネジャーに対し、社会
	的インパクトがどの程度発現したかの報告。
b.評価主体	社会的企業、欧州委員会。
c.	・ 活動:インプット(リソース)によって社会的企業が行うこと(介入)。
用語の定義	・ アウトプット:活動が、意図した受益者にどのように届くか。
	・ アウトカム: 受益者やその他の人々の生活の変化。
	・ インパクト:アウトカムのうち、当該介入に起因する範囲。
d. 表在本本社	1)評価の範囲:アウトカムとインパクトは定量化されていなくても主要なものをすべてリ
評価の方法	ストアップした上で、なぜ定量化できないかを説明する。インパクトについては、当該
	介入によるネットインパクトを特定する。
	2)評価のデザイン: フォローすべきプロセス(1. 目標の設定、2. 関係者の分析、3.ロ
	ジックと評価方法の協議、4. インパクトの検証と分析、5.モニタリングと報告)と、報告
	の内容(下記 e.)のみを標準化。評価の枠組みは個々に設定。 3)求められる情報の質:妥当で、ニーズに合い、シンプル、確実で、事実に基づき、
	3) 水のりれる情報の負: 女目で、一一人に合い、シンノル、傩夫で、事夫に基づさ、 説明が説得的なこと。
e.	7.1
報告・開示	報告に含めるべきこと
項目	1. 上記 5 つの「プロセス」がどのように適用されたか。
	2. 介入のアウトカム(受益者、デッドウェイト48、置き換え効果49、他の要因による効果
	50、効果の自然な減少51を勘案する)。
	3. アウトカムやインパクトがどのようにして達成されたか、ロジック・モデルを含む明確
	な説明。
	4. 当該企業以外の第三者がアウトカム・インパクト発現に影響を与えた可能性。
	5. それぞれの説明を実証する裏付けとなる情報。 6. 関係者の特定と適切な分類。
	6. 関係者の特定と適切な万類。 7. 特定されたインパクトを測る適切な指標。
	7. 特定でものにコンパットで限る過ッパが目標。 8. 社会面、財務面のリスクの説明(リスクは、インパクトが発現しないリスク、予期しな
	い負のインパクトの発生リスクを含む)。
f.	・ ステークホルダー ⁵² の参加: 関係者はインパクト評価のすべてのステージで一定の
	関与が期待される。評価のフレームワークや指標は個々の社会的企業が選択する
特徴・その他	が、それらはファンドマネジャーとの間で合意されていることが必要。また関係者へ
	の定期的な報告がなされ、見直しや改善が行われる体制にあることが必須。
	・ "Proportionality"を重視。評価の必要性・意思決定にとっての重要性とコストを勘案
	し、評価するかどうかを決定する。
L	

出所: Group d'experts de la Commission sur l'entrepreneuriat social (2014) を参照し調査チーム作成

-

⁴⁸ deadweight: 当該介入があってもなくてもいずれにしろ起こっていた変化。

⁴⁹ displacement:元々あった便益を単に置き換えただけの変化で、効果と呼べないもの。

⁵⁰ alternative attribution: 当該介入以外の事業等により生じた効果。

⁵¹ drop-off:時間の経過に伴う、介入の効果の減少。

⁵² 投資家やファンドを含む。

3-3 G8 のインパクト評価ガイドライン

(1) 策定の経緯と構成

G8 の Impact Measurement Convention は、G8 の「社会的インパクト投資タスクフォース」下の、「社会的インパクト評価作業部会」により、2014 年に営利・非営利を問わずインパクト投資家のためのインパクト評価ガイドラインとして作成された。

前出の EU 社会的インパクト評価基準や欧州ベンチャー・フィランソロピー協会のガイドラインをベースに、4 つのフェーズ(計画、実施、検証、レビュー)における 7 項目のステップから成るガイドラインを示している(下表参照)。

 フェーズ
 ガイドライン

 I. 計画 (Plan)
 1. 目標の設定

 2. 枠組みの策定と指標の選択

 II. 実施 (Do)
 3. データ収集と保管

 4. 検証

 IV. レビュー (Review)
 6. 報告

 7. データに基づく投資判断

図表 A3-4: インパクト評価の 4 つのフェーズとガイドラインの 7 項目

出所:G8 Social Impact Investment Taskforce (2014)より調査チーム作成

(2) 評価情報の質について

インパクト評価を実現させるためには一定の質・特性を満たすべきデータが入手可能なことが必要である。そのような「質・特性」について、以下の5つにまとめている53。

①重要性(Materiality):どのような財務的・社会的・環境的価値を創造できるかを投資家が判断する際に実質的に影響を与える情報で、ポートフォリオや取引、企業のマネジメント判断にも影響するデータであること。何をもって重要とするかは議論があるが、直接的インパクトの他、長期的な、あるいは予期せぬ環境へのインパクト等が含まれる。

- ②信頼性(Reliability):信頼できる方法で収集され、検証されたデータであること。
- ③比較可能性(Comparability):一貫した基準や実践によって得られ、異なる投資の結果や異なる期間の成果を比較することができるようなデータであること。ただし、分野によってある程度の柔軟性は認められるべきである。
- ④付加性(Additionality):投資がどれほどの成果を生み出だした結果か(投資しなければ実現しなかった成果)を、投資家が評価できるようなデータであること。
- ⑤普遍性(Universality):様々な市場、地域、セクター全体に一貫して適用されるデータ収集のプロセス、ツール、リソースが使われていること。

-

⁵³ G8 Social Impact Investment Taskforce (2014)

図表 A3-5:G8 のインパクト評価ガイドライン

開発者	G8 Social Impact Investment Taskforce
名称	Impact Measurement Convention
対象	社会的投資家、投資を受ける側。
a. 評価の目的	 組織のパフォーマンス管理や学びを助け、アウトカムの発現を促進し、組織の目標に対する責任を果たす。 インパクト投資の関係者が、本質的な価値を共有する。 更なる投資を呼び込む。 目指したインパクトの達成に関し、透明性と説明責任を強化する。 評価によって全てのステークホルダーに何らかの価値を生み出していくことを重視。
b.評価主体	・ 資金の出し手(投資家・ファンドマネージャーなど) ・ 資金の受け手(社会的企業、慈善団体など。営利・非営利を問わない)
c. 用語の定義	 ・ アウトプット:実施された活動によって生じる、目に見える、直接的な成果。 ・ アウトカム:アウトプットによって生じる、人々や環境の変化・効果。 ・ インパクト:達成されたアウトカムによってもたらされる、社会や環境の変化・効果。 ・ 比較可能性に関連して、共通言語の確立が強調されている。
d. 評価の方法	1)評価の範囲: ・インパクトバリューチェーン(インプットー活動ーアウトプットーアウトカムーインパクト)にそって、長期的な社会的インパクトや環境へのインパクトを見ていく。 2)評価のデザイン: ・投資のパフォーマンスを測る指標を選ぶ。 3)求められる情報の質: ・集めたデータは既存のデータと照合し、クロスチェックする。
e. 報告•開示項目	N.A
f. 特徴・その他	 ガイドライン適用の条件(投資家・資金需要者):インパクト評価を適用する準備が整っていること(インパクトを測ってその結果を投資判断に活用する意図が投資家側にあり、そのためのリソースがあり、外部からのニーズがある)。 全てのプロセスを通じて投資家とステークホルダーが協働すること。投資家は、投資先の組織の現行のやり方に配慮する。 インパクト評価のアプローチは、当初はそれにかける時間もリソースも適切なレベルのものとし、投資や報告のニーズの増加によって徐々に進化させていくようにする。

出所: G8 Social Impact Investment Taskforce (2014) を参照して調査チーム作成

3-4 社会投資収益率(Social Return on Investment: SROI)のガイドライン

(1) 策定の経緯54

SROI は、1997 年から 1999 年にかけて、米国のロバーツ財団 (Roberts Enterprise Development Fund (REDF)) 55が、費用便益分析と財務分析の投資利益率 (Return on Investment) の概念を応用し開発した。その後、2000 年代初頭には米国での SROI の運用は下火となったが、欧州において SROI の研究や運用が行われ56、米国・欧州の研究者からなる国際的なコンソーシアムにより、REDF のフレームワークを元にした SROI の運用ガイドラインが 2003 年、2006 年に発行された。 2008 年には SROI Network が、SROI 実践者のネットワーク組織としてロンドンに設立され57、SROI の運用ガイドラインである "A Guide to Social Return on Investment"が、英国内閣府と SROI Network の共同出版で 2009 年に発行された。

(2) SROI の分析プロセス

"A Guide to Social Return on Investment"では、7 つの原則(図表 A3-7「d. 評価の方法」を参照)をふまえた上で、下記のプロセスにより SROI の分析を行うこととしている。

STAGE 1 分析範囲の設定とステークホルダーの特定 SROI分析の適用範囲に STAGE 2 インパクトマップの作成、インプットの貨幣換算、アウトカムの特定 ・クホルダーごとに、インプット、アウトプット、アウトカムの関係を明らかにするために、インパクト マップを作成する。インプット(投入)はボランティアの貢献など貨幣換算が難しいものについても、貨幣換算しておく。 STAGE 3 アウトカムの根拠となる定量的指標を設定し、貨幣換算する カム発現の根拠となる定量的指標(代理指標)を設定し、貨幣換算する。 STAGE 4 インパクトの特定 STAGE3で収集、貨幣換算したアウトカムに関して、Deadweight, Displacement, Attribution, Drop-Offの検討を行い、インパクトを算出する。 STAGE 5 SROIの計算 (「事業の社会的価値」÷「事業に投入された費用」) ステークホルダーごとに特定したインパクトを合計、経年変化による割引率を勘案し、「当該事業の貨幣換算された社会的価値」を算出し、当該事業に投入された費用(インプット)と比較し、社会投資収益率(SROI)を計算する。 STAGE 6 報告書の作成、活用

図表 A3-6: SROI 分析のプロセス

・ステークホルダーに対して、アウトカムを導き出したプロセスの説明と報告書の確認とともに、結果の共有を行う。

出所: Cabinet Office (2009)を参照して調査チーム作成

54 以下の記述は http://www.sroi-japan.org/?cat=24 から引用および参照

⁵⁵ REDF は、主に雇用創出に取り組む非営利組織や社会的企業に対し、資金提供と経営能力の向上をはかるキャパシティ・ビルディングの支援を行う中間支援組織。支援先組織の活動のパフォーマンスに対する定量的評価をすることで、資金助成や支援活動の指標とするために SROI を開発した。

⁵⁶ 英国のシンクタンク new economics foundation (nef) や、オランダの Scholten & Camp; Frassen 等による研究が進められていた。

^{57 2013} 年には世界 20 カ国以上からの 700 名を超えるメンバー組織となっている。

図表 A3-7:SROI のガイドライン

開発者	SROI Network, Cabinet Office, Office of the third sector
名称	Social Return on Investment (SROI)
対象	組織の事業(組織の大きさ、新設か既存かに関わらず、第3セクター、公的セクター、 民間セクター問わず幅広い組織で利用が可能)
a. 評価の目的	 ・社会的投資家に対して、投資判断や投資後のパフォーマンス測定に利用できる情報を提供する。 ・行政機関に対して、NPOや社会的企業によってもたらされる社会的価値のある事業の選定に役立つ情報を提供する。 ・NPOや社会的企業にとっては、組織のパフォーマンス向上や支出に対する付加価値の強調などの管理ツールとして利用できる。 ・営利企業にとっては、サービスや製品のインパクトから生み出されるリスクを測定するために利用できる。
b.評価主体	事業者、投資家、行政機関
c. 用語の定義	 インプット:活動をするために必要な各ステークホルダーの貢献。 アウトプット:各ステークホルダーのインプットに関連する活動を定量的に表現するための方法。 アウトカム:活動の結果起こった変化(ステークホルダーが意図した変化・意図しなかった変化、ポジティブな変化・ネガティブな変化を含む) インパクト:当該事業がなくても発生したであろう割合や当該事業とは別の要因で発生した割合、当該事業の効果の持続期間などを考慮したアウトカム。いわゆるネットインパクト。
d. 評価の方法	1)評価の範囲:ステークホルダーごとの変化(アウトカム)から deadweight、displacement、attribution、drop-off を検討後インパクトを算出し、合計することで事業全体のインパクトを見る。 2)評価のデザイン:7 つの原則(①ステークホルダーの関与、②変化の明確な理解、③重要な物事への価値づけ(代理指標の利用)、④重要な物事のみを評価対象すること、⑤インパクトの過大申告の回避、⑥透明性の確保、⑦第三者による結果の検証)をふまえ、分析を行う。分析のプロセスについては、図表 A3-6を参照。 3)求められる情報の質:代理指標を用いて貨幣換算した事業の社会的価値(インパクト)を投入された費用(インプット)で割り、社会的投資収益率(SROI)を計算する。
e. 報告·開示 項目	-般的に SROI 報告書に含めること ・組織の情報 ・分析の範囲に関する説明 (ステークホルダーの関与、データ収集の方法、分析の際の前提や制限) ・インパクトマップ ・ケーススタディ ・意思決定に関する記録 (選択したステークホルダー、アウトカム、指標の決定に関して理論的根拠を示す) ・分析の要約
f. 特徴・その他	 可視化し難い社会的インパクトを「代理指標」を用いて貨幣換算する。 ステークホルダーを分析に関与させることで、分析結果の妥当性を高める。 目的によって分析の厳密さは変わる(内部の管理目的の場合は、短時間で簡単な分析となる一方、外部への報告の場合は、より詳細な情報が求められる)。 それぞれ異なった判断や決定により各組織の SROI 報告書は作成されているため、他組織との SROI 率を比較することはあまり有効ではない。

出所: Cabinet Office (2009)を参照して調査チーム作成

3-5 GRI O G4 Sustainability Reporting Guidelines

(1) G4の概要

第 2 章 2-1-2 で述べたとおり、G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン(以下、G4)は GRI のサステナビリティ・レポーティング・ガイドラインの最新のものである。G4 は、組織がサステナビリティ・レポートを作成するための報告原則と標準開示項目 (Reporting Principles and Standard Disclosure) および実施マニュアル (Implementation Manual)を提供する58。

G4 では、報告原則(Reporting Principles)を下図のとおり定めている。報告内容に関する原則とは、組織の活動やその活動が与える影響(インパクト)及びステークホルダーの実質的な期待や関心について検討を行うことで、報告書で取り上げる内容を特定するための指針となるものである。報告品質に関する原則は、サステナビリティ・レポートの情報の品質を確保するための選択方法や適切な提示方法を示す。組織はこの報告原則を理解の上でサステナビリティ・レポートに提示する情報(標準開示項目59)を特定する。標準開示項目は全ての組織に求められる一般標準開示項目と、より広範な情報を伝える特定標準開示項目に分類され、組織は自らのニーズに合致し、ステークホルダーの情報ニーズを満たせるように標準開示項目を選択する。

ステークホルダーの包含 持続可能性の文脈 (Stakeholder Inclusiveness) (Sustainability Context) サステナビリティという広い文脈の中で組織のパ ステークホルダーを特定し、彼らの合理的な期待 フォーマンスを提示する や関心にどう対応してきたかを説明する 比較可 明瞭性 バランス 能性 (Compa rability) (Clarity) (Balance) 報告品質 報告内容に に関する 関する原則 原則 適時性 信頼性 正確性 (Reliabil (Accura (Timeline ss) 網羅性 マテリアリティ (Materiality) (Completeness) マテリアルな側面(組織が経済、環境、社会に与 経済、環境、社会への著しい影響を反映し、ス える著しい影響を反映している、またはステークホ テークホルダーが組織の報告期間内のパフォーマ ルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与え ンスを評価するために十分な、側面とそのバウン る側面)を取り上げる ダリー(事業体の範囲)を含める

図表 A3-8:報告原則(Reporting principles)

出所:GRI(2013a)(2013b) を参照して調査チーム作成

-

⁵⁸ GRI(2013a)

⁵⁹ 標準開示項目とは報告書の中で GRI が求める項目に対する組織の回答である。

図表 A3-9:GRI のガイドライン

開発者	Global Reporting Initiative (GRI)
名称	G4 Sustainability Reporting Guidelines (G4)
対象	企業(組織の規模、セクター、所在地を問わない)
a. 評価の目的	・組織の目標設定、パフォーマンス測定、変化への対応に役立つ。・抽象的な事柄を目に見える具体的な形にすることにより、持続可能な発展が組織の活動や戦略に与える効果を分かりやすくし、マネジメントを容易にする。・ステークホルダーの意思決定に役立つ。
b. 評価主体	企業
c. 用語の定義	インパクト: 別段の記載がない限り G4 でいう「影響(Impact)」とは、著しい経済、環境、社会的影響(プラス・マイナス、顕在的・潜在的、直接的・間接的、短期的・長期的、意図的・意図的でないものを含む)をいう。
d. 評価の方法	1)評価の範囲:企業活動が社会に与える、経済的、環境的、社会的インパクト(プラス・マイナス、顕在的・潜在的、直接的・間接的、短期的・長期的、意図的・意図的でないものを含む) 2)評価のデザイン: G4 では開示項目を定めているのみであり、評価の方法は示されていない。組織は、標準開示項目の開示により、組織が持続可能性を重視した経営や事業展開になっているかを示し、組織の社会的価値を説明する。3)求められる情報の質: ・バランス:組織のパフォーマンスのプラス面とマイナス面を含める。 ・正確性:ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価するのに十分な正確さと詳細さを備えた情報。
e. 報告·開示項	組織は選択した標準開示項目(一般開示項目および特定開示項目)を記載す
目	る。 ・一般開示項目:戦略および分析、組織プロフィール、特定された重要な側面とバウンダリー、ステークホルダー・エンゲージメント、報告書のプロフィール、ガバナンス、倫理と誠実さに関する項目。 ・特定開示項目:マネジメント手法に関する開示項目(DMA: Disclosure on Management Approach)および指標。特定標準開示項目には、経済・環境・社会の3つのカテゴリーがあり、このうち社会カテゴリーは、労働慣行とディーセントワーク、人権、社会、製品責任の4つのサブカテゴリーに分かれている60。
f. 特徴・その他	特定開示項目の指標はアウトプットレベルのものが主であり、トップダウン型で設 定されている。

出所: GRI (2013a) (2013b)を参照して調査チーム作成

-

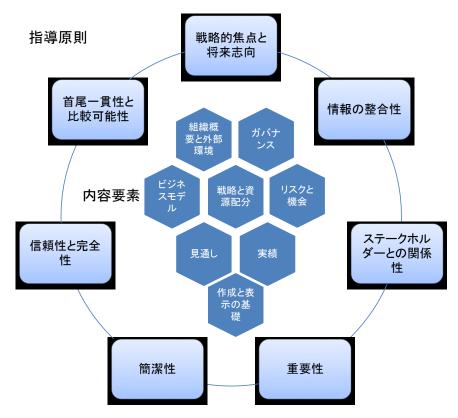
⁶⁰ カテゴリーの詳細は GRI (2013a)を参照。

3-6 国際統合報告(Integrated Reporting)フレームワーク

(1) IIRC の国際統合報告フレームワークの概要

第2章2-1-2(3)で述べたとおり、IIRC は企業報告の発展には企業価値創造についての伝達(コミュニケーション)が重要であるという考えに基づき、企業の財務情報と非財務情報(ESG 情報)を統合した統合報告書の原理原則を定めた国際統合報告(Integrated Reporting)フレームワークを2013年に発表した。

統合報告書の主な目的は、投資家に対し、組織が長期にわたりどのように企業価値を創造するかについて説明することであり、統合報告書には、関連する財務情報とその他の情報の両方が含まれる。フレームワークは、統合報告書の全般的な内容を統括する以下の指導原則(Guiding Principles)および内容要素(Content Elements)を規定することで、それらの基礎となる概念を説明している。指導原則は統合報告書の内容や情報の開示方法に関する原則であり、内容要素は統合報告書に記載すべき事項を示している。つまり、組織は指導原則に留意しながら、内容要素を提示することにより統合報告書を作成する。



図表 A3-10 指導原則および内容要素

出所:IIRC (2013) (2014) を参照して調査チーム作成

図表 A3-11: IIRC の国際統合報告フレームワーク

開発者	国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council)
名称	国際統合報告(Integrated Reporting)フレームワーク
対象	主として民間のあらゆる規模の企業。しかし必要に応じて修正することによって 公的セクターや非営利組織への適用もできる。
a. 評価の目的 ⁶¹	 より効率的かつ生産的な資本の配分を可能にするために、財務資本の提供者(投資家)が利用可能な情報の質を改善する。 複数の異なる報告を基礎に、組織の長期にわたる価値創造能力に強く影響するあらゆる要因を伝達する企業報告に関して、よりまとまりのある効率的なアプローチを促がす。 広範な資本(財務、製造、知的、人的、社会、関係及び自然資本)に関する説明責任及びスチューワードシップ(管理責任)を向上させるとともに、相互関係について理解を深める。 短・中・長期的な価値創造に焦点を当てた統合思考、意思決定及び行動を支援する。
b. 評価主体	企業
c. 用語の定義	 インプット:組織が事業活動の際に利用する資本(資源及び関係性) アウトプット:組織の製品及びサービス、副産物及び廃棄物 アウトカム:組織の事業活動とアウトプットの結果としてもたらされる資本の内部的及び外部的影響(正と負の両面について) 実績:組織の戦略目標の達成状況、及び資本への影響に関するアウトカム
d. 評価の方法	1)評価の範囲:組織の事業活動とアウトプットの結果として発現する正負の資本の内部的および外部的影響 2)評価のデザイン:フレームワークでは、原理原則レベルで指導原則および内容要素を定めているのみであり、具体的な評価の方法は記載されていない。組織が指導原則にそって、内容要素を提示することにより組織が長期にわたりどのように価値を創造するかを説明する。 3)求められる情報の質:重要な事象であること、定量的情報と定性的情報
e. 報告·開示項目	 組織の概要と外部環境:何を、どのような環境において行うか ガバナンス:ガバナンス構造はどのように組織の価値創造能力を支えるか ビジネスモデル:ビジネスモデルは何か リスクと機会:価値創造能力に影響を及ぼすリスクは何か。またそのリスクに対してどのような取組みを行っているか 戦略と資源配分:どこを目指し、どのようにそこに辿り着くのか 実績:当該期間における戦略目標の達成度合。資本への影響に関するアウトカムは何か 見通し:戦略を遂行するに当たり、どのような課題及び不確実性に直面する可能性が高いか。結果として生じるビジネスモデルおよび将来の実績への潜在的な影響はどのようなものか 作成と表示の基礎:統合報告書に含む事象の決定方法、またそれらの事象はどのように定量化又は評価されるか
f. 特徴・その他	フレームワークは原理原則レベルで統合報告の基礎となる概念を説明するもの であり、組織の戦略の質や実績水準等を評価するための基準を設定しているも のではない。

出所: IIRC (2013) (2014) を参照して調査チーム作成

_

⁶¹ http://www.theiirc.org/the-iirc/about/

3-7 Impact Reporting and Investment Standards (IRIS)

(1) 策定の経緯

Impact Reporting and Investment Standards (IRIS)は 2008 年にロックフェラー財団、Acumen ファンド、B Lab によって開発された⁶²。その後、2009 年には、インパクト投資の規模の拡大と効果促進を目的とする Global Impact Investment Network (GIIN)が非営利組織として創設され、現在 IRIS は GIIN のイニシアティブにより管理されている。GIIN は社会的インパクト評価 (impact measurement)を社会的投資における重要な部分と位置づけ、評価の透明性、信憑性、説明責任を強化するツールとして IRIS の普及をはかっている⁶³。GIIN が発表している IRIS のガイドブック Getting started with IRIS では、組織の社会的インパクトを IRIS の指標を用いてどのように測るかを解説している。

(2) IRIS の指標項目

右記「d.評価の方法」に記載のとおり、IRIS の指標設定までのプロセスは 4 つのステップに分けられている。

ステップ 4 の指標の選択において、最新の IRIS Verison3.0 では、下図のとおり、5 つの領域(組織説明、製品説明、財務パフォーマンス、業務インパクト、製品インパクト)について、21 のサブ領域を設けており、10 のセクターごとにその領域の指標が選べるようになっている。利用者は、その中から目的や評価したい項目に合わせて必要な指標を選択する。

財務パフォ 組織説明 製品説明 業務インパクト 製品インパクト ンス ・ガバナンスとオー ·環境政策 ・ハーランスシート ·雇用者 顧客情報 ナーシップ。 ・製品/サービス情 ・キャッシュフロー 環境パフォーマン ·出資者情報 ・インパクト目標 ·損益計算書 ・製品/サービス情 ·組織情報 ・質とパフォーマンス ・比率・コンセプト・ ·環境政策 報告書に関す ・報告書に関す ・ガバナンスとオー 計算 質とパフォーマンス る情報(単位など) ナーシップ る情報(報告期間 ・量と範囲 ・対象となる受益 ·社会政策 ·製造者情報 ·研修評価 · 賃金 セクター:クロスセクター、農業、教育、エネルギー、環境、財務サービス、保健、

図表 A3-12:IRIS の指標項目

出所: IRIS (2014)を参照して調査チーム作成

86

住宅/コミュニティファシリティ、土地保全(持続可能な土地利用)、水

⁶² https://iris.thegiin.org/about-iris

⁶³ IRIS(2013)

図表 A3-13: 社会的インパクト評価における IRIS

開発者	Global Impact Investing Network (GIIN)
名称	Impact Reporting and Investment Standards (IRIS)
対象	資金提供者(投資家、ファンドマネージャー)、資金需要者(社会的企業家)
a. 評価の目的 (社会的インパクト 評価に IRIS を用い ることの利点)	 ・資金提供者がポートフォリオ全体、特定のセクター内、投資の目的において、パフォーマンスデータを比較することを可能にし、投資の判断に利用できる。 ・資金需要者が組織のパフォーマンスを測定し、新たな投資を集めることを可能にする。 ・投資が生み出す明確な社会的インパクトを示すために、社会的インパクトを測る信憑性のあるデータ(指標)を作成することによって、社会的投資を促進する。 ・事業の結果について共通言語化することで、投資の比較、組織のパフォーマンスについてのコミュニケーションを容易にする。
b. 評価主体	資金提供者、資金需要者
c. 用語の定義	インパクト評価: Impact measurement program は、投資先のパフォーマンスを管理し、期待される社会的、環境的目標に対しての進捗を確認するために組織が実施する活動やプロセス。
d. 評価の方法	1)指標のレベル: 事業の結果(アウトプット)レベルのものが主である。 2)指標設定のステップ STEP1: インパクトデータの使用目的を明確にする STEP2: STEP1 をふまえて、必要なデータリストを作成する STEP3: ポートフォリオの中でどのようにインパクトデータを使用するかを決定する STEP4: オンラインの IRIS のカタログで指標を選択する 3)求められる情報の質: N.A
e. 報告·開示項目	N.A
f. 特徴・その他	・ IRIS は社会的インパクト評価のプロセス(①目標設定、②測定法、評価フレームワークの選択、③パフォーマンスデータの収集と管理、④パフォーマンスデータの分析、⑤ステークホルダーへのパフォーマンスデータの報告)のうち、「②測定法、評価フレームワークの選択」を行う際に利用されるパフォーマンス測定のためのツールであり評価手法ではない。セクター毎に社会的インパクトを測る指標をまとめたカタログであり、他の社会的インパクト評価手法と組み合わせて補完的に使用されることが想定されている。

出所: IRIS (2013)を参照して調査チーム作成

参考文献リスト

<u>和文</u>

あずさ監査法人 IFRS 本部(2012) IFRS の基礎となる概念フレームワーク入門 中央経済社

荒井勝(2013)「統合報告書に投資家が求めるもの 日本と欧州で会議に参加して考えたこと」『RID ディスクロージャーニュース』vol.19

伊藤健(2013)「ソーシャル・ビジネスに対する民間資金によるファイナンスの動向」2013 年 5 月 21 日 BOP ビジネス支援セミナー配付資料

伊藤正晴(2014)「社会的責任投資(SRI)とCSR情報の評価」 大和総研 環境調査部

国際開発機構(2014)「社会性評価基準の国際標準化に向けた戦略の研究」報告書

谷本寛治(2006)ソーシャル・エンタープライズー社会的企業の台頭 中央経済社

中川彩 (2014)「スチュワードシップ・コード時代の情報開示は分かりやすく効果的に」 EY 総合研究所株式会社 未来経営研究部

永田洋(2013)「統合報告における「資本 Capitals」のマネジメント」EDGE International

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2010)「平成 21 年度地域経済産業活性化対策調査 (ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業)報告書」平成 21 年度経済産業省委託調査

GRI (2013a) G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン

IIRC (2014) 国際統合報告フレームワーク日本語訳

<u>英文</u>

Cabinet Office (2013) G8 Social Impact Investment Forum, Outputs and Agreed Actions (2009) A guide to Social Return on Investment

G8 Social Impact Investment Taskforce (2014) Measuring Impact, Subject Paper of the Impact Measurement Working Group

Group d'experts de la Commission sur l'entrepreneuriat social (2014) Proposed Approaches to Social Impact Measurement in European Commission Legislation and in Practice relating to: EuSEFs and the EaSI

GRI (2013b) G4 Sustainability Reporting Guidelines

Harlock, J. (2013) Impact measurement practice in the UK third sector: a review of emerging evidence, Third Sector Research Centre Working Paper 106. University of Birmingham

IIRC (2013) The International <IR> Framework

IRIS (2013) Getting started with IRIS

IRIS (2014) IRIS Version 3.0

Kazimirski, A., and Pritchard, D. (2014) Building your measurement framework: NPC's four pillar

別添 4: 参考文献リスト

approach

- Lonsdale, J., Bemelmans-Videc (2007) "Accountability-The Challenges for Tow Professions: Introduction," in Bemelmans-Videc, M Lonsdale, J., Perrin B, Making Accountability Work: Dilemmas for Evaluation and for Audit, New Brunswick, Transaction publishers
- OECD (2015) Social Impact Investment -Building the Evidence Base-
- O'Donohoe, N. (2010). Impact Investments An emerging asset class, J.P.Morgan Global Research 2010 http://www.rockefellerfoundation.org/uploads/files/2b053b2b-8feb-46ea-adbd-f89068d59785-impact.pdf
- Ogain, E. N., Lumley, T. and Pritchard, D. (2012) Making an Impact, London: NPC. SASB (2013) Conceptual Framework of the Sustainability Accounting Standards Board